

目

次

9月15日（水曜日）第1号

○ 議事日程.....	1
○ 本日の会議に付した事件.....	1
○ 出席議員.....	2
○ 欠席議員.....	3
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	3
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
○ 開　　会（午前10時00分）.....	4
○ 日程第1　会議録署名議員の指名について.....	4
○ 日程第2　会期の決定について.....	4
○ 日程第3　報第10号から日程第20　議第62号まで.....	4
平野　元市長提案説明.....	5
○ 散　　会（午前10時28分）.....	10

9月22日（水曜日）第2号

○ 議事日程.....	13
○ 本日の会議に付した事件.....	15
○ 出席議員.....	18
○ 欠席議員.....	18
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	18
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	19
○ 開　　議（午前10時00分）.....	20
○ 日程第1　質　　疑（報第10号及び議第48号から議第62号まで）.....	20
15番　中田静枝議員質疑.....	20
船戸企画部長答弁.....	20
15番　中田静枝議員質疑.....	21
○ 休　　憩（午前10時10分）.....	22
○ 再　　開（午前10時11分）.....	22
○ 日程第2　討　　論（議第48号から議第62号まで）.....	22

15番 中田静枝議員反対討論.....	23
○ 日程第 3 採 決（議第48号から議第62号まで）.....	24
○ 日程第 4 質 疑（認第 1 号及び認第 2 号）.....	26
13番 寺町知正議員質疑.....	26
梅田水道部長答弁.....	27
13番 寺町知正議員質疑.....	27
梅田水道部長答弁.....	27
13番 寺町知正議員質疑.....	28
梅田水道部長答弁.....	28
13番 寺町知正議員質疑.....	28
船戸企画部長答弁.....	29
13番 寺町知正議員質疑.....	29
船戸企画部長答弁.....	29
13番 寺町知正議員質疑.....	30
船戸企画部長答弁.....	30
13番 寺町知正議員質疑.....	30
船戸企画部長答弁.....	30
13番 寺町知正議員質疑.....	30
○ 休 憩（午前10時36分）.....	31
○ 再 開（午前10時39分）.....	31
船戸企画部長答弁.....	31
13番 寺町知正議員質疑.....	31
船戸企画部長答弁.....	31
13番 寺町知正議員質疑.....	31
長野基盤整備部長答弁.....	32
13番 寺町知正議員質疑.....	33
長野基盤整備部長答弁.....	33
13番 寺町知正議員質疑.....	34
長野基盤整備部長答弁.....	34
15番 中田静枝議員質疑.....	35
○ 休 憩（午前10時55分）.....	35
○ 再 開（午前10時57分）.....	35

長屋市民部長答弁	35
15番 中田静枝議員質疑	35
長屋市民部長答弁	36
13番 寺町知正議員質疑	36
長野基盤整備部長答弁	36
13番 寺町知正議員質疑	37
長野基盤整備部長答弁	37
13番 寺町知正議員質疑	37
船戸企画部長答弁	38
13番 寺町知正議員質疑	38
船戸企画部長答弁	39
13番 寺町知正議員要望	39
○ 日程第 5 委員会付託	39
○ 休 憩（午前11時10分）	39
○ 再 開（午前11時30分）	39
船戸企画部長答弁	40
長屋市民部長答弁	40
○ 追加日程第 1 議第63号から追加日程第 5 議第67号まで	40
平野市長提案説明	40
○ 追加日程第 6 質 疑（議第63号から議第67号まで）	42
15番 中田静枝議員質疑	42
垣ヶ原総務部長答弁	42
15番 中田静枝議員質疑	42
垣ヶ原総務部長答弁	42
船戸企画部長答弁	43
19番 小森英明議員要望	43
13番 寺町知正議員質疑	43
垣ヶ原総務部長答弁	44
13番 寺町知正議員質疑	44
垣ヶ原総務部長答弁	44
13番 寺町知正議員質疑	44
垣ヶ原総務部長答弁	45

13番 寺町知正議員質疑.....	45
嶋井助役.....	45
垣ヶ原総務部長答弁.....	45
13番 寺町知正議員質疑.....	46
垣ヶ原総務部長答弁.....	46
船戸企画部長答弁.....	47
13番 寺町知正議員質疑.....	47
船戸企画部長答弁.....	47
14番 渡辺政勝議員質疑.....	47
垣ヶ原総務部長答弁.....	47
14番 渡辺政勝議員質疑.....	48
垣ヶ原総務部長答弁.....	48
14番 渡辺政勝議員要望.....	48
○追加日程第7 討 論（議第63号から議第67号まで）.....	48
13番 寺町知正議員反対討論.....	48
○追加日程第8 採 決（議第63号から議第67号まで）.....	48
○散 会（午後零時08分）.....	50

10月1日（金曜日）第3号

○議事日程.....	51
○本日の会議に付した事件.....	51
○出席議員.....	51
○欠席議員.....	51
○説明のため出席した者の職氏名.....	51
○職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	52
○開 議（午前10時00分）.....	53
○日程第1 一般質問.....	53
7番 武藤孝成議員質問.....	53
（1）一般職員の採用について	
垣ヶ原総務部長答弁.....	53
7番 武藤孝成議員質問.....	55
垣ヶ原総務部長答弁.....	55

(2) 市内の道路、橋について	
長野基盤整備部長答弁.....	56
7 番 武藤孝成議員質問.....	57
長野基盤整備部長答弁.....	57
7 番 武藤孝成議員質問.....	58
長野基盤整備部長答弁.....	58
6 番 村瀬隆彦議員質問.....	59
(1) 岐阜地方法務局高富出張所跡地について	
垣ヶ原総務部長答弁.....	59
6 番 村瀬隆彦議員質問.....	59
垣ヶ原総務部長答弁.....	60
(2) 非常勤の特別職職員の報酬について	
垣ヶ原総務部長答弁.....	60
6 番 村瀬隆彦議員質問.....	61
垣ヶ原総務部長答弁.....	61
17 番 村橋安治議員質問.....	62
(1) 山県市の農業振興政策について	
松影産業経済部長答弁.....	62
17 番 村橋安治議員質問.....	63
平野市長答弁.....	63
(2) 地元企業と商店の活性化について	
嶋井助役答弁.....	65
17 番 村橋安治議員質問.....	66
嶋井助役答弁.....	66
17 番 村橋安治議員質問.....	67
嶋井助役答弁.....	67
○ 休 憩（午前11時03分）.....	68
○ 再 開（午前11時20分）.....	68
1 番 吉田茂広議員質問.....	68
(1) 少子化が進む山県市の現状と、それに対する施策について	
土井保健福祉部長答弁.....	69
(2) 山県市まちづくり計画の中の基本方針「活力あふれる産業の	

まちづくり」に対する市の考えを問う

平野市長答弁.....	71
1 番 吉田茂広議員要望.....	72
○ 休 憩（午前11時40分）.....	73
○ 再 開（午前11時41分）.....	73
22番 久保田 均議員質問.....	73
（1）防災無線と有線テレビの拡張事業について	
船戸企画部長答弁.....	74
22番 久保田 均議員質問.....	75
船戸企画部長答弁.....	76
22番 久保田 均議員質問.....	76
船戸企画部長答弁.....	77
○ 休 憩（午前11時57分）.....	77
○ 再 開（午後1時30分）.....	77
10番 後藤利ヲ議員質問.....	77
（1）学校選択制の導入について	
小林教育長答弁.....	78
10番 後藤利ヲ議員質問.....	79
小林教育長答弁.....	79
10番 後藤利ヲ議員要望.....	80
9 番 影山春男議員質問.....	80
（1）有害鳥獣捕獲支援について	
松影産業経済部長答弁.....	80
9 番 影山春男議員質問.....	81
松影産業経済部長答弁.....	81
（2）新川の管理は	
長野基盤整備部長答弁.....	82
9 番 影山春男議員質問.....	83
長野基盤整備部長答弁.....	83
2 番 尾関律子議員質問.....	84
（1）発達障害に対する支援について	
土井保健福祉部長答弁.....	84

2 番 尾関律子議員質問.....	85
土井保健福祉部長答弁.....	85
(2) 豊かな心と文化を育むまちづくり	
小林教育長答弁.....	86
2 番 尾関律子議員質問.....	87
小林教育長答弁.....	88
2 番 尾関律子議員要望.....	88
4 番 宮田軍作議員質問.....	89
(1) 人事について	
垣ヶ原総務部長答弁.....	89
4 番 宮田軍作議員質問.....	91
平野市長答弁.....	91
4 番 宮田軍作議員要望.....	92
○ 散 会 (午後 2 時 33 分)	92

10月4日(月曜日)第4号

○ 議事日程.....	93
○ 本日の会議に付した事件.....	93
○ 出席議員.....	93
○ 欠席議員.....	93
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	93
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	94
○ 開 議 (午前 10 時 00 分)	95
○ 日程第 1 一般質問.....	95
11 番 谷村松男議員質問.....	95
(1) インター周辺整備構想について	
平野市長答弁.....	97
11 番 谷村松男議員質問.....	98
平野市長答弁.....	98
11 番 谷村松男議員要望.....	99
15 番 中田静枝議員質問.....	99
(1) 終戦 60 年の来年を、山県市はどう迎えるべきか	

平野市長答弁.....	100
15番 中田静枝議員質問.....	100
小林教育長答弁.....	101
(2) 一般廃棄物処理施設は、熔融炉以外を考慮しては	
長屋市民部長答弁.....	102
15番 中田静枝議員質問.....	104
長屋市民部長答弁.....	105
(3) 無料の前立腺がん検査 (P S A 検査) を続けるべきでは	
土井保健福祉部長答弁.....	106
○ 休 憩 (午前10時53分)	107
○ 再 開 (午前11時15分)	107
13番 寺町知正議員質問.....	107
(1) 時代の流れを見ても、公共施設のたばこ自販機は撤去すべき	
小林教育長答弁.....	108
13番 寺町知正議員質問.....	108
平野市長答弁.....	108
13番 寺町知正議員質問.....	109
平野市長答弁.....	109
(2) 汚職職員の退職金の未返還請求は違法かつ損害であること	
垣ヶ原総務部長答弁.....	111
13番 寺町知正議員質問.....	111
垣ヶ原総務部長答弁.....	112
13番 寺町知正議員質問.....	112
平野市長答弁.....	112
(3) 地域のごみ処理計画現状と将来の構想について	
嶋井助役答弁.....	114
12番 横山善道議員質問.....	117
(1) 国際交流推進について	
室戸教育次長答弁.....	117
12番 横山善道議員質問.....	118
室戸教育次長答弁.....	118
12番 横山善道議員要望.....	119

○ 散 会（午前11時59分）	119
-----------------------	-----

10月5日（火曜日）第5号

○ 議事日程.....	121
○ 本日の会議に付した事件.....	122
○ 出席議員.....	123
○ 欠席議員.....	123
○ 説明のため出席した者の職氏名.....	123
○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	123
○ 開 議（午前10時20分）	124
○ 日程第1 決算特別委員会委員長報告.....	124
○ 日程第2 委員長報告に対する質疑.....	124
15番 中田静枝議員質疑.....	124
久保田決算特別委員会委員長答弁.....	124
○ 日程第3 討 論.....	124
15番 中田静枝議員反対討論.....	125
○ 再 開（午前10時36分）	128
○ 再 開（午前10時37分）	128
○ 日程第4 採 決.....	128
○ 日程第5 発議第7号	129
14番 渡辺政勝議員提案説明.....	129
○ 日程第6 質 疑.....	131
○ 日程第7 討 論.....	131
○ 日程第8 採 決.....	131
○ 日程第9 環境保全対策特別委員会委員長報告について.....	132
○ 日程第10 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について.....	133
○ 休 憩（午前10時57分）	134
○ 再 開（午前10時58分）	134
○ 休 憩（午前10時58分）	135
○ 再 開（午前11時20分）	135
○ 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告について.....	135
○ 日程第12 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査報告について.....	136

○ 日程第13 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について.....	138
○ 日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について.....	141
○ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について.....	143
○ 閉 会（午前11時52分）.....	143
○ 会議録署名者.....	144

平成16年第3回

山県市議会定例会会議録

第1号 9月15日(水曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成16年9月15日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第8 議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第9 議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第10 議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第11 認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議第61号 市道路線の認定について
- 日程第20 議第62号 市道路線の変更について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	報第10号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について
日程第 4	議第48号	山県市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議第49号	山県市基金条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議第50号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議第51号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第 8	議第52号	岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
日程第 9	議第53号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
日程第10	議第54号	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
日程第11	認第 1 号	平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認第 2 号	平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第13	議第55号	平成16年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第14	議第56号	平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第15	議第57号	平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第16	議第58号	平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第17	議第59号	平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第 1 号）
日程第18	議第60号	平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第19	議第61号	市道路線の認定について
日程第20	議第62号	市道路線の変更について

○出席議員（ 2 2 名）

1 番	吉 田 茂 広 君	2 番	尾 関 律 子 君
3 番	横 山 哲 夫 君	4 番	宮 田 軍 作 君
5 番	田 垣 隆 司 君	6 番	村 瀬 隆 彦 君
7 番	武 藤 孝 成 君	8 番	河 口 國 昭 君
9 番	影 山 春 男 君	1 0 番	後 藤 利 弘 君
1 1 番	谷 村 松 男 君	1 2 番	横 山 善 道 君
1 3 番	寺 町 知 正 君	1 4 番	渡 辺 政 勝 君

15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	舩戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	岡田達雄君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼企画部長	和田真吾君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	堀達也
------	-----	----	-----

午前10時00分開会

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成16年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により、議長において4番 宮田軍作君、19番 小森英明君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会は、本日から10月5日までの21日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より10月5日までの21日間と決定いたしました。
-

日程第3 報第10号から日程第20 議第62号まで

- 議長（藤垣邦成君） 日程第3、報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について。

この議案につきましては、地方自治法に基づく議会の委任による専決処分でありますので、報告のみでありますので、御承知おき願います。

日程第4、議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について、日程第8、議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について、日程第9、議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、日程第10、議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の一部を改正する規約について、日程第11、認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、

日程第12、認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第13、議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第3号）日程第14、議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）日程第15、議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）日程第16、議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）日程第17、議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）日程第18、議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）日程第19、議第61号 市道路線の認定について、日程第20、議第62号 市道路線の変更について、以上の18議案を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成16年山県市議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、8月29日には伊自良中学校グラウンドをメイン会場に、東海地震想定の中山市総合防災訓練を実施いたしましたところ、議員各位を初め、関係機関や市民の方々、多数、約900名に参加をしていただき、盛大に訓練を実施することができ、まことにありがとうございました。特に、今回の訓練では、災害により道路が寸断され救急車により負傷者搬送ができないことを想定し、民間ヘリコプターを使っの負傷者搬送訓練も初の試みとして実施したところでございます。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、生き埋めや建物等に閉じこめられた人々のうち、救助された95%は自力でまたは家族や隣人によって救助されたと言われております。このことは、広域的災害発生直後に多数の被災者に対し、消防や行政が迅速に対応することがいかに困難であり、災害発生直後の人命救助や初期消火は近隣の住民に負うところが極めて大きいということを物語っております。

このような事実を踏まえ、自治会長さん方に、地域における自主防災組織の設置をお願いしてまいりましたところ、山県市発足時にはゼロであった自主防災会が、現在では126の自治会で結成され、その組織率は81%に達しております。

また、最近では台風16号及び18号の襲来、浅間山の噴火、東海沖地震の発生など自然災害が多発しております。幸いにも、本市では台風による樹木や電柱等の倒壊など被害は少なく、大した被害は発生しませんでした。このように、災害はいつ起こるか想定できないところから、危機管理を強化していくことが極めて重要かと思っております。

参考までに、今回の対策として、8月30日の台風16号では、午前3時35分に大雨洪水

警報が発令されたと同時に第一次配備の警戒態勢をとり、翌日31日の午前9時45分の警報解除に合わせて警戒態勢を解いたところでございます。

また、翌週の9月7日の台風18号でも、午後3時35分に大雨洪水警報が発令されたと同時に事前配備の警戒態勢をとり、午後10時45分の警報解除に合わせて警戒態勢を解いたところでございます。

今後につきましても、災害の発生に合わせて本市地域防災計画に基づく警戒態勢をとるとともに、自主防災会等、市民の皆様と行政が連携して総合的な防災体制の一層の整備に努めてまいりたいという所存でございますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、本定例会におきます案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本日御提案いたしております案件は、報告案件1件、条例案件7件、決算案件2件、補正予算案件6件、その他の案件2件の計18案件でございます。これより、この議案の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

それでは、資料ナンバー1、報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に基づき専決処分し、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、資料ナンバー2、議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、普通河川等における砂利採取法の規定に基づく砂利採取計画の認可及び変更の認可に係る事務の権限の移譲を受けましたので、手数料を定めるため条例を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例につきましては、決算時に剰余金が生じたときに減債基金へ積み立てをすることができるよう条例を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー4、議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、ガス事業法改正に伴い条例を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー5、議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約につきましては、組合の共同処理する事務の変更及び組合の構成員の変更に伴う規定整備を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー6、議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議、資料ナンバー7、議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議、資料ナンバー8、議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約の3議案につきましては、平成16年11月1日に廃置分合によ

り羽島郡川島町が各務原市に編入され、川島町が廃止されることに伴うものでございます。

続きまして、資料ナンバー 9、認第 1 号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、また資料ナンバー10、認第 2 号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、決算の特徴的な点について御説明申し上げます。

当該決算は、本市における初の決算でございます。旧 3 町村における平成14年度の決算が打ち切り決算であったため、この時点で未収、未払いとなった債権債務を引き継いでいることから、決算額にはこうした収入、支出額も含んでいるという特殊な内容になっております。

一般会計及び特別会計につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊にまとめて提出させていただいております。また、本市の監査委員により慎重な決算審査を行っていただき、その結果を別冊の決算審査意見書として提出させていただいております。

各会計の決算につきましては、いずれも実質収支額は黒字となっております。特に一般会計につきましては、合併初年度という特殊な状況の中にあって、職員一丸となって、より効率的な執行方法等を模索した結果、定められた予算内容の目的を達成いたしました。

一般会計における実質単年度収支は10億1,871万2,196円となっておりますが、そのうち 8 億円につきましては、平成16年度へ繰り越すことなく財政調整基金へ編入させていただくことといたしております。

今後につきましては、監査委員からの御指摘もいただいております事項を十分検討いたしますとともに、さらなる適正かつ効率的な行財政の運営に、引き続き最善の努力をしてまいり所存でございます。

続きまして、資料ナンバー11、議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億872万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を152億382万7,000円とし、債務負担行為の追加及び地方債の変更による補正を行うものでございます。

次に、歳出の款ごとに、順次その概要を御説明いたします。

まず、総務費につきましては、可児市内にある花フェスタ記念公園内で開催されます「花フェスタ2005」において、来年 3 月24日、25日の 2 日間に予定されている「山県市の日」において、本市が情報発信していくための各種事業費について、山県市花の都岐阜推進協議会への補助金として310万円を計上いたしているほか、美山地域に設置して

ある電光掲示板の修繕費として110万円を計上いたしております。なお、情報管理費5,358万円につきましては、地域情報化事業特別会計補正予算の中で御説明させていただきます。

民生費につきましては、岐阜肢体不自由児母子通園施設組合への通園者が1名増加しましたので、負担金の追加分として203万1,000円、市民が知的障害者生活ホームへ入所された場合の当該施設への補助金1名分、46万8,000円のほか、福祉医療費に係る前年度補助金の精算返還金として105万8,000円を計上いたしております。なお、知的障害者生活ホームへの入所補助金につきましては、2分の1の県支出金を見込んでおります。

衛生費につきましては、環境汚染から市民を守るため、各種土壌、水質検査料の追加分として58万2,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、間伐材搬出利用促進事業費として20万円を追加するほか、ナラ材の害虫防除事業費として98万5,000円を計上いたしております。なお、間伐材搬出利用促進事業費につきましては、2分の1の県支出金、ナラ材の害虫防除事業費につきましては、4分の3の県支出金を見込んでおります。

土木費につきましては、地籍調査事業として41万1,000円を追加するほか、市営住宅入居者退去に伴う住宅取壊し工事費169万円を計上いたしております。なお、地籍調査事業費につきましては、4分の3の県支出金を見込んでおります。

消防費につきましては、美山地域における統合簡易水道事業の管路布設に伴い、消火栓を未設置地域に5基新設するとともに、既設消火栓を地下式50ミリから地上式65ミリに変更する7基分についての負担金として681万5,000円を追加し、これに伴う消火栓用ホース等、附属品の購入費を計上いたしているほか、第7分団詰所の実施設計に伴い、基礎工事費等の追加分として500万円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、伊自良地域を担当している英語指導助手の確保が困難となったため、こうした人材派遣を専門とする業者への委託に変更するための経費として、不足額20万3,000円を計上しているほか、「科学おもしろ体験講座事業」として、県から指定を受けた四つの小学校の児童等のバス借上料を34万7,000円計上いたしております。なお、当該事業費につきましては、全額について県支出金を見込んでおります。

また、災害復旧費につきましては、去る6月下旬に発生した台風6号により、神崎地内の夏坂林道の路側が一部決壊するなどの林道災害が発生したため、その復旧費として817万3,000円を計上し、円原地内の市道万所線の路側が一部決壊したため、その復旧費として2,080万3,000円を計上いたしております。

なお、夏坂林道につきましては、65%分の県支出金と残りの財源の8割相当分の災害

復旧事業債、万所線につきましては、3分の2の国庫負担金と残り全額相当分の災害復旧事業債を見込んでおります。ちなみに、災害復旧事業債につきましては、償還額の95%分が地方交付税に算入されるという地方債でございます。

歳入につきましては、歳出補正に伴う国、県支出金、市債、介護保険特別会計の前年度精算繰入金のほか、平成15年度決算に伴う繰越金を1億1,781万7,000円を計上し、財源剰余金につきましては、当初見込んでおりました財政調整基金繰入金のうち7,811万9,000円を取りやめることといたしております。

債務負担行為の追加につきましては、青波地区での基盤整備促進事業費へ3,100万円を追加するものでございます。今般、当該地域の水力式揚水機が故障をいたしましたため、来年度の作付に間に合わせるために当該揚水機を修繕するものでございます。

続きまして、資料ナンバー12、議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6,467万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を16億3,516万5,000円とするものでございます。

平成15年度の事業費等が確定したことに伴い、支払基金への返還金380万1,000円を計上する一方、国、県からの追加負担金として、合わせて6,467万8,000円を計上し、補正により財源剰余となる2,096万8,000円につきましては、今後の介護サービス需要の増加に備えて、予備費として予算計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー13、議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に105万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3億9,772万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、去る7月下旬に赤尾地内の廃水処理施設へ落雷があり、これを復旧するための修繕費を追加し、これに見合う財源として保険料を見込んでおります。

続きまして、資料ナンバー14、議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5,358万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を26億2,155万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、テレビ共聴組合が現在利用されている施設を買い上げ、再利用するための経費等として4,298万3,000円、また共聴組合に対し、当時の美山町が助成した金額に対する県補助金の返還金として1,049万7,000円を予算計上するものでございます。

続きまして、資料ナンバー15、議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算の款ごとの金額組み替えをするものでございます。平成15年度の決算に伴い、繰越金について当初予算額を確保することができなか

ったため、不足する財源を高富財産区調整基金の繰り入れにより対応するものでございます。

続きまして、資料ナンバー16、議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、資本的支出として1,048万9,000円を追加し、資本的収入として681万5,000円を追加するものでございます。

資本的支出につきましては、葛原地内において、当初は農道への管路布設を予定していましたが、当該農道が河川の堤防であるということから、県と協議した結果、布設箇所を変更せざるを得ないという結果となり、配水管を布設するための用地取得等の経費として367万4,000円を計上いたしております。

また、一般会計の補正予算でも御説明申し上げましたが、美山地域における統合簡易水道事業の管路布設に伴い、消火栓未設置地域へ5基新設し、地下式50ミリを地上式65ミリへと変更する7基分についての工事費として681万5,000円を追加計上いたしております。

なお、資本的収入の681万5,000円につきましては、この消火栓の設置経費について、地方公営企業法に基づき一般会計から収入するものでございます。

続きまして、資料ナンバー17、議第61号 市道路線の認定につきましては、東深瀬鴻ヶ池地内の民間宅地開発内道路の検査及び寄付採納手続が完了したため、関係部分を路線名をつけ認定するものでございます。

また、続きまして、資料ナンバー18、議第62号 市道路線の変更につきましては、富永地内の民間宅地開発内道路の検査及び寄付採納手続が完了したことに伴いまして、美87号線を延長し、終点地の変更をするものでございます。

以上、提出案件の概要を御説明申し上げましたが、十分に御審議賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤垣邦成君） 市長の提案説明を終わります。御苦労さまでございました。

○議長（藤垣邦成君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日16日から21日までは、議案精読のため休会といたします。

なお、22日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。

御苦労さまでございました。

午前10時28分散会

平成16年第3回

山県市議会定例会会議録

第2号 9月22日(水曜日)

○議事日程 第2号 平成16年9月22日

日程第1 質疑

- 報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協議について
- 議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算(第1号)
- 議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第61号 市道路線の認定について
- 議第62号 市道路線の変更について

日程第2 討論

- 議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町村数の減少等に関する協

議について

議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の一部を改正する規約について

議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

議第61号 市道路線の認定について

議第62号 市道路線の変更について

日程第3 採 決

議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について

議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の一部を改正する規約について

議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

議第61号 市道路線の認定について

議第62号 市道路線の変更について

日程第4 質 疑

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第5 委員会付託

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について

議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について

議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について

議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）

議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

議第61号 市道路線の認定について

議第62号 市道路線の変更について

日程第2 討 論

議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について

議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について

- 議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第61号 市道路線の認定について
- 議第62号 市道路線の変更について

日程第3 採 決

- 議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

議第61号 市道路線の認定について

議第62号 市道路線の変更について

日程第4 質 疑

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第5 委員会付託

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

追加日程第1 議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約について

追加日程第2 議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約について

追加日程第3 議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約について

追加日程第4 議第66号 山県市デジタル移動無線施設設置工事請負契約について

追加日程第5 議第67号 山県市防災行政無線（同報系）施設設置工事請負契約について

追加日程第6 質 疑

議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約について

議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約について

議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約について

議第66号 山県市デジタル移動無線施設設置工事請負契約について

議第67号 山県市防災行政無線（同報系）施設設置工事請負契約について

追加日程第7 討 論

議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約について

議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約について

議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約について

議第66号 山県市デジタル移動無線施設設置工事請負契約について

議第67号 山県市防災行政無線（同報系）施設設置工事請負契約について

追加日程第8 採 決

議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約について

議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約について

議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約について

議第66号 山県市デジタル移動無線施設設置工事請負契約について

議第67号 山県市防災行政無線（同報系）施設設置工事請負契約について

○出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長 平野元君 助役 嶋井勉君

収 入 役	河 口 衛 君	教 育 長	小 林 園 之 君
総務部長	垣ヶ原 正 仁 君	企画部長	船 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君
産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	岡 田 達 雄 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	堀 達 也
------	-------	-----	-------

午前10時00分開議

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、質疑。

質疑は、15日に議題となりました報第10号及び議第48号から議第62号までの議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 議第49号の山県市基金条例の一部を改正する条例についてなんですけれども、減債基金の積み立てにかかわって、これまで一般会計の予算で定める額のみが積み立てすることができたということなんですけれども、それを決算期に剰余金のうちから市長の裁量で積み立てができるという項目をつけ加えるということなのですが、財政調整基金というのがありまして、そういったことには自由に使える、次の予算編成などにも自由に使えるようなそういう財政調整基金があって、財政調整基金についてはそういう項目も入っているというお話なんですけれども、減債基金についてもこのようにしたいということなのですが、減債基金、現在あれですね、15年度の決算の資料を見ますと、12億9,000万円余りということになっておりますが、その年のやりくりが行われた結果、決算期にたくさんの剰余金が出たということについての考え方というのもしろいろあると思います。それをどのように振り分けてこれから使っていくかということの中での減債基金の振り当てになっていくかなというふうに思いますけれども、この減債基金というのは、やはり財政運営の上で一定の見通しを持ってやっていかなければいけないというふうに思いますけれども、市としては積み立ての規模について、どれぐらい必要だというふうに考えておられるのかなというふうに疑問がわいてくるわけです。そのことについて質問をしたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 企画部長。

- 企画部長（船戸時夫君） ただいまの中田議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員御指摘のとおり、現在は財政調整基金のみ決算剰余金の積み立てが条例の中にうたわれておるわけでございますが、特に15年度決算におきましては、合併初年度ということで不用額が多額に生じたということもございまして、財政調整基金に8億円決算剰余

金を積み増しをいたしたわけでございます。

御承知のように、減債基金につきましては、現在合併特例債、また過疎債ということで大型事業も行っておりますので、今後の償還のために減債基金を当然設けておりますし、この基金をもとにまた返済、償還に充てていきたいと思っております。

現在、御指摘のように12億円ほど基金を積んでおるわけでございますが、総額幾らということまでは決めておりませんし、16年度決算におきましては、不用額等の整理を行っていきますので、今年度の15年度決算みたいに多額な決算剰余金は発生しないと思いますが、なおかつその上でも若干積み増しができれば減債基金にも積んでいきたいということの思いで提案させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質疑はございませんか。

中田静枝君、再質問ですか。質問がかわるんですか。

○15番（中田静枝君） 別の質問で。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 議第55号なんですけれども、今の減債基金についての答弁につきましては、今後そういった財政運営が本当に市民にとって、山県市で市民が生活していく上で重要な施策ということが実施されていくような、そういうやっぱり大事な仕事にきちんとやっぱり予算がとられるような計画というのがなおざりにされて、必要な経費が行政改革、効率化ということの中で、削減をどんどんされた中では、こういう剰余金がどんどん生まれてくるというような状況が作り出されてはいけないというふうに思ひますので、ちょっとそれをつけ加えて次の質問に移ります。済みません。

議第55号と議第58号なんですけれども、これにつきましては、一般会計の補正予算、58号の特別会計の方へ繰り出しをするという内容の一部になっているわけなんですけれども、地域情報化事業にかかわってのこの一般会計の補正予算なんですけど、事業そのものについて、私は非常に山県市は急ぎ過ぎているというふうに思ひます。その中で、いろいろ調べてくる中で疑問に思ひこともいろいろあるわけなんですけど、6月の地域情報化事業にかかわる条例の制定にかかわってのことでもありますけれども、一般住民と、それから営利を目的とする一般企業、事業所というのが全く同じに位置づけられているのではないかなというふうにこの部分では思ひうんですね。

今回は、この伝送路の買い取りにかかわる補正予算が出てきているわけなんですけれども、事業全体が急ぎ過ぎじゃないかという観点から調べる中で疑問がわいてまいりましたので、というのは、一般家庭と営利を目的とする事業所、企業についても、加入金について差がないのではないかなというふうに思ひますし、それから、この事業の特別な措置

として、期限を切った取付工事のない部分ですね、それについてもやはり企業も同じような特別な措置になっているんじゃないかというふうに思いますけれども、そこら辺というのは、やっぱり自治体の運営ということから考えて、それでいいのかなというところがあるんですけれども、いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん、質問の内容が全く議案に関係ありません。ですから、本日の質疑は、お手元の提案されている議案の中身について、今の御質問は一般質問になじむ質問でありまして、おっしゃっていることはこの議案から何も出てこないんです。数字も出てこないんです。ですから、ちょっともう少し質問を整理してからお願いいたします。

先ほども、49号についての質問も再質問されるかと思ったら、質問かえますとおっしゃって、また49号について発言されてますが、今日の質疑は、あくまでも提出された議案についてです。そのような御意見がございましたら、一般質問なり委員会のその他の議題として発言を求めて質問をしてくださるよう、本会議ではあくまでも提出された議案についての質疑のみ許しますので、よろしくお願いします。

- 15番（中田静枝君） それはおかしいでしょ。
- 議長（藤垣邦成君） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

質疑なければ質疑を終了いたしますが、いかがでしょうか。

質疑はございませんか。

質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、報第10号及び議第48号から議第62号までの質疑を終結いたします。

日程第2 討論

- 議長（藤垣邦成君） 日程第2、討論。

ただいまから、討論を行います。

議第48号から議第62号までの討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 私は、議第55号と議第58号について、賛成することができません。

それは、今議会で、議第55号につきましては、地域情報化事業にかかわる特別会計への繰出金の部分です。それから、58号につきましては、繰り入れという部分なんですけれども、地域情報化事業が山県市の合併にかかわってのメインの事業だということについては、合併の協議の中で行われてきたようなんですけれども、しかし、この事業そのものというのは非常に大きな事業でありまして、多額の税金を注ぎ込む事業であります。そしてまた、直接一人一人の市民へ日々の生活の中でまたそれが直接かかわる事業でありまして、そういった非常に大きな事業であるにもかかわらず、これについての十分な時間をとっての市民の納得がいくような進め方というのは、私はこういう場合には必要だというふうに思うんです。ところが住民説明会というのは、今年の新年度になってからですし、それから、共聴組合についての説明につきましては、担当課への聞き取りによりますと、今年の1月か2月ごろからだというお話ですし、まだ1年もたっていないですね、そういうことが行われるようになってからも。そういう、急いで進めていくということは本当に私はよくないというふうに思うんですね。やっぱりきちんと時間をとって、住民の中には「こんな事業を何で今率先してやらなくちゃいけないの」という声も私も聞いておりますけれども、そういった中で、私は営利企業であります企業所などについての加入金とか、それからこの事業の特別な工事費の負担を、期限切ってなくするという、そういう特別な措置についても、やっぱり企業というものについてのことが十分私は担当課の中でも議論されないできているんじゃないかという感触を今持っているわけです。そういうふうな実際、例えば山県市の水道……。

- 議長（藤垣邦成君） 討論は簡明に願います。
- 15番（中田静枝君） 水道事業の分担金の徴収条例などを見ましても、口径によって大きく差がついております。口径の差というのは、やっぱり大型の企業、水をたくさん使うような企業所にかかわる分についてはたくさんの分担金を徴収するということになっておりまして、今回のこの地域情報化事業につきましては、営利企業につきましては別の問題として考えるべきではなかったかなというふうに思います。いろいろ市の運営という全体の問題から考えて、私は、今回の二つの議第55号と議第58号の議案に対しては反対討論いたします。
- 議長（藤垣邦成君） 次に、賛成討論はありませんか。

討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第3 採決

- 議長（藤垣邦成君） 日程第3、採決。

ただいまから、採決を行います。

最初に、議第48号 山県市手数料条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号 山県市基金条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第52号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議第53号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第54号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約につい

て、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第55号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第3号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 平成16年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 平成16年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第1号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 平成16年度山県市高富財産区特別会計補正予算（第1号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第60号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第2号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第61号 市道路線の認定について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議第62号 市道路線の変更について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり変更することに決しました。

日程第4 質疑

- 議長（藤垣邦成君） 日程第4、質疑。

ただいまから、質疑を行います。

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定についての議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、認第2号ですね、資料の10ですけれども、水道事業の決算の方、資料の10の17ページですけれども、17ページのBのところ配水量などのデータが出ております。これについて、有収率というのが78.8%という数字が出ています。それから、この書類の前の方の12ページにも、業務の報告という評価として、有収率の数字が上げられて、簡単に理由が述べられていますけれども、例えば、ここの試験給水によってこういう数字が出たという一つの推定ですが、どうも、どう考えても試験

給水をしたからといってそんなに有収率が下がるとは思えないんですが、担当部としては、実際どう考えてみえるのかなというところの素朴な疑問があります。どうでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 水道部長。

○水道部長（梅田修一君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの有収率についての御質問でございますけれども、78.8%という数字になっておりますが、ちょっと数字が低いというふうに見受けられるということでございますが、この原因でございますけれども、はっきり特定できるという明確なものはないわけなんですけれども、今、旧の美山地域において統合簡易水道事業を実施いたしております、これの切り替えなんかでどうしても通水のときに水が濁るということがございまして、消火栓等を利用して、排泥水を出しまして濁りを取るという作業が出ます。こういったことで、有収率が低くなっておるということが一つの原因であるということがございまして、原因不明の漏水がよくあるわけなんですけれども、漏水の時点でもう直しまして、その後水を送る場合に、そのまま送りますとどうしても中の管を洗ってしまいますので、その濁りを、これも同じように消火栓から排泥をするというような作業が出ます。そういったことが主要な原因となって有収率が低くなっておるというように考えております。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） まず、今のお答えで、美山地区の切りかえの関係でということ、ここに書いてあるように試験給水ということと同じ意味だろうと思うんですが、じゃあ、それはこの年度で済んだということで、それ以後切りかえという問題、試験給水の問題は取り除かれたわけですから、どうなんですか、改善しましたかということ。

もう一点、それから、年度ごとにいろんな数字が毎年自治体は集計していますが、たまたまここは3町村が合併したということで、私は新しい自治体の、美山、伊自良のは知らないんですが、合併前の3町村の有収率のデータですね、単純平均じゃなくて、ちゃんと水の量からどうなるかは計算されているはずですが、年度ごとに増えてきている中で、よくなっている中でこうなったのか、悪くなっている中でさらに悪くなったのか、ほとんど変わっていないのか、その年次ごとのデータとしての評価をしたらどうなんでしょう。

○議長（藤垣邦成君） 水道部長。

○水道部長（梅田修一君） ただいまの御質問に対する答弁をさせていただきますが、美

山地区の切り替えの方なんですけれども、統合簡易水道事業というのは平成8年度から18年度まで実施をしておるわけなんですけれども、切り替えは一遍に行うわけではありませんので、地域ごとに行う、3年ぐらいで行う予定になっておりますので、まだこれからも、今年度も切り替えが出てまいります。16年度も切り替えが出てまいります。そういった関係で、ちょっとこれについてはまだ切り替えが続くということでございます。

それと、今の合併前の有収率がどうであったかということでございますけれども、ちょっとこの件につきましては、今資料がございませんので、後ほど提示をさせていただくということで御了承がいただけないでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 毎年順次切り替えがあるから、18年までですか、続くようなニュアンスでしたが、本当に自信を持ってそこに考えるんだったら、切り替えが終わったときには結論が出るということでまた見たいと思います。

それから、年ごとの変化についてデータがないということですが、今はいいですけども、そもそも一般会計もそうですけれども、こういう基礎的なデータで年ごとに変動するものは、こういう資料の中にはきちっと入れていただくような習慣を持ってほしいと、そうじゃないと一々議員として中を見たい、経過を見たいというときにも、担当課にお聞きするなり、こうやって聞くしかないんですよ。データはたまっているわけですから、手元に置かずに決算資料に入れてほしいと思うんですが、どうされますか、今後。

○議長（藤垣邦成君） 水道部長。

○水道部長（梅田修一君） 17ページに今の配水量とか有効水量に関する事項、Aの方で業務、給水人口、給水戸数、こういう資料が載せてあるんですけれども、15年度につきましては、町村合併ということで特殊要因があったということで、前年度比較ができませんので、通常ですとここに前年度、前年度の平成14年度、平成15年度の対比表が出るわけなんですけれども、この15年度に限っては、合併による特殊要因ということで比較表ができておりませんが、来年度からはこの比較表は対比ができるような形でお示しがしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤垣邦成君） 寺町君、質問をかえてください。

○13番（寺町知正君） ぜひデータは載せてほしいと思います。

それから、決算の方で、一般会計の方というか、一般会計というより、多分今回の決算書、基本は企画部で全部つくられたわけですよ。いろんな評価も含めて。というこ

とで企画部長に、もし収入役なら収入役に質問ということになりますけれども、まず、資料の 9 - 4 に成果説明という説明書があります。これの 4 ページですけれども、4 ページをちょっと読んでいくと、一番下のところに財政指標等ということで、下から 3 行目に経常収支比率は81.3%、実質収支比率は33.1%というような数字が挙げてあります。これは客観の数字しか挙げていなくて、これをどうとらえるかというのがここで本来触れてほしいところだなと思いましたが、あるいは13ページを見ていただいても、一番下のところに経常収支比率と書いてあって、説明書きもしてありますけれども、この81.3%という数字というのは、私は非常に高い、高過ぎると言ってもいいほどの高い数字ではないかというふうに直感的に思うんですけれども、財政の専門家、企画部でいいんですよね。まず、財政の評価の基準、一般的な通説として、70はどう評価されているのか、80はどうなのか、90はどうなのかお答えいただいて、そういう中でこの81.3%を市としてどう評価したのかというところを説明していただきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） ただいまの寺町議員の経常収支比率の関係につきましてお答えさせていただきますが、いろいろ参考書を見ますと、普通この収支比率につきましては70から80%に分布するのが標準的とされております。特に80を超えると、財政力が硬直しているというような考えが持たれるということでございますが、今回81.3%ということもございまして、また合併初年度ということで、要は14年度の打ち切り決算に伴う債権債務を15年度へ引き継いでおりますので、こういうような81.3%というような数字が出ておるといいますし、ただいま申し上げたように、70から80が標準的でございますので、何ら影響はないと私は考えております。

よろしくをお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 合併初年度でいろんなものがあったというようなこと、あるいはそれほどというようなニュアンスを受け取りましたけれども、では16年度はどういう想定ができるんですか。それから、長期予測は必ず皆さんされているわけですが、この数字が5年後にどうなっていると予測されているのか。そして10年後、それ以上はいいですから、5年ごと10年後にこの81.3%がどちらになっているのか大変気になるわけですが、どのような数字を持ってみえるのでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） この数字につきましては、決算をやらないと出てこない数字でございますので、現時点ではどうこうということは発言できませんので、お許しいた

だきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 財政は、確かに決算は確定した数字、この経常収支も確定した数字しか出てこないですけども、いろいろな収支予測はちゃんとされてますよね。一覧表もあるでしょうし。そういう中で確定したものをお聞きしたいんじゃないですよ。どういう予測をされているのか、経常収支の5年後の数字、10年後の数字なしに今財政運営されているんですか。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 皆様も御承知のとおり、新市まちづくり計画に10年間の財政計画も載っておりますので、そちらの方を見ていただければ、そのように財政運営を考えてやっておりますし、財政を運営していくに当たりましては、現時点、他町村におきましては100を超えているようなところが多くあるかという状況でございますが、私どもとしましては、大体80ぐらいで今後も推移していくように財政運営に努めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○13番（寺町知正君） 議長、別のところの資料を見てくださいでは答弁になってないですよ。その要点を言ってもらわないと、書いてあるからいいじゃないかという、そうじゃないと答弁にならないですよ。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） ですから、ただいま資料ということを行いました、財政当局、私どもとしましては、大体80%台で財政運営できるように、当然再編成等も努めてまいりたいということで御理解賜りたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 質問をかえてください。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、決算全体なので、委員会でやることは別に、続きで企画部長に、今の資料ですね、成果説明の14ページ、同じところになりましたが、たまたま14ページの6の人口1人当たり指標というのをつくっていただけてます。これ非常に見やすくいいなと思って見たんですけども、この中で地方債残高、住民1人当たり54万何がしという数字が出てます。備考欄を見ると一般会計分のみというふうになっているわけですけども、特別会計を加えたら、あるいは特別会計分は、1円までいいですよ、例えば何十何万円とか、それぐらいのオーダーでいいですけども、とりあえず今お示しいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点ですが、予算のときにはいつもしっかり後ろに表が出てきますけ

れども、債務負担行為ですね、これは学者によってこういう指標のときの住民1人当たりの、いわゆる借金に見るべきであるという学者と、見なくてもいいよという学者といいますが、そういう観点がちゃんとありますので、債務負担というものは1人当たりおよそ幾らぐらいかという点をお示しいただきたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 暫時休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時39分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画部長。

- 企画部長（船戸時夫君） ただいまの寺町議員の地方債の1人当たりの残高でございますが、一般会計、特別会計合わせますと約73万7,900円ほどになります。ちょっと今人口が3万1,400人で計算しておりますので、若干の相違はあろうかと思えます。特別会計におきましては、19万2,400円程度ということになります。

なお、もう一点の債務につきましては、計算ができておりませんので、御容赦いただきたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） データとしては今後加えていただけるということで今日はいいいとして、決算ですが、先ほど経常収支でもお聞きしましたけれども、この位置づけ、下がっていく中の54万円なのか、上がっていく中の54万円なのか。これは市民としては非常に関心があるし、議員も関心があります。例えば5年後、これがどのくらいの予測なのか、10年後どれくらいの予測をしているのか、この数字は当然持ってみえるでしょ。

- 議長（藤垣邦成君） 企画部長。

- 企画部長（船戸時夫君） ただいまの将来的なことにつきましてでございますが、御承知のように、合併特例債または過疎債等を活用いたしておりますので、現在この一般会計におきます54万4,000円につきましては、今後まだ増額していくと思えます。なお、将来的な数字につきましては、今ここに資料がございませんので、後ほど回答ということで御理解賜りたいと思えます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、質問をかえてください。

- 13番（寺町知正君） それでは、一般会計の方の決算ですけれども、資料の9-4、成果説明でいきますけれども、成果説明書の54ページですが、基盤整備部ということで

部長にお願いしますが、ここの事業名の欄の登記手数料というところですが、登記手数料の説明を見ますと、通常分が91万何がし、未登記分が513万何がし、登記という事業で未登記分があったというのがよくわからなくてちょっとお聞きしたりしましたが、けれども、未登記のところがあったから登記したんだということは当然わかりますが、なぜ道路の事業のときにこういうことがあるのか、何のためにこういうのが出てくるのかということですね。その辺を明らかにしていただきたいということ。

それから、市道の関係でそういうことがあるということはお聞きしたんですが、合併して山県市になって、山県市の市道は全部こういう未登記分を登記するという処理をしているのかどうかということ、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 寺町議員の御質問にお答えします。

なぜこういう未登記分が出てくるのかということでございます。新市になりましてですけれども、新しい道路を改良する場合には、今まで登記されなかった部分が随分ございますので、そういったものも道路改良とあわせて登記を完了して現在工事を進めているという方針でございます。

過去におきましては、生活が優先ということで、車が通れるように道路を拡幅して生活道路として通ったわけでございますけれども、そういったことが旧町村時代になされたわけなんですけれども、一々その登記等につきましてなされていなかった部分が随分あるようでございます。そういったものが山県市内には何万筆、数えたことはないんですけれども相当数、何万筆以上になると思いますけれども、そういうところがございます。したがって、その未登記部分につきましては、現在処理をしながらしておりますけれども、随分時間のかかる問題であると、今後何十年続くであろうということが予想されます。

二つ目の基本的な方針でございますけれども、現在自治会等の要望がございまして、市道の拡幅をしていくというのがございます。そういった場合に、過去の事例を参考にいたしまして、そういった登記がなされていなかったというようなことが非常に現在におきまして悪例となっておりますので、市道拡幅の場合は登記をしてから工事に入るといような基本的な方針を持って、新市になりましてそういう基本的な方針で現在対応しておるような状況でございます。

ただ、いかんせんまださわってない部分は何万筆もございますので、非常に長い勝負になるということが言えるかと思います。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、2点質問しますが、担当の人は御存じでしょう。数年前たしか土岐市で、東濃のある自治体でやっぱり同じように道路の関係で個人のところが登記されていなくて、ずっと昔に、いろんな事情で最近わかって困ったということで裁判になって、行政が負けたというふうに理解しているんですが、そういったケースが今何万件ももとなる未登記部分があるという認識を市は持っているわけですから、全部解決がすぐできないことは当然誰でもわかりますが、例えば申し出があって、当然その人は何かの事情、例えば建物を建てるとか、相続をしなければいけないとか、いろんな特殊なさわる事情が出てきたから市に申し出があると思うんですが、そういうときにはどうするのか。裁判までやってくれというつもりはないと思うんですが、申し出があったときには、こっちから募る必要はないんですけれども、どうするのかというところをお聞きしたい。

それから、そもそも今日は決算審査ですけれども、自治体の議会の決算審査というのは、次の予算のためにするわけですからお聞きしたいんですが、本質的な解決に向かってどういうふうにとらえていったらいいのかというところを説明していただきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 土岐市での裁判事例等があったようでございます。私どもの部といたしましても、こういった事例は非常に当てはまる事例があるかどうかというふうに思うわけでございますけれども、過去におきましては何らかの約束があったと、つまり地権者に対しまして、道路を拡幅する場合にはここを道路にさせてほしいと、登記の話までは至らないけれども、そういう事例ですずっと来ておると思います。非常にその辺がずさんであったかなというふうには思うわけなんですけれども、何せ今となっては戻るわけにはいかないということでございますけれども、当時は道路が優先されたということで、このような結果になったというふうに思っております。

御質問の申し出があったらどうするかということでございますけれども、当然市民の要望でございますので応えなければならないだろうというふうに思っております。ただ、今の陣容が非常に少数でございますして、担当する職員が1名というようなところもございますので、もしそれが多量になった場合には対応できないという部分がございます。

それから、どんなふうにしてこれをとらえておるのかということでございますけれども、非常に今の状況からいたしましては大変な事務量であるということは確かのところでございます。しかしながら、1件1件入ってみますと、相続ができないとか、あるい

は境界がどちらも権利の主張をされてできないとかいうのも随分あるわけでございます。そういったものを一つ一つ解決していこうということになりますと非常に大変なことになるわけでございます。現在国の補助金によりまして、地籍調査というのを今行っております。これは旧美山から行っている部分でございますけれども、現在谷合の方を重点的に行っております。これは、仕事にかかりましてから約3年、きちんとするまでは、登記に至るまでは約3年かかるわけございまして、非常にこれも息の長い仕事であるということでございまして、現在美山地域で沿線を重点的にやっていこうという基本的な方針を持ってやっております。これが拡大していければ非常にいいかとは思いますが、何せ補助金の額も限られておりますので、量的には本当わずかでしか進まないというような状況でございます。

そういうことも踏まえまして、今後におきましては、少ない職員の中でできるだけ効率的にいかねばならないということは考えております。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 一応今一通りお答えいただきました。あとの答え、補助金が少なくてということでしたが、県内の自治体では積極的に展開をしているところもあるようですし、いろんな解決をするという意味では、市の重要課題に取り入れてほしいと。たまたま今の成果説明書の54ページの二つ上の段に地籍調査というのがありますよね。谷合とかも書いてありました。それで、一遍には全部できないのは当然ですが、山とか川のところはとりあえず置いておいて、住宅のあるところで常にその問題が発生してくるわけですよね。皆さんが住んでいる住居地域のところで。だからそういうところを優先的にいくとか、いろんな選択肢はあるかと思しますので、予算措置も検討して解決をしてほしいということ。

それから、もう一つ、当事者から申し出があったとき、職員が少ないしというようなこともありますが、少なくとも現在は申し出が多くてパンクしていると、そんな状況ではない。この決算の段階、今時点でもね。だから、とりあえずやっぱり事情があって何とかしてくれというときは速やかに応じてほしい。それが裁判を回避する方法じゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） もちろん申し出があった場合にはしなければならぬということで対応しておるわけございまして、現在もそういったのが中にはございますので対応している状況でございます。今後ともそのような状況でまいりたいというふう

に考えております。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町さん、先ほどの再々質問は前段で部長答えておりますので、市民の期待にこたえてまいりますという答弁しておりますので。

ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 決算の成果説明書の方なんですけれども、5ページなんですけど、特別会計の方の上から3列目、4列目なんですけれども、保険税収入について1人当たり、または世帯当たりという額が出ておりまして、そして、1人当たりの保険給付のことだと思いますけれども、の方が並べられておりますが、調定額との関係が大事なかなと思いますので、世帯当たりの保険税の調定額、そして、1人当たりの保険税の調定額もここに並べて書いていただく必要があるというふうに思うんです。

その2点についてお尋ねをします。

- 議長（藤垣邦成君） 担当部長でよろしいですか。それとも成果説明書を作成した企画部ですか。
- 15番（中田静枝君） そうですね、作成された方がいいかなとは思いますが。
- 議長（藤垣邦成君） 市民部長、質問の内容わかりましたか。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- 市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 中田議員の御質問にお答えします。
- 1人当たりの調定額ですが、7万616円となります。
- 15番（中田静枝君） 世帯当たりは。
 - 議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん、世帯当たりは先ほど質問されなかったんです。再質問でされるの。
 - 15番（中田静枝君） 最初に言いましたよ、両方ともって。世帯当たりと1人当たりと二つ書いてあるんですから。
 - 議長（藤垣邦成君） それをここへ載せてほしいという質問じゃなかったんですか。
 - 15番（中田静枝君） 違います。載されるべきだということを言いながら質問をした

んです。

○議長（藤垣邦成君） 市民部長。

○市民部長（長屋義明君） お答えします。

1世帯当たりですが、15万9,494円です。

以上です。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はございませんか。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、決算の成果説明の方の64ページですけれども、基盤整備部長にお尋ねいたします。

64ページのところは、大規模林道整備事業というのがあるんですが、ここの中で受益者組合負担金ですか、というのがあります。これについて、私は旧高富町の会計はしばらく見てたんですけれども、そういうのはなかったんで、ちょっと説明をお聞きしましたけれども、どうもまずいんじゃないというのが率直な思いなんです。なぜかと言うと、地方財政再建促進特別法という法律があって、この24条で、規定を言った方がいいのかな。地方公共団体は国、独立行政法人、公団に対して寄附金、法律または政令の規定に基づかない負担金、これらに類するものは支出してはいけないということが決まっているわけですが、そこにどうかという心配をしています。

そこで質問しますが、まずこの事業の概要というのは、どういう概要なのかということ。大規模林道とは書いてありますけれども、どこからどこまでとか、それから事業主体ですね、ここに緑資源機構とは書いてありますが、これは名目上の行政法人でしょうけれども、実態は国なのか県なのか市町村なのかという事業主体についてお答えください。

○議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

まず、この大規模林道でございますけれども、現在は緑資源幹線林道というふうに名称が変わってございます。これは今年の4月からでございます。規模でございますけれども、どこからどこまでかという御質問でございますけれども、全国に実は九州から北海道まで7本ございまして、そのうちの1本がこの岐阜県と富山県を通ります飛越山地緑資源幹線林道という名称でございます。始点が岐阜県の関ヶ原町から山間部、いわゆる山岳地帯を通りまして、県内でいきますと関ヶ原町、久瀬村、根尾村、それから美山、板取、八幡、八幡からまた富山県の大山ですね、大山の方へ通りまして日本海側の朝日町が終点になるわけでございます。

事業主体につきましては、林野庁のいわゆる特殊法人でございまして、かつては森林公社でしたか、そういった名前だったと思いますけれども、今は緑資源機構という特殊法人が事業主体となってございます。岐阜には、建設部が県庁の近くにございます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 先ほどちょっと引用しました地方財政再建云々という法律ですね、そこにどうかというところで、あの条文からいくと、この受益者組合負担金というのは、市町村が直接出していないための名目であるというふうにとれるんですが、法律では、法律上の根拠があればいいですよということを言ってるわけなんですよ。例えば、県が県単事業をやるときは、県は条例で市町村から10%取るという、県条例で決めていますから、これは市町村が県に出してもいいんです。じゃあ、この事業、林道事業は法律に基づく定めがあって、この組合負担金を出しているかどうかが最終的な問題だろうと思うんですが、その点についてどうでしょう。根拠となる法令の定めはあるかどうか。
- 議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 御質問にお答えいたします。

この件に関しまして、旧美山から引き継いでおるものでございます。したがって、高富、伊自良にはなかったものというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

この負担金の件でございすけれども、そういった根拠法令があるかということでございすけれども、特別な根拠法令は持っておりません。しかしながら、今後整備していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、再々質問どうぞ。
- 13番（寺町知正君） 法令の根拠はないということを言われましたので、十分問題が生じないように早急に関係機関と検討してほしいというふうに思います。

次の質問、最後ですけれども、よろしいですか。

決算全体ということで、この決算資料をつくられた企画部長にもう一度お尋ねしますが、私は全国あちこちの自治体の議員と勉強会をやって、決算、予算の勉強会をするんですが、この山県の今回の決算書ですね、附属書とか説明書、監査委員の報告書、監査委員は監査委員だから置くとして、非常にわかりにくいんですよ。なぜわかりにくいということ、単純に薄い、説明がないということでもわかりにくいんですね。いかに議員が頑張っても決算を審査しようとしても、説明がなければ一つずつ担当課に行か

ない限りは見えてこないんですよ。そういう意味では、少なくとも市のレベルになると、もっと膨大な資料が提供されて、その上で本会議や委員会で審査されていくというふうに理解していたんですが、合併で市になった山県がこれではちょっとどうかというふうに懸念をするわけです。それで一体どういう方針でこの非常にシンプルな決算資料をつくられたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 本来決算書は収入役さんの方で答弁いただくわけですが、かわって答弁させていただきますが、これも合併の調整方針に基づきまして、3町村それぞれ、伊自良村におきましては、まだ電算処理がされてなかったというようなこともございますし、高富、また美山それぞれこの決算書の作成方法が違っていたということで、一応高富方式を採用したということでございますので、御理解賜りたいと思いますが、御要望があれば、また今後決算書につきましては検討させていただくということで御理解賜りたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 合併の関係でという事情はわかりますし、合併後ということで特別に工夫されているということもわかりますので、それは御苦労さんだと思うんですが、そして、旧高富をそのまま移したということであるなら、私も過去のことは知りますのであれですけれども、少なくとも市になったんだからもっとたくさん資料を出してほしい、そのことで議員にしっかり審査してほしいという基本姿勢を持つべきだと思うんです。例えば附属書の備考欄、非常に説明がないんですよ。ここにちゃんといろんな事業だとか説明を加えていけば、当然ボリューム、ページが増えるんです。議員はそれを見て、去年と比べてどうかということがすぐわかるということですね。

それから、成果説明でも、例えば一部人数とか件数が出てますが、これももっと詳細なデータを載せて、例えば半ページとか1ページを使うという市が多いんですよ。それを成果説明に載せる自治体と監査委員の報告書に載せる自治体と、あるいは両方という、そういうパターンがあるんですが、どちらもシンプルというところは余り僕は見たことないんですね。だから、合併という理由をおっしゃられたので、今年まではその理由があるとしても、来年以降、データをきっちりとつけて説明をするということ、それが市民に対する責任でもあると思うんですが、そのあたりについて、先ほど要望があればということでしたが、議会に対して説明をするということはどう考えてみえるのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

- 企画部長（船戸時夫君） 当然必要であるということでございますので、今後推進室等も検証させていただきまして、議員さん、市民の皆様方に期待に添えるような決算書にしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
 - 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
 - 13番（寺町知正君） 答弁は結構ですが、一度膨大な資料をきちっと一回つくれば、その次の年から数字の差し替えとか一部の事業名の変更だけで済みますので、ぜひいろんなところを見てよりいいのをつくって、議会にも説明してほしいと思います。
 - 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はございませんか。
質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、認第1号及び認第2号の質疑を終結いたします。
-

日程第5 委員会付託

- 議長（藤垣邦成君） 日程第5、委員会付託。
お諮りいたします。認第1号及び認第2号の2議案については、議長を除いた21人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、認第1号及び認第2号の2議案については、21人の委員で構成する決算特別委員会に審査を付託することに決しました。
お諮りいたします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長を除く21名の議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、議長を除く21名の議員を選任することに決定しました。
- 議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。
議場の時計で、11時30分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時30分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
先ほどの寺町議員の答弁漏れにつきまして、企画部長、市民部長よりそれぞれ答弁を

求めます。

企画部長。

- 議長（藤垣邦成君） 企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 先ほどの寺町議員の決算成果説明の人口1人当たり指標で、債務負担行為の限度額でございますが、1人当たり20万8,682円でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議長（藤垣邦成君） 市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 先ほどの中田議員の答弁につきまして、訂正をさせていただきます。

先ほど一般被保険者と退職被保険者分を加えまして、1人当たり調定額が8万4,740円、1世帯当たり調定額が19万558円です。よろしくお願ひいたします。

- 議長（藤垣邦成君） ここで、お諮りいたします。

ただいま市長から議第63号から議第67号の5議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、議第63号から議第67号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議第63号から追加日程第5 議第67号まで

- 議長（藤垣邦成君） 追加日程第1、議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約について、追加日程第2、議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約について、追加日程第3、議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約について、追加日程第4、議第66号 山県市デジタル移動無線施設設置工事請負契約について、追加日程第5、議第67号 山県市防災行政無線（同報系）施設設置工事請負契約について、以上の5議案を一括議題といたします。

事務局朗読願ひます。

（事務局朗読）

- 議長（藤垣邦成君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

- 市長（平野 元君） 先ほどは、本定例会に提出の議案につきまして熱心に御審議賜り

まして、適切なる御決定を賜りまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま追加提案として議案となりました案件につきまして、御説明申し上げます。

今回は契約案件 5 件の上程をいたしております。この件につきましては、平成16年 9 月14日に入札を執行いたしまして、仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

順を追って御説明申し上げます。

資料ナンバー 1、議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約、資料ナンバー 2、議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第 1 工区）工事請負契約、資料ナンバー 3、議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第 2 工区）工事請負契約につきましては、現在高富地域でのみ提供されている有線放送施設を地上波デジタル放送対応施設に改修し、伊自良、美山地域へエリアの拡張を行い、難視聴の解消を図るとともに、市民への情報インフラの提供を行い、地域間の情報格差を是正し、行政サービス水準の均衡を図るものでございまして、資料ナンバー 1、機械設備工事は入札参加業者10者、資料ナンバー 2、伝送路第 1 工区工事及び資料ナンバー 3、伝送路第 2 工区工事の入札参加業者につきましては、それぞれ 8 社にて一般競争入札を執行し、仮契約を締結いたしております。

続きまして、資料ナンバー 4、議第66号 山県市デジタル移動無線施設設置工事請負契約につきましては、合併に伴い、旧町村ごとに 3 波ありましたアナログ移動無線施設を統合いたしまして、市の全域を確保するデジタル移動無線施設にするため、入札参加業者 7 社にて指名競争入札を執行し、仮契約を締結いたしております。

続きまして、資料ナンバー 5、議第67号 山県市防災行政無線（同報系）施設設置工事請負契約につきましては、現在伊自良、美山地域でのみ提供されている同報系防災行政無線を未整備の高富地域にエリアを拡大し、暫定的に運用しておりました施設のシステム統合を行うため、入札参加業者 7 社にて指名競争入札を執行し、仮契約を締結いたしております。

以上、追加提案いたしました議案につきまして、十分に御審議賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。追加提案の御説明とさせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（藤垣邦成君） 市長の提案説明が終わりました。

追加日程第 6 質疑

- 議長（藤垣邦成君） 追加日程第 6、質疑。

ただいまより、質疑を行います。

議第63号から議第67号までの議案に対する質疑を行います。

発言を許します。

中田静枝君。

- 1 5 番（中田静枝君） 63号から67号までの各請負契約の予定価格と、それから、予定価格に対する請負率を質問します。
- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） それでは、お答えをいたします。

63号、有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約でございますが、予定価格は消費税抜きの金額でございますが16億400万円、予定価格に対する請負率は71.3%。伝送路第1工区、予定価格が7億8,050万円、予定価格に対する請負率が76.7%。伝送路第2工区、予定価格が6億3,850万円、予定価格に対する請負率が77.8%。それから、デジタル移動無線でございますが、予定価格が3億4,326万円、請負率が94.4%。防災行政無線（同報系）でございますが、予定価格が5億4,210万円、予定価格に対する請負率が99.1%でございます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

中田静枝君。

- 1 5 番（中田静枝君） 今の御答弁で明らかにされましたけれども、請負率に非常に差があるなということを、素人の私から見て強く感じたんです。63号、64号、65号の有線テレビの関係についての請負率が今回非常に低くて70%台、それぞれ。そのほかの防災関係の方は90%台ということで、非常に大きな開きがあるというふうに思うんですけれども、こういう現象というのは、ちょっと私としては余り記憶にないものですから、この辺のところ担当部の方ではどのように見解を持っておられるか伺いたと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 担当というと企画部長ですか。

両方……、一案に対して両方の答弁というのはちょっと困りますので、どちらかにしてください。

- 1 5 番（中田静枝君） まず総務部長から。

- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。

- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 入札というのは、御存じのように、やってみなければどう

いう数字が出てくるかわからないものでございまして、予定価格に対する請負率が七十何%が全くないかと言えば、一般の土木の入札なんかでもそういう数字があることもありますので、特別これが異常な率を示したとは思えませんが、低いことは事実でございます。

それで、今、対予定価格に対する請負率を申し上げましたけれども、設計金額に対する請負率は、ちょっと申しますと、機械設備が65.5%、それから、伝送第1工区が70.6%、伝送路第2工区が71.6%、デジタル移動無線が86.8%、行政無線（同報系）が91.1%ということになるわけございまして、感想をとということございまして、中田議員が感じておられるように、確かにテレビの関係は低かったことは事実でございます。これは何ともそれ以上申し上げがございせん。なぜかという原因は、私どもでは探っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 中田議員の再々質問ということで、企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） ただいま総務部長が答弁されたとおりでございまして、入札の結果、このような結果ということで企業努力の結果だと思っております。
- 議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

小森英明君。

- 19番（小森英明君） この資料の1から5までということなんですけれども、今について言うと、いつも工事請負契約なんかについては、出てくるのは、どこが契約したとか何とかがあるんだけど、その中で、予定価格に対してどうか、決定価格にしてどうか、ほかに入札に参加したんやとか、そういうことはしょっちゅう出てくるわけです。だから、そういうものは、工事請負契約について提案される場合に資料として出しておいていただきたいということをお願いしておきます。
- 議長（藤垣邦成君） 答弁は要りませんか。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、5本のうちのまず無線の方の2本まとめてですけれども、これは総務部長でいいんですか、予算で。この事業は債務負担も当初から組まれていたので、合計すると11億2,000万円ほどの事業というふうにスタートしたはずなんです。僕は別の場で設計価格をお聞きしたんですが、2本の設計価格の合計が10億1,000万円何がしということだと、通常は設計価格が予算の価格、積算になるはずなんです。なぜ無線の事業2本だけは当初の3月の予算から設計価格とした段階で、1億円ちょっとの減額があるんですが、なぜですかということをお聞きしたいということです。

- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 当初予算を計上いたしますときには、完全な設計というか、見積もりをしたわけじゃございません。それから、特に無線の関係は東海総合通信局との細かい打ち合わせ、特に電波のことについては非常に厳しい制約がございますので、その認可を得られないことには、うちの計画どおりには進められない、お互いが話し合いがてら積み上げていくというあれがありますので、当初予算を計上した時点よりも、今年度設計に入りましてかなり違ってきた部分が出てきたということと、特に同報系につきましては、美山と伊自良地区は既設のものがあるわけでございます。しかも平成13年ごろに全面改修をしておりますものですので、そういうのを有効に活用しない手はないということで、その辺で極力予算規模が少なくなるといいますか、使えるものは使って少しでも経費を安くしようという配慮が働いたというふうに理解しております。
- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） そうすると、この事業は去年のたしか1月から3月ぐらいまでビーム設計というところが基本設計をしたというようなことは資料で見たんです。3,000万円ぐらいでしたか。それが年度がかわって、さらに設計をしたということですか、詳しい設計を。その事業費というのは僕は知らなかったんです。事業費が幾らでやったのかなと、あるいは市の職員が詳しい設計をしたのか。その結果、国との協議ということもありましたが、そのもろもろの結果としてまず入札前の設計価格が約1億減ったということなのか、そのあたりはいかがですか。
- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 昨年度の契約分は昨年度の契約分で一応成果品として上げていただいておりますけれども、成果品として上げてきていただいておりますから支払いができるわけでございますが、その成果品が変わっていくということにつきましては、これは先ほども申し上げましたように、東海総合通信局との打ち合わせがあるわけでございますので、その都度それに合うような形で変更はしていただきました。これはサービスでしていただいております。
- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、再々質問です。
- 13番（寺町知正君） 今の答弁で、契約が年度内に満了して成果品が来る、これは当然ですよ。それで支払いをした。それでいいんですが、サービスで損じゃないからいいという話じゃなくて、例えば、繰越明許にしなければいけない事情があるからとか、何らかのきちとした説明がされて、3月から年度を越えてくるべきではなかったかという気がします。その点、ちょっと今の答弁では納得できないんですね。

それから、もう一点ですけれども、何だかんだ言って、この入札の結果、9億ということで約2億、3月の予算からは浮いているわけですね。そうすると、いろんな特例債だとか、一般会計からの支出だとか、随分予定が変わってくると思うんですが、この2億はどういうふうに動いていくんでしょうか。

○議長（藤垣邦成君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 前のことでございますが、確かに言われれば繰越明許をするなり、何なりするのが正常かも知れませんが、その時点ではそれで合格という形を取りましたものですので、そういうことになったんだというふうに理解しておりますが、一遍この辺のところは精査させていただきます。

それから、2億円ぐらい余ったということでございますが、特例債がそれだけ使わなくて、またほかの事業に回るというふうに理解をいたしております。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○13番（寺町知正君） では、残り3本テレビの方ですけれども、これは入札の最終責任は助役かと思しますので、助役に質問しますけれども、この事業は最低3月の予算では34億円というふうな合計額が出てまいります。債務負担行為も含めてね。途中ちょっと増額があって34億5,000万円ぐらいの予算というふうに理解していますけれども、この事業で入札にする場合に、最低制限価格を設けるということでした。それは最低制限価格というのを公開の資料から見ていくと21億1,715万円、端数は切ってね、万単位で21億1,715万円という最低制限価格が設定されたということです。これは予算に対しては66%程度ですね、ごめんなさい、予定価格に対して66%ほど、予算に対すると61%ほどなんですね。市の規約というかな、要綱ですか、これを見ると大体八十数%に最低制限価格を置くという原則があって、市長が特に必要と認めるときは下げることができるというふうだったと思うんですが、このように60%そこそこで非常に低い数字に設定されたという理由とか背景ですね、そこを説明していただきたい。

○議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。

○助役（嶋井 勉君） 寺町議員の御質問にお答えしたいと思いますが、私、入札事務には一切タッチしておりませんので、総務部長がお答えしますので、よろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 契約事務執行要領の、確かに言われるとおり、その他特別なあれがあるときには3分の2という数字が出ておりますので、予定価格に66.7%を乗じた金額を最低制限価格にさせていただいた次第でございます。

これは余り高く設定するよりも、低く入れてきた人もある程度救われるといいますが、という配慮も働いて66.7%という最大の率を使わせていただいた次第でございます。御理解いただきたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、再質問どうぞ。
- 13番（寺町知正君） では、総務部長に再質問いたしますけれども、2点ですけれども、一つは設計価格があって、先ほどの無線とは違って、このテレビは当初予算どおり34億5,134万円ですか、こういう設計価格の合計になるということは聞いているわけですが、予算どおりと、最低制限価格はどんと低くしたんですね。じゃあ、なぜしたかはともかくとして、60%そこそこでいいんだというふうに判断されたということは、やっぱり設計価格が高過ぎたんじゃないというふうになると思うんですが、その点いかがお考えかということです。

市としては、これでやってもらって大丈夫だという、一番下のラインが21億、61%というものであったはずでしょう。そこどうなんですか。不安だけれどもそこにしちゃったのか、大丈夫だと思って61%にしたのかということ。

それから、もう一点ですが、何だかんだ言って、今日の提案ですと、34億の3月の予算が税込みでいって23億5,000万円ほどということで、11億円浮いたわけですね。先ほどは無線は2億でしたけれども。11億ということだと、この11億のうちの合併特例債は大体何割ぐらいか、それから、一般財源はどれぐらいか、金額にすると幾らぐらいかということをお尋ねします。

- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 第1問の方でございますけれども、設計価格が高過ぎるとか、そういう印象は持ちませんし、私どもではそういうことができないからそういう専門業者さんに委託するわけでございますので、出てきた成果品は、うちの方で調査して調べれる範囲内の数字が使ってあれば、それは正当だというふうに理解するより仕方がないと思っておりますが、一番低い額で設定した、それでもできるんじゃないかという確信があったからかということでございますが、企業努力で比較的安く設定しておみえになった方も、極力そういう方に対しては最低制限価格で落ちるよりも、このぐらいまでならきちんとした仕事ができるだろうから、そういう人は拾い上げてあげたいという気持ちも働いたことは事実でございますので、御理解いただきたいと思います。

2問目のことにつきましては、企画部長の方からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） ただいまの11億の差額の方でございますが、合併特例債としては約66.5でございますので、65%とさせていただきますと7億1,500万円、一般財源の方が35%として3億8,500万円という金額になります。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君

○13番（寺町知正君） では、今の企画部長の方に再々質問ですね。

特例債は7億1,500万円ほどという数字が出てきたということで、これは起債の手続を国と協議したわけでしょうけれども、この分はキャンセルになるだろうと想像しますが、キャンセルになるとあとこのキャンセルした分というのは、将来別の事業として山県が使えるのか、もう一たん国と協議して約束したものだ、たまたま差金が出ただけだということで、あとは別途使えないよというふうになる特例債の位置づけなのかということですね。

それから、もう一点、一般財源の方が3億8,500万円でしたが、これは市の年度の一般会計に戻ってくる、あとどう使うかは別の問題という理解でいいのかどうか、質問です。

○議長（藤垣邦成君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 当初34億で合併特例債の方を申請してあるわけでございますが、ただいま寺町議員の御指摘のとおり、この7億円につきましては、先ほどの防災無線と同じでまた別の事業の方へ充てることができるということで、まだ特例債におきまして申請中でございまして、まだ許可がおりてないということでございます。

そして、一般財源の約3億8,500万円につきましても、今後また補正財源として、何かの事業があればそちらへ回すなり、翌年度への繰り越しということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質疑はありませんか。

渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） せっかくですので発言しておきますけれども、この5本の工事請負の中で指名競争が2本、あと一般競争入札が3本でございました。こうした結果を踏まえて、一般競争入札との請負率の差があったということをどのように分析されておるのかお尋ねします。

○議長（藤垣邦成君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 2本の指名競争入札でございますね、この分につきましては、現在国内でこういう設備をつくっておるところを全社、一流どころの全社を指名さ

せていただいておりますので、あえて指名競争入札と一般競争入札、この分野だけにおきますれば差はないというふうに思っております。そのことによって、こういう請負率の差が出てきたというふうには解釈いたしておりません。

○議長（藤垣邦成君） 渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） 確かに今までの既設設備の中で、前々にその工事業者がやったとか、そうした特殊な事情があったのかどうかということで指名に入ったとか、そういう根拠はあったのかなかったのか、ひとつ伺います。

○議長（藤垣邦成君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） そういう配慮は働いておりません。

○議長（藤垣邦成君） 渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） こうしたように、やはり分析されたようではすけれども、やはり大型事業については、やっぱりそうした一般競争入札も一つの大きな流れではないかと私は思うわけですので、そうしたこれからの配慮も私は必要だと思ってます。答弁は結構です。

○議長（藤垣邦成君） ほかに質問はありませんか。

質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第63号から議第67号までの質疑を終結いたします。

追加日程第7 討論

○議長（藤垣邦成君） 追加日程第7、討論。

ただいまから、討論を行います。

議第63号から議第67号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 議第63号から67号までの5本について、まとめてですけれども、まだ十分市民の理解が得られていないし、中身についての精査も不十分であるという意味で、契約をするということは時期尚早であるという立場で反対いたします。

○議長（藤垣邦成君） 次に、賛成討論はございませんか。

ほかに討論はありませんか。

討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

追加日程第8 採決

- 議長（藤垣邦成君） 追加日程第8、採決。

ただいまから、採決を行います。

最初に、議第63号 有線テレビ施設整備（機械設備）工事請負契約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第64号 有線テレビ施設整備（伝送路第1工区）工事請負契約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第65号 有線テレビ施設整備（伝送路第2工区）工事請負契約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第66号 山県市デジタル移動無線施設設置工事請負契約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第67号 山県市防災行政無線（同報系）施設設置工事請負契約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（藤垣邦成君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

なお、付託案件の審査のため、本会議終了後決算特別委員会の開催をお願いいたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。

御苦労さまでした。

午後零時08分散会

平成16年第3回

山県市議会定例会会議録

第3号 10月1日(金曜日)

○議事日程 第3号 平成16年10月1日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(21名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林罔之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	舩戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君

水道部長 梅 田 修 一 君 消 防 長 岡 田 達 雄 君

教育次長 室 戸 宏 全 君 総務部次長兼
企画部次長 和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 宏 優 書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に御報告をいたします。

22日に設置いたしました決算特別委員会の委員長、副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

決算特別委員会の委員長に久保田 均君、副委員長に小森英明君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番、武藤孝成君。

- 7番（武藤孝成君） 議長のお許しを受けましたので、一般質問を2点させていただきます。

山県市は、合併をして1年半を経過しようとしております。先般6月に市長より、山県市行政改革大綱及び山県市行政実施計画が出されました。行政改革大綱、また実施計画、ともに強力に推進をしていくと出されております。基本方針、目標も、国において閣議決定され、三位一体改革に基づいた内容と理解しておりますが、その項目の中で定員管理について次の質問をいたします。

平成18年度までに職員数を、平成15年度と比較して3%、約15人を削減すると示されております。「新規職員は原則として不補充、新規採用に当たっては、将来における組織運営の安定化と、職員の年齢構成を緩和して最小限とする」とありますが、複数年数新規採用がなされなければ、問題が出てくるのではないのでしょうか。

また、合併前の3町村の平成12年から14年度の一般職員の採用人数は、また15年度採用人数は。

次に、平成16年度から25年度までに定年退職をする予定者は何名か、以上を総務部長に答弁を求めます。

- 議長（藤垣邦成君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 武藤議員からの質問にお答えをします。

まず最初に、今年6月に策定しました山県市行政改革大綱につきまして若干触れさせていただきます。

今さら申し上げるまでもなく、行財政を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。国においては現在三位一体改革について、その具体化が進められているところでございます。また、少子高齢化の進行、福祉・環境への関心の高まり、情報通信技術の飛躍的な発展、地方分権社会の到来など、社会経済情勢の目まぐるしい状況の中で、本市においても事務の効率化や事務事業の見直しなどを通して、限られた財源と人員体制により、多様化する市民ニーズに対応していく必要がありますことから、本年度から平成18年度までを計画期間とする山県市行政改革大綱を本年6月に策定し、市民の皆様にはその概要を、「広報やまがた」8月号でお知らせしたところでございます。

その大綱に基づきまして策定しました行政改革実施計画の中の定員管理に関してでございますが、この計画では、その実施概要におきまして、退職者による職員数の減については、特殊要因のある保育士、調理員、消防職員等を除いて原則不補充とし、新規採用に当たっては、将来における組織運営の安定化と職員の年齢構成を勘案して最小限とすること及び行政責任の確保や市民サービスの維持・向上を考慮の上、事務事業の民間委託化を検討し、新規事業増があっても、部門間での定数調整による職員数の抑制を図ることによりまして、平成18年度までに職員数を平成15年度と比較して、約3%、15人削減するということになっておるわけでございます。

それでは、第1点目の、複数年にわたって新規採用がなければ問題が出てくるのではないかと御質問でございますが、議員御指摘のとおり、複数年にわたり一般事務職員の採用をしなかった場合、確かに全く問題がないわけではありません。つまり地方分権の進展や多様化する行政需要の増加、権限の拡大などから、職員がその職責を十二分に発揮できるまでには、実務経験のみならず、専門知識を修得するための期間が必要であります。職員採用の時期についても、行政組織としては、中長期的な観点から見て、年齢構成のバランスがとれているのが理想であるといえるからでございます。

ただし、昨年4月1日の本市誕生以降の職員構成の現況は、旧高富町、旧伊自良村、旧美山町及び旧3町村のみで構成していた一部事務組合の旧山県消防組合、旧山県郡障害児療育事務組合、旧山県郡環境衛生施設組合、旧山県郡老人福祉施設事務組合の各職員が、引き続き各種の行政事務を担当させていただいているところでございまして、そんな中で地方自治体に強く求められている行政改革の推進や、昨今の厳しい社会経済情勢を踏まえれば、先ほど申し上げました理想論を具現化することは、容易なことではございません。そこで、冒頭に申し上げました計画の概要となってくるところでございますが、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます次第でございます。

第2点目の合併前直近3年間の一般職員の採用者数についてお答えをします。

一般事務職員として、旧高富町においては平成13年度に2名、旧伊自良村においては平成14年度に1名を採用しております。なお、旧美山町においては採用はございませんでした。なお、山県市になってからの新規採用職員についてでございますが、今年度におきまして、民間企業等で職務経験のある一級建築士有資格者1名と、一級土木施工管理技士の有資格者3名を新規に採用いたしました。これは市制施行に伴い、行政区域が広範囲となるとともに、より専門的な知識が必要となることから、即戦力となり得る技術職を採用し、当該部門の強化を図ったものであります。なお、来年度は、消防職員を2名採用する予定となっております。

次に、第3点目の平成16年度から平成25年度までの間における定年退職予定者数についてお答えします。

平成16年度には全職員で10名、うち3名が一般事務職でございます。17年度は3名、うち2名。18年度は10名、うち4名。19年度は10名、うち3名。20年度は12名、うち4名。21年度は12名、うち4名。22年度は14名、うち8名。23年度は15名、うち9名。24年度は14名、うち11名。25年度には21名、うち13名でございます。合計しますと、この10年間に全職員のうち121名が定年退職を迎えまして、うち61名が一般事務職ということになるわけでございます。いずれにしましても、議員からちょうだいいたしました御意見も参考にさせていただきながら、当市の将来にとって最善策を常に検討しながら、適正な定員管理を一層推進するために、常に事務事業の見直し、組織機構の簡素化、合理化、民間委託等を積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いしまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 武藤孝成君。
- 7番（武藤孝成君） 合併前から3年間にわたって、3町村とも議員の採用が最低線で抑えられているように感じておりますし、答弁の中に職員採用の時期について、行政組織としては、中長距離的な観点から見て、年齢構成のバランスがとれているのが理想と、望ましいことであると言われましたが、平成16年から25年までの予定退職者数、10年間で61名。特に、平成22年からの退職者は多くなっていくようでございます。私は短期間に職員の人数を減らすのではなく、毎年一、二名採用し、職員の職務を発揮できるよう、また実務経験、専門知識を修得するに期間が必要ならば、この3年間の新規職員の空洞化、採用されないということは空洞化につながるものではないかと思いますが、総務部長、いかがでしょうか。
- 議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。
- 総務部長（垣ケ原正仁君） 武藤議員の再質問にお答えをします。

合併の大きなメリットの一つに、規模が大きくなること、スケールメリットによる経費の削減ということがあるかと思うわけでございますが、その最たるもので、市民の多くが期待しているのが職員数の削減ではないかというふうに思っているわけでございます。そのために行政改革実施計画で掲げました数値目標はクリアすべきものだというふうに考えておる次第でございます。

一方、武藤議員御指摘の、複数年にわたり採用がゼロという自体は、将来の人事構成に禍根を残して、懸念される状態であるということも十分理解をしております。向こう10年間の定年退職予定者が121名で、先ほど説明しましたとおりでございますが、うち一般事務職が61名ということでございますので、一般事務職を仮に毎年3名ずつ採用したとしても、10年間で30人でございますので、61名退職されて30名の補充ということになりますと、差し引き31名の減ということになるわけでございますので、そういう中長期的な物の考えようといえますか、見地からもあわせて検討いたしまして、将来の山県市のために毎年少人数でも継続して職員採用ができるように前向きに検討させていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 武藤孝成君。

○7番（武藤孝成君） 大変前向きな答弁と思いますが、確かに経費節減イコール職員の削減ということで、合併としては大きな目玉ではありますが、新生山県市になりまして、今後を考え、また長い目で見まして築いていくためにも、職員の空洞化にならないよう、将来の住民サービスの向上のためにも、少人数でも継続して一般職の採用を強くお願いをしまして、次の質問に移ります。

2点目ですが、市内の道路、橋について質問します。

旧町村のところに計画された道路、橋についてですが、旧高富町役場付近、市道1131号北町地内の道路と橋の件でございますが、既に橋台は4年前に新鳥羽川橋右岸にできています。道路の放線が具体的に出ていない状況にありますが、市は、その後住民に説明が、何年か経過しておりますが、してありません。そこで、計画された橋の今後の進捗はどうなっていくのか、基盤整備部長にお伺いをいたします。

○議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 武藤議員の御質問にお答えいたします。

御質問の路線につきましては、平成8年ころに県が事業主体とする鳥羽川河川改修でかけ替えとなる歩道橋を、2車線歩道つきの車道橋に格上げして取り付け道路を新設し、高富から高木方面への交通の利便性を図るために具体化された道路計画で、当時おおよ

その位置を示した簡略図で地元への周知がなされたようでございます。護岸改修工事の計画に基づき、平成12年度に県単独事業で右岸橋台のみが先行してつくられましたが、今後の計画といたしましては、主要地方道関・本巢線周辺までの整備が完了してから、最後に橋の上部工に着手される予定で、今の財政事情では、橋の上部工に着手できる時期のめどは立てられないのが現状でございます。

また、橋梁工事に要する費用は、市と県のアロケーションが締結されており、市の負担割合は77.2%で、残りの左岸橋台と上部工の工事費に要する賦課金は約1億2,000万円で、さらに取りつけ道路に要する費用は、家屋移転補償等を含めると、相当な財政負担が予想されるものでございます。計画当時と現在では、県及び市の財政事情も大きく変動しており、それに伴って公共事業計画の見直しも必然的に行われているのが現状で、この道路計画につきましても、鳥羽川の改修計画の進捗並びに高富地区全体の道路網計画に合わせて検討していく必要があると考えられます。

以上の理由によりまして、現時点では、道路放線等の具体案を示し施行時期を明確にすることは困難な状況でございますので、御理解賜りまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 武藤孝成君。
- 7番（武藤孝成君） 今の部長の答弁では、全く8年間というものは何も地元、鳥羽川改修はところどころ進んではおるんですが、説明がなかったということで、現時点では見通しがつかないという答弁はちょっと厳しいものがありますが、既に右岸の橋台もできています。また、今年度は、右岸の護岸工事も175メートル発注され、橋台付近にもかかってきます。そして、9月からは、左岸側の排水路工事2カ所、また、それに伴い、護岸工事も76メートル順次行われる予定で現在着工にかかっております。左岸の工事が進むにつれ、進捗状況により、当然左岸の橋台も設置をできる状態になるのではないかと、地域住民は鳥羽川改修事業に関心を持っております。日々生活しております。また、平成15年からは、公共下水道事業が始まり、16年度からは第1期工事が着手されております。この橋の道路の位置は、第2工区になっております。橋台が設置場所から見ましても、放線上の住民は、平成8年当初の地元への説明されたときの関係者は、立ち退き移転を考え、今回公共下水工事が始まり、家庭内の排水工事を考えなければならない。市側は、何ら説明してない。何らかを説明するべきではないか。

以上、再度基盤整備部長に答弁を求めます。

- 議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 武藤議員の再質問にお答えをいたします。

鳥羽川改修事業、つまり国庫補助事業でございます、県では県事業名、公共公益機関河川改修事業という名称になっております。この事業も今年度から予算が削減されまして、工事も予定より遅れているところでございます。さらに、計画では、この改修工事に合わせまして、永久橋のかけ替え、さらに次には、三田叉川の改修と同じくしまして新川橋のかけ替えがあり、次に、御質問の（仮称）1号橋というようでございますけれども、その新設工事に入る段階となっております。また、現在市道改良事業につきましては、西からは、南・八京線から関・本巢線交差点までと、東からは、うら町から国道256号トンネル出口の信号までの改良計画を進める予定をしているところでございます。今後鳥羽川の進捗状況に合わせまして整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤垣邦成君） 武藤孝成君。

○7番（武藤孝成君） 当時の計画路は、利便性を図るために計画されたものと、道路・橋について一応示した関係者が承知しているが、今後予定より遅れているという今の答弁に対しまして、計画が遅れば、その状態、状況をやはり橋の放線上にあると思われる8年前に説明、周知された地権者に対しては、どうなっていくかを説明するべきであるし、また計画が、今の状態の説明では凍結のような感じの物の言い方に聞こえますので、この放線上の住民は、またいろいろ状況も変わってきますので、そういう方面をとにかく市は、常に住民へは説明していただく義務があると思いますので、よろしくお願いいたしますを申しまして、答弁をいただき、私の質問を終わります。

○議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 武藤議員の再々質問にお答えいたします。

地元に対しての周知がなされまして8年たった現在も、以後の説明がなされていないということでございますけれども、現在国におきましては、三位一体改革の真っ最中でございまして、この鳥羽川改修事業も国庫補助事業で実施しているところでございます。そうした状況が今後どうなっていくのか、見守っていく必要があるということでございます。そして、また、先ほどの答弁でも申しましたように、相当な予算、莫大な予算が必要となってくるということでございますので、市としましても慎重に進めていかなければならんということは思っております。時期が来た時点で、また地元への御説明等もさせていただきたいというふうに考えております。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤垣邦成君） 以上で武藤孝成君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番、村瀬隆彦君。

- 6 番（村瀬隆彦君） 御指名をいただきましたので、2 点ほど質問させていただきます。

まず、岐阜地方法務局高富出張所の跡地について総務部長に質問いたします。

岐阜地方法務局高富出張所が、本年 2 月 27 日で業務を終了し岐阜地方法務局に統合されましたことは、皆さん御承知のとおりと思いますが、平成 15 年 12 月第 4 回定例会の折、高富出張所の用地は山県市の土地であり、法務局との借地契約の中に、契約が終了した時点には建物等を撤去の上、山県市へ返還するとの説明をいただいておりますが、出張所閉鎖後 6 カ月になりますが、その後の説明をいただいております。現在高富出張所の跡地はどういった状態になっておるのか、質問いたします。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。
- 総務部長（垣ケ原正仁君） 村瀬議員の御質問にお答えをします。

本年 4 月以降、建物を管理しております岐阜地方法務局会計課というところがあるわけですが、そこの課長あるいは職員の方と 3 回、話し合いとかあるいは施設の見学を行いました。建物は、昭和 51 年 3 月に竣工した建物でございます、御存じのように、鉄筋コンクリート平屋建てで、建築面積は 304 平方メートルの非常に堅固なものでございます。岐阜地方法務局としては、建物を解体撤去することなく、市の施設として有効利用していただけたらありがたいというお考えでございますので、現在譲渡価格について交渉中でございます。当該建物は、先ほど申し上げましたように、鉄筋コンクリートの平屋建てということもありまして、あるいはまた、法務局の出張所ということもありましたので、貴重な土地台帳等が収納してあった部屋もあるわけですが、そういう部屋は、開口部が非常に少なく、壁が厚い構造になっていきますので、災害には強い建物ではないかと思っております。本庁におきまして、書類の収納スペースが不足を来しておりますので、価格によっては倉庫として活用できないかなというようなことで検討中でございますが、今年度中にはめどをつけたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 村瀬隆彦君。
- 6 番（村瀬隆彦君） ただいまの総務部長の答弁ですが、今年度中にめどがつけたいということですが、ぜひそうしていただきたいと思います。

そこで、再質問ですが、高富出張所の建物の再利用ですが、今の答弁を聞きますと、書類等の保管庫とのお考えのようですが、地域への施設という考えはないのでしょうか。例えば東深瀬地区のコミュニティセンターといったものですが、現在当地区には、東深瀬公民館というものがございまして、築後 45 年ぐらゐ経過し、かなり老朽化しております。それに選挙の投票所ですが、東深瀬地区及び阿原、高木東自治会は、山県市の中で

唯一学校施設で投票が行われておると思います。そういった点において、再利用の計画はどんなものでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。
- 総務部長（垣ケ原正仁君） 書類の保管庫の倉庫としての活用ということは、一つの案でございます、それに決めたわけではございませんので、皆さんのいろんな意見をお伺いしながら、ただいま村瀬議員がおっしゃっていただきました施設にしましても、一つの案として検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（藤垣邦成君） 村瀬隆彦君。
- 6番（村瀬隆彦君） ただいまの答弁ですが、これから考えさせてもらうというような話ですもんで、ぜひいい方向に進めてもらいたいと思います。

次の質問に移ります。非常勤の特別職員の報酬について、総務部長に質問いたします。

現在消防団員、選挙の投票管理者、公民館主事、公民館運営審議会委員、体育指導員などが、地域の推薦、充て職などによって委嘱されることが多いと思います。本来非常勤の特別職を委嘱する場合は、市が人選をし委嘱するのが本来の姿だと思いますが、特別職といっても、農業委員のように選挙で選ばれる特別職、教育委員のような市全体を対象とする特別職と、公民館長のような地域を対象とする特別職もあります。地域を対象とする場合、地域から推薦をいただいて市が委嘱することは仕方がないと思いますし、また、地域としても自分たちが選んだ人ということで、選ばれた委員に対し協力体制がとれると思います。しかし、地域では、市の職員を推薦することもあり、そのまま非常勤の特別職員となることがあります。このような場合市は、委員に委嘱された市職員に対して報酬を支払うことができないと聞いていますが、いかがですか、質問いたします。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。
- 総務部長（垣ケ原正仁君） 村瀬議員の御質問にお答えをいたします。

市職員が当市の非常勤の特別職員を兼ねるときの報酬の支払いについてでございますけども、「山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」第3条におきまして、「一般職又は特別職の職員で常勤の者が、この条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない」という重複給与の支給禁止が規定されておりますことから、一般職の市職員が、この条例の別表区分に掲げる非常勤の特別職についたとしましても、報酬は支給しないこととなっております。

一般職の職員が特別職の職を兼ねた場合、地方公務員法第24条第4項の「職員は、他

の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない」という規定には該当しないと思いますが、重複給与は避けるべきであるという行政事例もありますので、市職員が特別職の職を兼ねた場合にあっては、これに対して報酬を支給しないよう本条例で定めているものであります。また、昨今の民間企業等の厳しい社会経済情勢を勘案いたしますと、兼務による給与の支給増ととられかねないことから、条例第3条を改正することは、時勢上もそぐわないものと考えております。

確かに職員が、地域の皆様から推薦されて、これらの職につき、全く本業とは違う職につくわけでございますけれども、本来の職務と離れた環境で市民の皆様とともに地域に貢献しても、金額の多少はございますけれども、それにかかわらず、報酬が支給されないということは、心情的には頭が下がる思いでありますけれども、先ほど申し上げましたことを御理解賜りますようよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 村瀬隆彦君。

○6番（村瀬隆彦君） 再質問いたします。

条例ということはわかりましたが、地域から推薦する場合、職員であるがゆえに報酬が支払われないとわかっていれば、推薦ができなくなるのではないのでしょうか。職員が非常勤の特別職となった場合、その職務は休日、夜間など、勤務時間外で皆さん行っております。特別職となった場合、報酬はわずかであっても、他の特別職の方と同じことをしていても、市の職員はボランティアということになってしまいます。また、その役職の中で、会費等を取って、親睦を図っていくこともあると思います。時間外手当となるなど同等の金額を支払うことができないのか、お伺いします。

○議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。

○総務部長（垣ケ原正仁君） 再質問にお答えします。

心情的には大変ありがたい御意見でございますし、そういうことは事案としましてよくわかるわけでございますが、それを時間外勤務手当に振り替えて払うということは、ちょっと法的にもできないと思いますし、その方が例えば自分本来の業務で時間内に仕事ができないことがあるときに、その業務であれば、時間外勤務手当の対応はできるかと思っておりますけれども、全く異質のものをやったときに、あくまでその方は特別職としての任命を受けておみえになって、その活動をしておられるわけでございますので、本当にありがたい御意見で、私どもにとってはうれしい御意見なんでございますが、ちょっと今の条例の中では無理があるなと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 村瀬隆彦君。

○6番（村瀬隆彦君） 今の意見十分わかりましたが、今後においてそのことも検討をし

ていただきたいと思います。

以上質問を終わります。

- 議長（藤垣邦成君） 以上で村瀬孝彦君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番、村橋安治君。

- 17番（村橋安治君） それでは、発言の許可をいただきましたので、質問を2点させていただきます。

まず最初に、山県市の農業振興政策について質問をさせていただきたいと思います。

この質問に対しましての答弁は、産経部長にお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

山県市内の農業は、高齢化と農地の荒廃傾向にある中で、伊自良地域は比較的農業に力を入れている土地柄でございます。他の産業は、畜産業が盛んでございまして、またサービス業は少なく、大半は岐阜方面、また他の地域へお勤めになっている状況でございます。

現在伊自良地内において、昭和63年以来農産物の直売所等が順次できまして、現在4カ所の農産物の直売所がございまして、それぞれの会員の皆さん方が地域の農産物を販売されまして、年間約6,000万以上の売り上げがあると聞いております。会員の皆さん方が頑張っておられる、その思いに頭の下がる思いではございますが、問題は農産物直売所の関係者が長期間にわたりまして協議をされ、その結果、現在の直売所4カ所を統合をして、山県市内の農産物の販売、また特産品の開発・販売を強力に促進するために、美山バザールのような農産物直売所を事業計画されたと伺っております。また、平成14年度には、岐阜県の第1号のふるさとクリーン村の認定もいただいていることも御承知のとおりでございます。この認定は、家畜等有機資源の利用促進と深く関係をしておりまして、循環型農業の促進を求められているものでございます。農業振興政策と畜産環境問題の改善策の一端にもなるものと信じておるところでございます。山県市内の農産振興である農産物の販売及び特産品の開発・販売等を強力に推進をしていく必要があると考えるわけでございます。

ここで産経部長に質問をいたしたいと思います。山県市の今後の農業振興のために、農産物直売所及び農産物を有効利用した特産品の商品、加工商品でございますが、販売等の事業計画を進めていってはどうかと考えますが、産経部長はどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。
- 産業経済部長（松影康司君） 村橋議員の御質問にお答えします。

ただいま議員が申されましたように、伊自良地区におきましては、畜産を中心として、キノコ類、イチゴ、ナス、カキ、路地野菜などの生産が盛んで、中間的な農業地帯でございます。このような中、いじら朝市、小倉青空朝市、平井青空朝市、いじら市場の4カ所を順次開設しまして、消費者との交流により、地域農業振興を進めてまいっております。しかしながら、朝市開業後10年を経過しておりまして、時代の流れとともに消費者の方から、野菜を毎日含め常時購入できないか、加工品を含め品数をそろえてほしい、駐車場が狭いなどの意見が、どの直売所でも聞くことになりました。このため、ふるさとクリーン村いじら村協議会のメンバーや青空市場の代表により議論を重ねた結果、これらの課題を解消し、消費者の要望にこたえていくために、現状の直売所を統合し、新たな地域農産物等の販売拠点を建設すべきとのことで地域の合意を得られました。代表者のメンバー6人が来庁されまして、美山のふれあいバザールと同様な施設の建設について要望がありました。

今後循環型農業の推進、市内の小中学校への新鮮で安心・安全なクリーン農産物の学校給食食材の供給を行うための販売拠点となるとともに、山県市の情報発信基地となるように、市といたしましても、その実現に向け検討してまいりますので、御理解のほどお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 村橋安治君。
- 17番（村橋安治君） 再質問をさせていただきたいと思います。

ただいま産経部長から今後の農産物の直売所等に関して前向きに進めていきたいというようなありがたいお言葉をいただきました。ここで改めて市長に御質問をさせていただきたいと思います。

この事業計画におきましては、県の職員、また市の職員さんも参加されまして、この四つの直売所の事業計画をまとめるについて参加をされたという経緯もございますし、また県の方も、この事業については前向きに進めてほしいというような考えがあるようなことも耳にしておりますが、農産物直売所の計画は、農業振興を進める上で非常に大切なことであるし、また農業振興の要でもあるかと感じております。そういうところと今後の進める方向性につきまして、市長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 村橋議員の再質問にお答えいたします。

ただいま担当部長から販売拠点施設についての説明をさせていただきました。この伊自良地域につきましては、県でもクリーン農業の第1号に指定して、非常にそういった意味で、岐阜市方面からのそういった野菜等の購入について非常に関心がより深いとい

うことでございます。そういった意味でございまして、ただいま担当部長がお答えしましたように、地域農業、農村の進行、地域活性化ということで、そういった積極的に進めるためにも重要な施設であると思っております。今後とも県等では助成措置等もあるようでございますし、関係機関とも十分協議をいたしまして、その実現に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） ただいま市長さんから、県の助成事業に乗せるような事業があるというありがたいお言葉をお伺いいたしました。そういうことで産経部長からも御回答ございましたように、また市長からもございましたように、特産品の販売所、こういう計画を一日でも早く実現をさせていただけるように県の方へ働きかけ、事業に乗せていただくことを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次の2番目の質問に入らせていただきます。通告いたしました2番の質問、地元企業と商店の活性化についてでございます。その質問につきましては、助役さんに答弁をお願いしたいと思います。

現在の経済状況は、バブル経済がもたらしました負の財産の整理等、銀行、また企業が不良資産の整理を行っているところであります。経営改善、リストラ等によりまして、一部の大企業では、過去最高の利益を上げている、そんな企業もある反面、中小企業、また商店は大変な苦勞を強いられているのが現状でございます。このような状況を考えたときに、入札等については単独で参加できない企業も、地元企業が入札に参加できたらいいいなということを考えておりましたところ、また執行部と話をしておりましたところ、このほど市内業者と市外業者の経常JVが施工されました。地元企業にとっては、非常に喜ばしいことかと思えます。JVが施工されておりますけれども、このことによって地元企業にとっては、仕事の増加、また雇用の増員、技術の向上、また経営の安定等プラス要素が発生をすることによって地元企業が元気になっていただける。これが山県市の発展につながる基本であると考えております。

また、企業・商店も売り上げが減少しまして、山県市にとっては税収も減額になってくる。また、税収の収納率も低下をしてくる。こんな予想をせずにはおれない状況を考えますと、地元企業、また商店の活性化のためにJVとこういう問題を進めていく必要があると考えます。

ここで、助役に質問いたします。

現在の建築JVは、特別なる大型物件のみでございまして、また最近施工されました

経常ＪＶ、水道工事並びに下水工事が現在行われておりますけれども、今後におきましては、発注物件によっては、土木、また建築工事にも単体といいますか、発注される物件ごとに、工事価格によってはＪＶ方式を取り入れていく、そういうことを取り入れてはどうかということを御質問するのと、また物品購入、委託業務、また公共施設等の庭木の手入れ等に至る、そういう市内企業、商店で対応できる、そんな業務は現在どのようにされておるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。

○助役（嶋井 勉君） 村橋議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御発言のとおり、現在山県市は、水道工事、下水道工事につきましては、「山県市経常建設共同企業体取扱要領」を平成16年7月に新しく制定をいたしました。これは、これから長期間にわたりまして、恒常的に発注が予定される両工事につきまして、市内業者が積極的に参入することにより、その経営力、施工能力の強化を図ることを目的としたものでございます。

そこで、1点目の御質問の土木工事、建築工事についても、発注物件の内容により共同企業体方式を取り入れたらどうかということですが、議員も御承知のとおり、山県市特定建設工事共同企業体取扱要領では、建築工事につきましては10億円、土木工事につきましては7億円以上の工事になっておりまして、したがって、議員御指摘の内容は、この基準金額を見直したらどうかということかと存じますがけれども、現在社会状況・経済状況からしまして、地方におきましてはなかなか右肩上がりの状況にはなっておりません。財政状況も悪化する中、公共事業が年々少なくなっておりますが、山県市といたしましては、やはり地元中小企業の振興のために積極的な対応が必要であると私どもは認識しております。

共同企業体による工事施行は、1社単独で受注しづらい工事でも、これによれば可能になるということがそのメリットでございますが、具体的に挙げますと、危険の分散、融資力の増大、技術の拡充強化、経験の増大、施工の確実性などがございます。こうしたことから、今後この山県市特定建設工事共同企業体取扱要領の基準額等及び内容等について十分検討して、前向きに対応してまいりたいと考えております。

2点目の物品購入、委託業務などの市内業者への対応はどうかということですが、このことにつきましても、申し上げましたとおり、市内業者の振興のために、特別な物件を除きまして、可能な限り市内業者の皆様に対し優先的に対応してまいりますし、今後もそうした観点で進めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） 今、各土木工事、また建築工事、また物品とか委託業務につきましては御説明をいただいた。その中で大きい工事、建築または土木については、ＪＶの金額が問題でございまして、その小さい金額に対してといいますのは、やはり1億、2億、3億という物件に対しても、地元の企業が参加できる。そのことによって、地元が潤える。そのことによって、市の税収が上がるというようなことで、そういう地元が元気になっていただくための仕事量を増やすと、そういうような考え方を持って、やっていただきたいと思っておるわけですが、過去におきまして2,000万ぐらいの物件におきまして、市外の業者のみでやられた入札もございましたし、また庭の手入れにつきましても、大手の業者のみでやられた、手入れもやっておみえになることもございました。そういうことで私は、委託業務、または物品購入についても、分割をするといいますか、地元で対応ができる、そういうようなシステムを今後考えていただきたい、そんな思いが非常にあるわけですが、そのような点についてどのように考えておられるか、助役をお願いをしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。

○助役（嶋井 勉君） 村橋議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、共同企業体の結成ということは、議員も御承知だと思いますが、大規模な工事、あるいは技術的に困難な工事ということになっておりまして、それ以外にどうしても必要なときということがありますけれども、中小企業の振興のためというねらいもございます。そういう観点から共同企業体というのが、昭和25年当時から日本でも取り入れられたわけですが、今御発言のとおり、1億円、2億円、そうした金額に対してもＪＶを組んだからどうかということでございますので、私先ほど申し上げましたとおり、共同企業体という特定建設あるいは経常建設、経常的に行われるもの、あるいは分散して行う工事、共同企業体でもいろいろな方針がございしますが、そこら辺を工事の内容を見きわめながら、それぞれに対応してまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、参考までに申し上げますけれども、15年度指名競争入札を行いました件数と指名件数を申し上げますけれども、土木工事につきましては、全部で指名件数が96件ございまして、市内業者さんに御指名申し上げましたのは88件、市外の業者さんに指名申し上げましたのは8件でございます。その中で落札件数、この率を申し上げますと、市内業者82件、市外の業者さんが14件でございまして、パーセントにしますと、85.42%

が市内の業者さんが請け負っていらっしゃいます。建築工事につきましては、件数が16件ございまして、市内業者さんが13件、市外の業者さんに3件御指名申し上げておりまして、落札件数につきましては、13件が市内、3件が市外と。パーセントにしますと、市内業者さんが81.25%、市外の業者さんが18.75%と、こういう率になっておりまして、すべての面で地元の業者さんに御指名申し上げると、市内の業者さんの活性化を図っていると、こういうことでございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤垣邦成君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） ただいま助役さんの方から回答いただきまして、非常に中身につきましては、市内業者を尊重して、今80%以上の工事を市内でお願いをしているというようなお話がございましたが、私は、この数字につきましては、非常にいいことであると、このように理解をしておりますし、また、今強く求めておりますのは、JVの関係もございませけれども、地元企業・商店の活性化のために物品購入とか委託業務、そして、庭木の手入れと、そういう小さい工事についても、今御回答がございませんでしたので、その件については、金額は小そうございますが、地元で対応できるものはすべて対応するんだというような方向性。地元が少しでも仕事にありつける、というような方法を何とか御検討いただけないかということで御質問したわけですが、その物品購入とか委託業務、そして、庭木とか、そういう関連の小さいことにつきまして、再度御回答をいただきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。

○助役（嶋井 勉君） お答えします。

物品委託及び庭木の剪定でございますか、そういう仕事については、地元業者に委託しているか、受注しているかということでございますけれども、私の観点からしまして、入札に至らないもの、随意契約でございますけれども、とにかくそういうものは、各部長から私はお尋ねしておりますけれども、すべて地元の業者さんをお願いしていると、こういうことでございまして、特に言えますのは、給食の材料とかガソリン、ガスとか、そういうものはすべてでございますし、文房具あるいは小備品でございますね、こういうものにつきましても、すべて地元業者さんをお願いしております。ただ、ちょっと辛口でございますけれども、私どもは安くいいものを納めていただきたいという観点でございますので、いわゆる入札によって安くなることが本当は一番でございますけれども、その辺のことも御理解いただきながら、できるだけいいものを安く納めていただきたいという観点ではございますけれども、第一に地元の業者さんをお願いしていくとい

う観点は外れておりませんので、よろしく御理解のほどお願いしたいと。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 以上で村橋安治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分まで休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時20分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順位 4 番 吉田茂広君。

- 1 番（吉田茂広君） お許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

私は、何分質問を考えたことも、そして、また、この厳粛な席で実際に質問をさせていただくのも初めてでございます。とにかく初めてづくしの体験でございますので、どうか先輩議員の皆様、そして、執行部の皆様、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきますが、まず第1点目、少子化が進む山県市の現状と、そして、それに対する施策についてを保健福祉部長にお尋ね申し上げます。

昨今山県市だけでなく、全国的な問題として少子化が叫ばれております。私事で恐縮ですけれども、私が小学生のころと今を比べますと、非常に子供さんの数が少なくなっております。これは2002年のデータになりますけれども、岐阜県の合計特殊出生率は、1.38という数字が出ております。全国平均が1.32という数字でございますので、全国平均よりも若干数字はよくっておりますけれども、ただ、しかしながら、人口維持のための合計特殊出生率というのは、2.08という数字が出ております。したがって、岐阜県でも、その数字に対して0.7ポイントほど足りないという結果になっております。また、これは、2002年度のデータでございますので、2004年になった今現在は、少しまた数字が低いというふうに考えられます。

そこで、本山県市でも少子化という現状を把握して、先ごろ山県市まちづくり意向調査を通じまして、市民の皆様にアンケートを実施していただきました。非常に内容の濃いアンケートでございまして、今回私が質問をさせていただくに当たりまして、市のホームページからその結果を閲覧したんですけれども、非常にいろんなことがわかりました。

その中で現在の山県市に住んでいらっしゃる人たちが、少子化問題に対してどのよう

な施策をとってほしいかというアンケート結果が、まず1番目、一番多かったのが、子育てと仕事を両立できる環境整備、これが55.7%でございました。複数の回答欄から三つ選んで回答をしていただくという方式でございましたので、合計した数字は100を超えております。続きまして2番目、子育て世帯への経済的な支援の充実、これが37.2%。そして、3番目、小児医療や保健医療の充実が35.7%でした。これは2番目の子育て世帯への経済的な支援の充実に含まれるかなというふうにも考えます。そして、4番目、保育時間の延長や保育サービスの充実、これが33.4%でございました。これも1番目の子育てと仕事を両立できる環境整備の中に含まれるというふうに考えられます。以上の結果から、実に多くの人が、子育てと仕事を両立できる環境を整備していただきたい。そして、子育て世帯に対する経済的な支援を充実してほしいというふうに考えていらっしゃると思います。

そこで、この結果を踏まえまして、今後本市では、少子化問題に対してどのように取り組み、また、こういった具体的施策を講じていくおつもりなのか、土井保健福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

少子化問題につきましては、山口市だけではなく、全国的な問題であり、生まれてくる子供の数が減少することによりまして、経済全般、社会保障（特に年金問題）、労働市場などに大きな影響を与える深刻な問題と言われております。また、高齢社会では、高齢者の人口が多いことが問題ではなく、高齢者の比率が高いこと、つまり子供の数が多くなれば、高齢社会から脱却できるものと言われております。このように少子化問題は、社会全体に影響しているといえます。

少子化が進んできた理由としては、女性の高学歴化とか晩婚化、未婚化、住環境の問題などや、現在の男性社会において女性が仕事と家庭を両立することが困難なこと、男性の育児参加が不十分であるために子育ての負担感を感じるなどが考えられます。本市におきましても、この10年の出生数を見ますと、平成6年から13年までは240人から250人で推移していますが、平成14年には218人、平成15年には193人と減少しており、少子化の影響を受けております。

こうしたことから、御質問の子育てと仕事を両立できる環境整備としましては、山口市合併を期に保育園における未満児保育と延長保育を全市に拡大したことや、小学校1年生から3年生を対象とした学童保育事業の充実など、子育て支援策を進めております。

次に、経済的な支援策としましては、今年度16年度より国において児童手当が小学校

3年生まで拡充されていますし、乳児医療につきましては、県制度では3歳児までが医療費助成の対象となっておりますが、山県市におきましては、単独にて小学校就学前児童までを対象と拡充をしております。

なお、男女の出会いとして、ハッピーライフ事業も実施をしております。

また、本年度におきまして、山県市次世代育成支援対策行動計画を策定するべく検討を進めております。この行動計画の中には、現在実施しています施策の充実や新たな施策を盛り込んでいきたいと考えておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 吉田茂広君。

○1番（吉田茂広君） 御答弁いただきました。若干の提案をさせていただきまして、次の質問に入らせていただきますけれども、保健福祉部長の答えの中に、県制度では3歳児までの乳幼児医療制度を市単独で小学校入学、就学前までに拡大をしているというお話がございました。私も小さな子供を持っておりますので、市単独でこうした乳幼児医療制度をつくっていただいているということをお大変ありがたく思っております。ただ、他の市町村では、当市よりももっと手厚い乳幼児医療制度を持っていられる自治体もございます。例えば本市に近い羽島郡の柳津町、また笠松町などでは、中学校を卒業するまで乳幼児医療はただということになっております。もちろん本山県市とそれらの他市町村とでは財政事情も異なりますし、非常に今すぐ山県市で中学生まで医療費を助成しろなんということを申すつもりもございませんが、ただ、少しでも医療の助成制度に関しましては、これから手厚く拡大をしていけるような方向で御検討を願えればなというふうに考えております。

続きまして、次の質問に移ります。

山県市まちづくり計画の中の基本方針「活力あふれる産業のまちづくり」に対する市の考えを問うというふうになっております。これは平野市長から答弁を求めたいと思っておりますけれども、今日本の景気は回復の道中にあるというふうに言われております。トヨタ自動車を初め、好調な自動車関連、また中国国内の需要増などにより、各種メーカーなど実に国内大企業の7割が、前年に対して業績を伸ばしております。ところが、これは山県市商工会の数字をお借りいたしますけれども、現在約1,100の事業主さんを抱える本山県市ですけれども、非常に中小企業、とりわけ従業員の数が製造業で20名以下、商工サービス業で5名以下といういわゆる小規模企業がほとんどを占める市内の商工業者の皆さんから、なかなかいいお答えというか、お話が伺えません。もうかったなとか、もう忙しくてかなわんとか、そういったうれしい声がほとんど聞かれない現状でござい

ます。

そこで、新市まちづくり計画には、それぞれすばらしい五つの基本方針がございます。「健やかで安らかなまちづくり」、そして、「便利で快適なまちづくり」、「豊かで美しい自然を守るまちづくり」、そして、4番目、「活力あふれる産業のまちづくり」、そして、「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」、この五つの基本方針がございます。その中でもとりわけ、市内中小企業事業主さんに関心があるであろう4番目の活力あふれる産業のまちづくりという方針に対しまして、市ではどういうふうに考えて、また、どういった具体的な政策を講じていくおつもりであるのか、平野市長より御答弁をお願い申し上げます。

○議長（藤垣邦成君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

新市まちづくり基本方針にありますように、「活力あふれる産業のまちづくり」の構築を目指して、地域の基幹産業であります中小企業を支援して、新しい産業が生まれるように努力しながら、活力に満ちたまちづくりに鋭意取り組んでいるところでございます。

さて、中小企業に関する支援事業につきましては、市内の商工業者のほとんどが中小、零細、または個人経営者でございます。そういったこともございまして、支援制度といたしまして、山県市小口融資条例を制定し、中小企業者に対して1,250万円を限度として最長8年の融資を行っているところでございます。利率につきましては、年1.2%と大変利用しやすい環境を整えておと思っています。今年度現在までに4件の申し込みがございまして、2,450万円の融資を行っている状況でございます。

また、県においては、各種の制度がございます。特に、県経済変動対策特別融資は、金利が0.8%と銀行一般金利よりもかなり有利となっておりますので、こうした制度も十分活用していただきたいと思っております。

また、美山地域におきましては、過疎地域における固定資産税の特例制度があり、企業の進出、既存企業の投資を支援してまいりたいと考えております。

今後とも国や県、商工会などと連携をいたしまして、労働者の就業機会の確保、中小企業者の経営安定に努めてまいりたいと考えております。

また、高富インター周辺構想、高富インターにつきましては、自治会の促進期成同盟会を初め、地域以外の皆さん方、あるいは市全体としまして、積極的にこの東海環状自動車道高富インターの設置につきまして、強力に推進を図っているところでございますが、なかなか国、県の財政事情が厳しい折から、順調に進んでおるとは申されませんが、

来年度は万博で東回りが完成しますので、それに引き続いて西回りの方へ、そういった東海環状道路の変身を強力に働きかけ、インターの設置を見たいということでございます。そういったことで、インターの周辺構想や、現在策定しております第1次総合開発計画、県の産業団地誘致計画との調整も図りながら、企業等が進出しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、このインター周辺の画期的な変化に伴いまして、山口市が活気あるまちづくりになるよう極力努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤垣邦成君） 吉田茂広君。

○1番（吉田茂広君） 御答弁をいただきまして、最後に御要望申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思いますけれども、私市内商工業者の皆さんに、とにかく元気を与えていただきたいというふうに質問をさせていただきましたけれども、それは、ただ単に税収が上がるからという理由だけではございません。山口市が今後とも山口市として存続していくために、まず何といたっても一番大事なことは、やっぱり人が増えるということだと思います。市のホームページを見ますと、毎月、前月に比べまして10人ないし20人、山口市の人口が減っております。これは非常に短絡的ですが、市内の商工業者の皆さんに何とか業績を伸ばしていただく。そして、そこで新しい雇用を生んでいただく。その新しい雇用は、山口市以外の、また山口市内、いろいろなところから若者を呼んでくるということになります。若者が増えれば、そこでまた、新しいカップルができ、また新しい命が芽生えるというそういう姿が、山口市が将来にわたっても山口市であり続けるということのために、絶対に不可欠なことであると私は考えます。

市内を歩きますと、「こども110番」という旗をよく見かけます。これは私の家にもございますけれども、その多くは、市内の商工事業主さんの入り口にかかっております。つまり地域の子供たちにとりまして、商工事業主さんというのは、海を照らす灯台のような役回りも持っていらっしゃるわけです。市長の御答弁の中に、中小企業者の経営安定に努めるというお言葉がございました。現在策定中の第1次山口市総合計画の中に、ひとつ何とか「山口市長平野 元」としてその心意気をくんでいただきまして、「地域商工業の皆さん頑張れ」と、何とかそういう文言を入れていただきまして、今後地域経済の発展につながりますように、行政の方でも応援いただくということをお願い申し上げます。

御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○議長（藤垣邦成君） 以上で吉田茂広君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、通告順位5番、久保田 均君。

- 22番（久保田 均君） 議長にお願いを申し上げます。

今演台の前に乗せましたこれ、私非常に質問項目が多いので、資料をここに表示をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告順位に従いまして質問をいたします。

まず、防災無線と有線テレビの拡張工事について、船戸企画部長にお願いをいたします。

今年7月ごろ、ミニ新聞にて防災無線と有線テレビの事業費が山県市が45億円、岩村町が25億円とここにありますが、比較表が掲載され、市民に配付をされました。このミニ新聞の記事が事実としたら、なぜこんなにと、厳しい質問を私はたくさん受けました。今日までに自分の能力の範囲と行政担当者に説明を求め、住民の方々に理解が得られるよう努力をしてきたところであります。そこで、この事業の実施できる事業内容と費用の比較表について、項目ごとに質問をいたしますので、要点をはっきり、簡明な答弁を船戸企画部長に求めます。

まず、第1、デジタル放送対応について、本市と岩村町は同じと書かれているが、内容はどうか。

2番、双方とも自主放送、文字放送も可とあるが、事実なのか。

3、双方ともインターネット高速・常時接続・安価とあるが、内容について伺う。

4番、IP電話も可。これはインターネットの通信技術を利用して通話する仕組みの総称で、ボイス・オーバー・アイピーと呼ばれ、本市では実施できると理解しているが、このミニ新聞では、本市、岩村町とも実施できるような記事だが、この点について伺う。

5番、公用防災無線・全世帯防災無線、これは本市。インターネットで一斉同報・双方向、これが岩村町とあるが、本市は全世帯に防災情報がキャッチできる無線の受信機を設置すると理解しているが、岩村町はインターネットを利用して防災情報を流しているように記載されている。この内容についてどうか。

6番、ユビキタス環境構築について。この比較表に山県市の記載がなく、岩村町のみできるような記事になっているが、このことについての説明を求める。

7番、大きな文字の見出しで、「なぜ無料の光ケーブルを使わないのか」という文章が載せられている。これも使用しない理由があるのなら、これについて伺いたい。

以上、企画部長に答弁を求めます。

○議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 久保田議員の御質問にお答えします。

1点目、岩村町方式は、ある拠点までは有線で、その先の各家庭までは無線です。岩村町が使用している無線の周波数は、現在の有線放送法でテレビ放送が許可されていない周波数ですので、地上波デジタル、アナログ放送とも再送信はできないのが現状です。本市のこの事業は、既に有線テレビ放送法をクリアし、総務省から許可をいただいている施設ですので、完成次第すぐ地上波デジタル放送、アナログ放送ともに市民へのサービスが開始できます。

2点目の岩村町の施設の場合は、テレビ放送ができないため、当初から自主放送と文字放送は考えていなかったとのことでした。本市としましては、新施設完成後も今までどおり自主放送と文字放送ともにサービスを行っていきます。

3点目のインターネットサービスは、高速通信・常時接続が今の常識となっています。岩村町は無線でのサービスですので、親局から400メートル以内の見通しのよい場所に限られているとのことですので、本市のような山間部では均等なサービスは受けられないと考えます。本市の場合は有線で行いますので、気象状況や障害物等の影響を受けず、安定した環境で全市民がサービスを受けられます。また、料金につきましても、10メガで2,100円、30メガで2,625円と、民間より格安にてサービスを行います。

4点目でございますが、ＩＰ電話につきましては、議員が御理解されているとおりです。岩村町では、ＩＰ電話を行うには新たな費用が発生するため、このシステムでは行わないとのことでした。本市におきましては、有線テレビの加入者同士は、基本料も通話料も無料にてＩＰ電話のサービスを行います。

5点目でございますが、防災システムに関しましては、岩村町も本市が採用するシステムと同じシステムで運用しており、現在の岩村町のインターネットシステムでは、災害時に機能しない危惧があるため、防災用に切り替える計画はないとのことでした。

6点目でございますが、岩村町のユビキタスでの利用者は、7月現在ゼロ人で、今後はユビキタス環境は拡張しないで、市町村合併に伴う有線テレビの拡張工事を視野に入れていきたいとのことでした。本市としましては、今回の事業でユビキタス環境の整備はしますが、今後必要になれば施設を追加し、いつでも構築することができます。

最後の7点目でございますが、情報スーパーハイウエーが無料で使用できるのは、市

役所から県庁までの間ですので、市の業務としてはこれからも引き続き使用しますが、しかし、インターネットサービスを行うには、このケーブルを借りるだけではできないため、トータル的に費用を考え、市民及び市に最もメリットがあり、経費が安くできる可能性があるため、情報スーパーハイウエーは使用しないこととなりました。

今後も市民の皆様の情報の格差を是正するため、この事業の早期完成を目指して頑張っておりまいますので、皆様方の御理解と御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 22番 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） 今、7項目の答弁をいただきましたが、再度確認をしながら質問をいたします。

1番のデジタル放送の件は、山口市では地上波デジタル及びアナログ放送ができるが、岩村町では末端は無線ですので、許可されていない周波数だから、地上波デジタル及びアナログ放送の再送信はできないということである。

また、2番の自主放送、文字放送の件は、山口市はごらんのとおり、現在行っております。岩村町は、周波数の帯域が足りないということできないということだと思います。

3番、インターネット等の件は、山口市は有線ですので、安全な環境で全市内のサービスの提供が受けられるが、岩村町は無線なので、一定場所のみに限られる。結論として岩村町の方式では、山間部の多い本市では採用できないし、料金も本市が30メガで2,625円、岩村町は2,940円で、本市の方が安いということであります。

4番、IP電話の件は、山口市では加入者同士は基本料金も通話料も無料にてIP電話のサービスが受けられる。岩村町は、新たな工事費用が生じるために行わないということであります。

5番、公用防災無線の件は、山口市は全市内無線で運用するが、岩村町はインターネットシステムでは災害時に機能しない危惧があるため、防災用に切り替える計画はないということであります。

6番、ユビキタス構築につきましては、山口市では今後必要になれば、施設の追加により構築できる。岩村町は現在利用者ゼロで、拡張はしないということであります。

7番、無料の光ケーブルをなぜ使わないのかにつきましては、現在市の業務に利用しており、今後も利用をしていきます。インターネットサービスを行うには、ケーブルを借りるだけで済まず、別途費用がかかるため、市民に最もメリットがあり、経費が安くできるところを選択されとのことで、情報スーパーハイウエーを利用しないということであります。

今繰り返して質問という形になりましたが、内容につきまして相違がなければ、ないという答弁だけで結構です。

○議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 久保田議員の再質問にお答えいたします。

再質問につきましては、すべて議員が御理解いただいていることと間違いありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 久保田 均君。

○22番（久保田 均君） 間違いのないという答弁をいただきましたので、実はほっとしておるところであります。質問の7項目について、本市と岩村町の事業内容を確認したが、比較対象にならないということで理解をしておるところであります。まだ、ほかにも大きな見出しで、「実際に他の方式でできる事実は重い」と書かれているが、これも本市と岩村町が同様のサービスが行えるような記事になっており、ミニ新聞を読まれた市民には、誤解されがちと思われる。今答弁の内容でも、双方に大きな差があり、事実と異なった情報提供になっている。しかし、私と部長の質問と答弁のやりとりでは、非常に理解しがたい部分もあると思うので、一番問題の金額について精査をいたしますと、株式会社VRテクノセンターが提案した方式を活用すれば、地域情報化事業及び防災行政無線事業を統合して行うことができる。経費は、株式会社VRテクノセンターの提案書に記載されている約20億円と、筆者が調査をした約5億円を加えて25億円とできると書かれている。しかも、山口市は45億円とある。この件については、今年7月30日付の株式会社VRテクノセンターより、資料提供について謝罪文が届いている。その内容は、貴市に対する提案用資料につきましては、事実の実証段階なる地上波デジタル放送(映像系)事業が現段階で実施可能と受けとめられるなど大きな誤解を招くとともに、貴市への提案用資料が提案前に外部に漏えいする結果となりました。ここに次のとおり提案用資料を補足訂正させていただきたくお願い申し上げます。なお、本件に關与した当社役職員は、弊社の規定に基づき厳しい処分を実施いたしますと、こうあるわけです。これはまさに誤った資料を提供したことに対する謝罪文であるといえます。

さて、そこで、次の3点について再々質問をいたします。

1番、45億円と25億円の比較について。

2番、事業内容が大きく異なっているこの事実を、ミニ新聞によって誤解が生じている市民にどう対処するのか。

3番、入札も終わり、事業着手となった現在、行政をもっとわかりやすく市民への説明責任があると思うが、その手法についてどう考えているのか、答弁を求めます。

○議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 久保田議員の再々質問にお答えします。

1点目につきましては、ミニ新聞を見ただけでは、同じ内容の施設整備工事が安くできる方法があるのに、山県市は高い費用で行おうとしているという書き方になっています。しかし、岩村町方式の約25億円という金額の根拠は全く不明ですが、山県市方式の約45億円は、有線テレビ事業と防災無線事業の両事業の予算を足した数字だと思われます。当然予算額ですので、入札により実際の金額は、有線テレビと防災無線の両事業で35億5,000万円ほどになり、根拠のない約25億円と比較することに意味がないものと思います。また、山県市と岩村町では、システムの内容や目的が全く異なりますので、比較すること自体に意味がないものと考えております。

2点目につきまして、ミニ新聞の配付があった後、私どもの職員が共聴組合や自治会等の会合がありましたが、市民の多くの方々は、ミニ新聞の内容について信用はされておらず、誤解はないものと思っております。また、電話等で問い合わせをいただいた市民の方々には、わかりやすく説明をいたしております。なお、地域情報化事業に関する住民監査請求の結果をホームページで公開させていただいております。

最後の3点目につきましては、伊自良・美山地域におきましては、5月に市民説明会を開催しました。また、7月には伊自良支所や美山支所等で有線テレビの市民相談所を設けて、説明をしてまいりました。また、共聴組合などの組織に依頼され、随時説明に各地区を訪問いたしております。現在9月以降の「広報やまがた」にて、皆様から多くある質問とその回答を掲載しております。高富地域は、有線テレビの自主放送にてPRに努めてまいっております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 以上で久保田 均君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

会議の再開は、13時30分といたしたいと思います。

午前11時57分休憩

午後1時30分再開

○議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順位6番、後藤利利君。

○10番（後藤利利君） 議長の御指名をいただきましたので、通告順位に従いまして、学校選択制の導入について教育長に質問をいたします。

最近少子化傾向が進む中で、保護者の中には共働きの人も最近は増えております。親は、子供は少しでも近いところに、安全で子供に合った学校に通学する、便利な学校を選択したいと思う保護者は少なくありません。現在は、就学予定者が就学すべき学校を指定することを政令で定められておりますが、これからはある程度条件を制限する中で指定された学校の就学を、今の住居のまま変更する配慮もあってよいと思いますが、いかがでしょうか。

山県市が地域に根ざした学校教育を進める中で、特色を生かした学校づくりに専念することは、今後学校教育上、大事であります。それには、現場で教育に携わる教育者の理解と努力が必要であります。子供の受入態勢がいかに重要であるかを認識しなければなりません。保護者の要望にこたえるべく、学校選択制についていかに理解されているのか。また、問題があるとするならば、何が問題なのか。教育委員会は導入についてどのように考えておられるかを質問いたします。御回答をお願いします。

○議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

○教育長（小林圀之君） ただいまの後藤議員の、学校選択制の導入についての御質問にお答えします。

現在山県市立学校の就学区域につきましては、市の規則で定めておりまして、また家庭事情等特別な事情による区域外就学につきましては、市の内規で定めているところでございます。議員御質問の、住居はそのままにして、就学する学校を変更することにつきましては、現在事情によっては、申し出によりまして就学先学校を変更する許可をしております、それにより一部対応が可能となっております。

続きまして、学校選択制の条件につきましては、通学距離や通学方法、または、その安全性の確保、学校の教室数等施設の整備状況、子供や保護者の選択力等が条件として考えられます。問題点といたしましては、ただいま申し上げました条件がクリアできるかどうか。また、居住地域における仲間関係の希薄化等、地域コミュニティが崩れることが挙げられます。

こうしたことから教育委員会としましては、義務教育段階におきましては、地域のどの学校においても教育水準を維持し、より質の高い教育をという保護者の要望にこたえられるよう今後も教育内容の充実に努めることが肝要と心得ておりまして、先ほど述べました条件や問題点もあわせ考えましたとき、学校を選択する制度の導入につきましては、現在のところ考えておりません。ただ、現行の就学区域につきましては、それぞれの地域におけるつながりということも踏まえ、地域からの一致したご希望があれば就学区域を変えとか、あるいは一部調整区域を設けるなど、御相談や協議には柔軟に対応

させていただく所存であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 後藤利丸君。

○10番（後藤利丸君） 教育長の御回答を賜り、教育の改革を進めることは至難のわざであることは私も承知いたすところでございます。昔のままを継承するだけでは進歩がありません。旧3町村が合併し、山田市が新しく誕生しました。教育も新しく改革し、従来のままではなく、市民のなじめる学校教育であってほしいと思います。いろいろ多くの問題点がありますが、これからは真の教育を進めるに多少の柔軟性を持った教育を進めるべきではないでしょうか。保護者から見れば、保育所は義務教育ではありませんが、就学先の変更が自由にできるのであります。近くの保育所に通うというのは、子供を持つ保護者にしましては、当然考えることでございます。そうした子供は、その保育所では仲間ができ、そのまま校区の小学校に就学できることを望むのであります。

教育長が申されたように、子供の通学距離、通学方法、あるいは安全性の確保をする上で、一部の子供にも家庭事情を踏まえ、特別事情ということで、区域外就学として就学先の変更を一定の制限つきで柔軟な取り扱いができるよう考慮していただくことを強く要望するところであります。むしろ、一部の地域の就学区域を変えることの方が、困難ではないでしょうか。

既に開かれた近隣市町村では、学校選択制を導入されているところもあると聞いておりますが、それを参考にさせていただき、考えていただき、そうしたことを受けとめられて、今後そのようなことを進めていただけるようにしていただきたいと、かように思うわけでございますので、再度教育長に質問をいたします。

○議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

○教育長（小林圀之君） 後藤議員の再質問にお答えをします。

初めに、区域外就学のことでありますが、通学距離という問題だけで就学すべき学校の変更をするということは、現行の規則や内規では許可基準としておりませんけれど、具体的なお話をお聞かせいただく中で、十分御検討させていただきたいと思います。

続きまして、近隣市町のお話が出ましたが、一つは、人口密度の高い地域でありまして、それぞれの学校の間が近いというような地理的な条件のある市でございまして、また、通学方法につきましても、便利な市で実施をしているということは承知しております。しかし、現実のお話を聞きましたら、通学距離上からのほんの一部地域、一部の子だけが選択して区域外へ通っていると、こういう話を聞いております。それから、もう一つの市におきましては、通学距離を考慮しまして、一部の学校の一部の地域だけ選

択制と、こういうふうにしているということも聞いておるわけでございます。本市の考えにつきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございますけれど、今後とも市民の方々の声をお聞きしながら検討してまいりたいと、進めてまいりたいと、かように思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 後藤利利君。

○10番（後藤利利君） 区域外就学を希望する市民は多く、これらについて市の内規をもう少し柔軟に考えていただき、就学の変更を希望する保護者や子供のために、今後一層の努力をしていただきますことを切にお願いを申し上げまして、答弁には及びませんが、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（藤垣邦成君） 以上で後藤利利君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位7番、影山春男君。

○9番（影山春男君） 御指名をいただきましたので、二つ質問をいたします。

まず一つ目、有害鳥獣捕獲支援について、産業経済部長にお尋ねをいたします。

今年も間もなく狩猟解禁の時期が参ります。年々有害鳥獣被害は増すばかりです。そこで、狩猟期間外の有害鳥獣の捕獲に対する支援状態は万全でしょうか。特に、イノシシの被害が後を絶たず、山県市では人家わきまで荒らされ、被害はもとより、危害すら感じさせられているのです。農家の方たちの嘆きは、人並みではありません。近隣市町村との捕獲支援状態が、かなり違うようにもお聞きをしております。当市ではどのような補助体制になっているのか、答弁を求めます。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 影山議員の御質問にお答えします。

年々有害鳥獣による農作物の被害は増加の一途をたどり、農家にとっては深刻な問題であると心得ております。有害鳥獣の捕獲は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による規制があります。この法律に基づき、猟友会によって団体駆除を実施しています。

イノシシは、農作物の被害等に伴う有害鳥獣駆除で捕獲した場合は1頭8,000円、狩猟期間内の捕獲は1頭4,000円、イノシシ以外は有害鳥獣駆除、狩猟期間中の区別なく、1頭当たりカモシカが3万5,000円、クマが1万円、猿が2万5,000円、アライグマとハクビシンは5,000円、ヌートリア、カラス、ドバト、ノウサギは1,000円の助成を行っております。ちなみに平成15年度中に捕獲した有害鳥獣は、イノシシが375頭、サルが9頭、カモシカが5頭、クマが3頭、カラスが73羽となっています。それにつきまして助

成金としまして、255万8,000円の助成を行っております。また、本年度におきましては、現在まで捕獲した有害鳥獣は、イノシシを初めとして112頭、カラスが68羽でございます。そのほか、有害鳥獣から農作物の被害を防止するため設置するトタン、網、電気さく等の購入費の3分の1を農家に対して助成をしております。平成15年度は、107名の入に211万を助成しております。また、本年度におきましては、現在までの助成者は62名でございます。今後猟友会会員の皆様の献身的な御努力をいただきながら、有害鳥獣の捕獲等に努めてまいりますもので、御理解のほどをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 影山春男君。

○9番（影山春男君） 再質問いたします。

ただいまの答弁によりますと、サル以外は狩猟期間中の区別なく助成体制がとられていますが、そこで、特にイノシシについて質問をいたします。

農家の方たちの悩みの種は、猟友会に駆除をしていただくための書類の作成です。現在では、各地区の自治会長さんと有害鳥獣捕獲依頼をしたい申請人の署名捺印が必要ということです。一刻も早く退去してほしいと願う農家にとって、自治会長さんの署名捺印をもらうことは、農業をしておられない自治会長さんの場合などは、その方のところに何回も足を運ぶことにもなり、日にちがかかるといようなことが多くあると聞いております。このような被害届は、被害が発生した本人の届け出だけにして、一刻も早く猟友会による駆除を実施していただくように思うのですが、いかがですか、お答え願います。

○議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 影山議員の再質問にお答えします。

イノシシを有害駆除する場合には、捕獲おりやわなを使用しております。被害に遭った農家の方の一刻も早い駆除をとという気持ちはよくわかりますが、地域住民の方が有害鳥獣の実施を全く知らず、野山に入り、仕掛けてあったわなにかかってけがをしたり、また、子供が遊んでいて、おりの扉に体を挟まれたという事件が発生しないよう、対策を講じてからも、自治会長さんに地域において有害駆除によるわなやおりが仕掛けてあることを住民に周知していただき、事故防止に努めていただくという考えから、連名の申請をとっておりますもので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤垣邦成君） 影山春男君。

○9番（影山春男君） いずれにしても、今後狩猟期間中の1頭4,000円は、趣味または利益追求のための捕獲であるかと思いますが、狩猟期間外は、わなあるいはおりの

設定に前の日をかけ、翌日の捕獲と、2日ばかりで1頭8,000円は大変なことだと思いますが、猟友会の方たちの大変な御協力をいただいていることはありがたいことです。狩猟期間中と期間外の単価設置、または近隣市町村の価格差の問題、すなわち近隣市町村では猟友会に年間何百万、例えば180万の補助を出し、一括御協力を得ているということですが、個別補助より安価であるように思います。猟友会の方たちも、また働きやすいように思います。より一層の研究と今後の協力体制の検討余地のあることを申し述べて、次の質問に入ります。

二つ目、基盤整備部長にお願いいたします。下新川の管理について。

下新川も改善され、市民の憩いの場や自然に親しむ場として親水公園化され、非常に素晴らしいところとなり、昔のホタルの再現が待たれるような様相になりました。現在川を眺めてみますと、雑草が生い茂っており、これも除草期間が長過ぎて、子供の背丈ほどになり、川面は見えなくなっております。また、水量が急激に減って、川底すら洗えなくなって、非常に汚れております。一つの原因として、石田川からの流入に対し、多くのごみ等が入るため水量を抑えたのかわかりませんが、それにより草は非常に育ちよくнаっていると思います。また、よく見ますと、川のところどころに、川幅に対して4本のくいが両サイドに打ち込まれ、それが水流を妨げ、土のたまりをよくしているように思います。せめてくいを中間1本ずつでも撤去する必要があるように思うのですが、徐々に魚も増えており、放流等もぜひ実行していただきたい。現在地元共和町自治会の方たちが、主に清掃管理してくださっておりますが、市は早急に管理体制を整えてほしい。今後どうするのか、伺います。

○議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 影山議員の御質問にお答えいたします。

新川につきましては、昨年度の河川改修の際に、市民の皆さんの憩いの場や自然に親しむ場の創出を目的として、親水公園を整備したところでございます。

議員御指摘の雑草並びにごみの件でございますが、雑草については、流入する水量を増やせば抑制できますが、流量を多くしますと、水深が深くなり、子供が水に親しむには危険かと思えます。今年度は、管理を開始して最初の年で、試験的な部分もあり、水量の調節ができませんでしたが、今年度の結果をもとに親水公園の機能を発揮できるよう、バランスのとれた管理に努めたいと考えております。

次に、ごみについては、県に要望いたしまして、流入口の整備をすることにより、導水路の入り口と中間地点の2カ所にスクリーンを設置し、ごみの流入を防止するよう計画しておりますので、今後はごみの流入は減少すると思われまゝす。また、地元の自治会

等の清掃活動で収集されましたごみ等につきましても、市において処理をいたします。

次に、河川内のくいにつきましては、河川に親しんでもらうための渡り石や、流れに強弱をつけ、魚や水生昆虫等が住みやすい環境をつくることを目的として設置されており、水流の問題は水量に起因しているものと思われますので、くいの撤去は行わず、水量の調節により適正な水流を確保していきたいと考えております。

次に、魚の放流につきましては、既に河川内にはさまざまな種類の魚や水生昆虫が見られ、自然な水環境が創出されてきていると感じられます。市といたしましては、当面魚の放流は考えておらず、自然のままの生態系の維持・促進に努めていきたいと考えております。

最後に、今後の管理ということでございますが、親水公園として常に良好な景観を保ち、皆様に快適に御利用していただくため、状況に応じた対応ができるような体制を整えたいと考えておりますので、御理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 影山春男君。

○9番（影山春男君） 県によるごみ処理のため、流入口の整備、すなわち導水路入り口中間の2カ所にスクリーンを設置する。自治会等での清掃活動によるごみ等は、市で処理するということです。早急に行っていただきたい。また、くいは、水流の強弱により、魚や昆虫等の住みよい環境づくりの目的で設置されているため撤去は考えていないとのことですが、あの汚れをなくすための工夫を今後もう一度考えていただきたい。自然のままの生態系の維持・促進に努めるということ、ぜひ怠らないよう、あえて忠告をして、再質問とします。

そこで、堤防より降りる階段と手すりにつきましては、人の安全面を考えれば、階段の河川側に手すりが設置されるのは普通だと思います。一般市民の皆様は、あれは反対ではないか、危険な方側につけてないのは不思議であるという声を多く聞いております。わかりやすく説明を求め、私の質問を終わります。

○議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 新川の河川内の除草等もいたしておりまして、既に撤去したところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

御質問の階段でございますけれども、階段と手すりにつきましては、県の施工によるものでございますけれども、人の安全面を考えれば、当然階段の河川側に手すりが設置されているのが望ましいところでございますが、公園内に大きな構造物や樹木がないのは、河川断面内に洪水時に支障のある固定された構造物はつくれないことになっておるものでございます。したがって、この手すりも、そのような設置になっているもの

でございます。御理解をいただきたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位 8 番、尾関律子さん。

- 2 番（尾関律子君） 御指名をいただきましたので、通告に従い、2 点について質問をさせていただきます。

1 点目に、発達障害に対する支援についてお伺いをいたします。

今、児童福祉の中の発達障害に対する理解と支援が求められています。我が公明党が対策強化へ支援策をまとめ、法整備を推進しているところです。この発達障害とは、脳機能の障害を原因として、主に幼児期や学齢期にあらわれる言語、行動、認知などの発達の遅れや障害の総称をいいます。この中には、LDと言われる読み書きや計算に困難を示す学習障害や、AD、HDと言われる落ち着きがないなどの多動や衝動性を特徴とする注意欠陥、多動性障害、また言葉の遅れやコミュニケーションなどに困難を示す自閉症圏障害などが含まれ、知的障害や他の障害が重複しているケースも多くあります。発達障害は珍しい障害ではなく、少なくとも児童20人に1人の割合と推定され、担任教諭の回答をもとに行った文部科学省の調査では、通常学級に在籍する生徒で、知的障害はないが、学習面か行動面で著しい困難を持っているとされる児童生徒は6.3%にも上るとあります。このような知的障害を伴わない発達障害は、通常の子供との区別が難しく、問題行動が本人や親のしつけによるものとされてしまい、いじめや引きこもりなどの二次障害を起こす原因となることも指摘されています。こうした二次障害を防ぎ、発達障害者が学校や社会に適応していくには、早期の診断と障害の特徴に応じた継続的な支援が欠かせないわけです。愛知小児保健医療総合センター診療科部長の報告に、知的障害を持たない発達障害者の80%以上は、企業への就労を経験できるようになるとあります。このような児童生徒への支援として、山県市にはピッコロ療育センターがありますが、発達障害児に対する支援施設としての対応は十分でしょうか。

また、定員が20人と定められていますが、通園されている現状はどのようでしょうか。

そして、4人の職員の方がみえますが、十分な療育ができているのでしょうか。

また、さまざまな子供の問題に対応されているとのことですが、山県市の他の地域にもこども支援センターのような、常に子供のことが相談できる場所を設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上のことについて保健福祉部長にお尋ねをいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

山県市ピッコロ療育センターは、旧山県郡内の障害のある子供を持つ親の声にこたえて昭和56年に高富町言語治療センターとして設置以来、皆様の御理解をいただき、施設も整備され、通園児童の発達支援及び親に対しても育児や精神的なよりどころとして機能していると考えております。議員の御質問のとおり、現在の子供の発達過程における問題は、時代の流れ、社会の変化とともに複雑・多様化してしており、ピッコロ療育センターでも、従来の障害分類だけではなく、新たに定義されている傾向を持つ子供が急増しているのが現実でございます。現在のピッコロ通園にかかわる登録実数は33名であり、支援費制度におきます1日当たりの利用人数は、10名から13名ほどでございます。

御質問の2点目の施設の4名の職員によります療育の状況につきましては、通園する子供たちは、乳幼児から児童までの成長期の子供たちなので、成長・発達上の問題はさまざまでありまして、一つの問題として考えることは無理でございます。集団の療育では対応することが困難であります。個人個人の発達を促すには、それぞれの問題の把握と、それぞれに細かく療育を設定した上で、一人ひとりに対して丁寧で愛情を込めた対応が必須であり、そのためには十分な人手も時間も必要であると考えられます。また、療育者として子供たちの発達に関する専門的な知識と発達評価の力量に加え、その問題点についていかに具体的かつ療育理念に基づいた迫り方と対応の仕方ができるかの技量が求められ、技量や知識・意識を高めるための自己研さんが必要であります。今後さらに療育の要請が増えることは十分考えられることから、臨床発達心理士などの専門職員の確保は必要といえます。

今日のさまざまな子供の問題に対するセンターの設置につきましては、子育て支援センターや障害児支援センターなどが考えられますが、財政的な面の考慮が必要であり、既存の施設を最大限活用することにより対応していくなど、今後さらに検討をしていくことを考えていますので、御理解のほどお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。
- 2番（尾関律子君） 今御答弁いただいた中に、一人ひとりに対しての細かな療育が必須であり、また1日に10人から13人の療育状況ということですが、一人ひとりの療育を継続していく上で、よりよいサイクルの療育ができているのでしょうか。

また、臨床発達心理士などの専門職員の確保とのことですが、このほかにどのような専門職が必要なのでしょう。これは緊急課題だと思います。早急に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の再質問にお答えいたします。

日々よりよき療育を行うために、先ほど申しましたように、療育指導員が自主検査をしながら、問題を解決をして行っているのが現状でございます。議員の質問の昨今の特に重要視されます資格につきましては、養護学校の教員の免状であるとか、国家資格の言語聴覚士、また臨床発達心理士等でございます。これらの一つあるいは複合でこのような資格を持っていますと、非常に現場での臨床には効果があると聞いております。

今後ですが、ピッコロ療育センターも山県市立として2カ年目を迎えております。子供たちの発達支援の中心的な場として一層活動していく中で、私どもも指導員体制につきましましては、早期の対応が必要と考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

○2番（尾関律子君） よりよい方向に子育ての支援ができていくことを期待をいたしております。

続きまして、2点目ですが、豊かな心と文化を育むまちづくりについてお伺いをいたします。

山県市まちづくり基本方針に、「豊かな心と文化を育むまちづくり」とあり、その中に「住民の生涯学習・スポーツなどの多様なニーズに対応した環境づくりを進めるとともに、地域に根ざした文化が育つまち」とあります。現在市内の公民館や体育館、グラウンドなどを利用して活発に生涯学習やスポーツが行われていますが、地域の伝統文化や芸術振興についてはどのようにお考えでしょうか。

また、8月にはリーダーバンクの登録も行われ、より拡充されることになり、環境づくりが進められていると思いますが、そのリーダーバンクの登録状況はどのようなでしょうか。

そして、山県市内には個々に文化活動をされている方もおられます。そのような方々も参加できる山県市主催の文化祭や美術展などの開催はどうでしょうか。

以上教育長にお尋ねいたします。

○議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

○教育長（小林圀之君） 尾関議員の、豊かな心と文化を育むまちづくりについての御質問にお答えします。

新市まちづくり基本方針の一つに、「豊かな心と文化を育むまちづくり」が上げられておりまして、このことは特に教育行政にかかわりが深い事項であります。教育委員会といたしましても、重要な課題というふうにとらえております。山県市としては、まだ2年目ではありますが、旧町村時代から振興を図ってまいりました公民館を拠点とする生

涯学習や地元保存会の方々による伝統文化の保存・継承など引き続き振興に努めるとともに、新たに市としての施策を講じ、文化の薫り高い山県市にしていきたいと思っております。

さて、御質問のリーダーバンクの登録状況はどのようなかについてであります。現在のところ登録状況は、文化系39名、スポーツ系70名の計109名の方が登録していただいております。

文化系につきましては、趣味的な内容から心理カウンセリングやモラル教育といった教育的な内容まで、幅広い内容で登録をいただきました。登録していただいた方々がますます活躍していただくことが、山県市の生涯学習社会を確立していくために重要なことと考えております。そのため、リーダーバンク登録制度について市民の方々に広く周知を図るとともに、登録者の指導内容を例えば出前講座化することなどでバンクの活用を図りたいと考えております。

また、スポーツ系につきましては、多くの方々に登録していただいておりますが、主にスポーツクラブの指導者として既に御活躍いただいております。文化系、スポーツ系ともに指導者層が厚いことが、本市の生涯学習、生涯スポーツの振興に欠かせないことであります。リーダーバンクの登録申し込みは、一たん8月末にて打ち切らせていただきましたが、今後も随時受け付けをしていきたいと思っておりますので、まだ登録されていない方は、ぜひ登録をお願いしたいと思います。

2点目の山県市主催の文化祭や美術展などの開催はどうかということにつきましては、御質問の趣旨は、「優れた文化芸術に接する催しの開催」かと思いますが、このことにつきましては、今後の企画に期待するということで御理解願いたいと思います。幸い文化の里整備事業によりまして、仮称ではありますが、伊自良文化会館も間もなく完成ということであります。この文化の里を一つの拠点といたしまして、文化芸術の一層の振興を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成13年に文化芸術振興基本法が制定されまして、地域における文化芸術活動支援の事業等が活発に行われるよう、文化庁の方で補助制度も充実してきております。この事業も有効に活用させていただきながら、本市の文化芸術活動の振興に努めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。
- 2番（尾関律子君） 今、御答弁いただいた中に、リーダーバンクについての登録者の指導内容を出前講座化するとありましたが、それはどのようなことでしょうか。

また、リーダーバンクの登録者の紹介はどのようになされるのでしょうか、お尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 小林教育長。
- 教育長（小林圀之君） 尾関議員の再質問にお答えします。

御質問の第1点、出前講座とはどのようなものかという御質問でございましたが、既にこの市役所の各部各課によります出前講座というものは、この平成16年度に発足をしまして、市民の皆様には生涯学習ガイドにて御紹介をさせていただいておりますが、リーダーバンクの方々による出前講座ということにつきましては、それと類似する講座でございまして、指導者の方の名簿をもとにしまして、市民の方から、これは団体を予定しておるわけでございますが、その団体の方から、グループの方から、出前を頼むという形での御要望をいただきまして、リーダーバンクの指導者の方にそちらへ出向いていただいて、講座を開催すると、こういう内容のものでございます。

なお、このリーダーバンクの方々の紹介の仕方はどのようにということでございますが、先ほど答弁申し上げましたように、8月末で一たん登録は締め切らせていただきまして、目下担当者のところで名簿化といいますか、それを今やっておるところでございまして、間もなくその名簿もでき上がるという段階に来ております。その紹介の仕方といたしましては一例といたしまして、公民館等生涯学習関係の方々の出入りされるそうした施設に掲示させていただくとか、あるいは学校なども、現在既に多くの方に学校へ来ていただいて、社会人講師というふうに呼んでおりますが、既に学校等も実践しておるわけでございますが、学校等へその冊子を配付しておきまして、適時指導のお願いをするとか、そういう形で紹介をしていくとか。これは将来的な話でございすけれど、生涯学習情報というものの、この指導者情報も含めまして生涯学習情報というものをホームページに載せまして、インターネットを通して、それを検索しながら一覧できるというようなホームページの立ち上げと、これはいつまでにというような期限のお話はまだできませんけれど、構想といたしましては、そんなようなことも考えておりまして、以上が一つの例として、紹介の仕方をお話しさせていただきました。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。
- 2番（尾関律子君） 今、お答えいただいたように、よりわかりやすく市民の皆様が活用させていただけるようにしていただきたいと思います。また、文化の薫り高い山県市を目指しての今後の企画に期待をしてということでありましたので、より期待をさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 以上で尾関律子さんの一般質問を終わります。

続きまして、通告順位 9 番、宮田軍作君。

- 4 番（宮田軍作君） 質問の御指名をいただきましたので、今回は合理的で実効性の期待ができる職員人事の基本的な考え方について総務部長にお尋ねをいたします。

まず、第 1 点は、地域農業振興政策に対する人事であります。

御承知のように、国は、平成11年に農業・農村基本法を制定いたしました。この法律の骨子は、農業は単なる農産物の生産機能だけではなく、生活環境の保全や里山景観的価値を認める、これを盛り込んだ内容を制定したものであります。幸い本市は、自然や里山景観を有し、何物にもまさる財産であると考えられますが、残念なことに最近至るところでセイタカアワダチソウ、ススキなど、重要な農地に雑草が繁茂して、耕作放棄地が年を追って、目についてまいりました。これは国の農業政策に起因することも大いに考えられますが、さりとてこのまま成り行きにゆだねては、決して得策ではありません。我が山県市といたしましても、依然として続く食糧自給率の低迷を深刻に受けとめ、重要な産業であります農業・農村の振興を真剣に考えなければならないと思います。そのためにも専門職を含めた人材の登用により、より適材適所の人事も重要な手段と考えられます。ますます複雑多様化する自治体行政業務に精いっぱい取り組む職員の姿勢は評価に値しますが、当面の人事管理の考えをお示しいただきたいと思います。

第 2 点は、新生山県市が発足して 1 年 6 カ月が経過しました。ここに至っても、なお多くの住民から行政の各分野においてサービスの低迷傾向を訴えております。もちろん旧来の家族的な行政機構と市としての基本的な行政方針のギャップになれるまでには、まだまだ時間が必要であることは双方に理解しなければなりませんが、末端住民には合併の成果が実感として評価されていないのは、否めない事実であります。そこで、私としましては、特に支所や出張所など、直接住民と接することの多い出先機関に配属される人事には、その地域を十分把握し、信頼と尊敬される職員の人事が重要と考えられます。第 1 点の質問とあわせて、明確で信憑性のあるお考えをお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 宮田議員の御質問にお答えをします。

まず第 1 点目の、市の重要な産業である農業振興政策の取り組みの中での「担当部署に専門職を加えるなど担当部署の強化充実を図ること」についてでございますが、議員御指摘のとおり、農業の現場においても複雑・多様化する問題があることは承知しております。専門職を配置することは理想であると思いますが、今朝の第 1 番目の質問をし

ていただきました武藤議員にお答えをしましたその理由から、現在のところは専門職を配置するという事は計画には上ってございません。ですが、岐阜地域農業改良普及センターとさらなる連携の強化を図るとともに、農業経営者の御指導も受けながら、当市の農業振興に必要な人材を現在の職員の中から育成してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

続きまして、第2点目の御質問でございますが、合併に関する事項と、それに関連した人事についての御質問かと拝察いたしますので、まず合併の成果等に関してお答えをします。

合併の評価に関しましては、厳しい御指摘と受けとめさせていただきました。確かに合併前の各町村で実施されてきましたものとは違う部分が目につきまして、大味ととられる方もあるかもしれませんが、現在各種の行政サービスあるいは事務事業につきましては、合併調整方針に基づいて市としての施策が実施されているところでありますことから、今の段階で確たる合併の評価を論ずるには時期尚早かと思えます。私が申し上げるのは甚だ僭越かと存じますが、合併後の過渡期においては、課題を十分検討いたしまして、見直すべきところは見直し、きめ細かい行政サービスが提供できるよう、さまざまな試行錯誤があって、初めてより最善の施策が展開されるものであると考えております。したがって、過去を検証したときに、合併していたからこそ、今のレベルの行政サービスを受けることができるんだと多くの方々から評価していただけるように、市長のもと全職員が一致協力して頑張っているところでありますことを御理解いただき、今しばらくの猶予をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併時の人事につきましては、第1に市民の皆様、特に窓口サービスにつきましては、混乱が生じないようにと細心の注意を払い、合併後の調整方針の検討に携わった職員が、過去からの経緯も含めて当該業務に最も精通しているという理由から、合併前に配属されていた部署に相当するセクションに数名配置し、出先機関については、特に伊自良、美山の各支所には戸籍関係等の窓口業務に加え、行政全般に対応できる職員を相当数配置したところでございます。

さて、市民の皆様と直に接するのは、出先機関の職員に限らず、本庁の職員においても全く同様であることから、本年4月の人事では、旧町村単位という概念を排除し、長期的な見地から、総合的な職員配置を行ったところであります。出先機関の人事につきましては、責任ある対応ができる課長級職員を配置するなどの配慮をしていますが、今後も市民の皆様のニーズに的確に対応できるよう、各種研修などを通して一層の職員の資質向上を図るとともに、職員が組織の中で最大限の能力を発揮できる人事と環境整備

を目指してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 宮田軍作君。

○4番（宮田軍作君） ただいま総務部長の答弁では、特に伊自良、美山の各支所には、戸籍関係等の窓口業務に加え、行政全般に対応できる職員を相当数配置されたことは適切であり、人事の基本であると考えます。支所の必要性は、本庁まで出向がなくても、近くで用事が済まされるなど、市民へのサービス機関であり、車に乗れない高齢者の多くは、福祉に関する問い合わせ等が多いと聞いております。これらをよく理解された上で、配属された職員は、誇りと自信を持って地域のニーズに十分対応できる知識と見識を深めていただきたいと考えます。

続いて、同じく人事について市長にお尋ねをいたします。

合併のメリットの一つに職員のレベルアップが図れると説明されてきた。市民は、大いに期待しているところであります。市となったことで、これから急速に進む権限の地方委譲で、一層複雑で多様な業務遂行や、地域に適合した正しい将来ビジョン構想を、市民はこれまた大いに期待をしているところであります。これらを速やかに遂行するには、県との人材交流制度を積極的に採用することができないのか。見識・経験豊富な人材を受け入れることで、重要な部署の強化が図られる一方、若くて有能な職員は県の機関に置いて高度な勉強ができ、即レベルアップが図れるものと同時に、職員を増員することなく、これから市が取り組む行政改革にも適合するものであると考えられますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤垣邦成君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 宮田議員の質問にお答えします。

職員の配置といいますのは、大変難しい面もございますが、いずれにしましても、適材適所というのが極めて大事です。そういった面で常に職員の能力を見ながら、そういった配置をするのは当然かと思えますし、支所につきましては、災害時あるいはさんだつの警報等につきましては、いち早く各美山・伊自良支所には二、三名の職員を増員しまして対応しております。そんなような形で職員の配置をしておるわけですが、その配置につきましては、これからも十分考えてまいりたいということですが、日常そういう点について特に注意をしてみたいというふうにも思っております。

また、先ほど議員御指摘のありました県との人材交流という点でございますが、これも大変重要なことでございます。現在山県市としましては、事務系で1名の人事交流を

実施しておりますし、もう一つは、１名、これは研修派遣ということで県庁の方へ派遣をして、勉強しておってくれます。そんなようなことで交流を進めておりますが、議員御指摘がありました特に農業関係とかそういった技術系の職員につきましての人事交流につきましても、県とこれから積極的に話し合いをしながら、そういった人材があれば、そういったことも検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、そういった専門職の養成等について、十分研修制度も活用しながら、職員の資質の向上を図っていききたいというふうに思っておりますので、格別御支援賜りますようお願い申しまして、答弁といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 宮田軍作君。
- ４番（宮田軍作君） 行政の１年の遅れは、末端では５年遅れるほどと言われております。日々変化していく社会情勢に新生山県市が遅れることのないように、初代市長として先見性と力強いリーダーシップを発揮されることを市民は切実に願っていることを重ねて申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。
- 議長（藤垣邦成君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

-
- 議長（藤垣邦成君） ここでお諮りをいたします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれにて延会とすることに決定しました。

なお、４日は、午前１０時から開会でございますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間御苦労さまでございました。

午後２時３分散会

平成16年第3回

山県市議会定例会会議録

第4号 10月4日(月曜日)

○議事日程 第4号 平成16年10月4日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(21名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○欠席議員(1名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林罔之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	舩戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部長	土井誠司君
産業経済部長	松影康司君	基盤整備部長	長野昌秋君

水道部長 梅 田 修 一 君 消 防 長 岡 田 達 雄 君

教育次長 室 戸 宏 全 君 総務部次長兼
企画部次長 和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 宏 優 書 記 堀 達 也

午前10時00分開議

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、前日に引き続きまして、通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位10番、谷村松男君。

- 11番（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、ただいまよりインター周辺整備構想について市長にお尋ねいたします。

東海環状自動車道の建設につきましては、現在東回りルートが来年2月の中部国際空港の開港、3月の愛知万博の開催に向けて、着々と工事が進められております。東海環状自動車道の開通は、秒読みの段階に来ております。東回りルートが開通いたしますと、いよいよ西回りルートが本格的に着工されることになっております。（仮称）高富インターチェンジのできるのも、そんなに遠い将来ではなく、近い将来ではないかと思われ

ます。

インター周辺整備構想の計画につきましては、平成11年度に旧高富町が株式会社景観工学研究所に委託し作成しました高富インターチェンジ周辺利用構想の計画書があります。私も一通り読ませていただきましたが、何せ作成の時点が古く、計画も高富町が中心になっております。中身的にはかなり評価できる内容の記載がございますけれども、何といたしましても、計画そのものが絵にかいたもちに近い状態でございまして、その後高富富岡地区で計画されている公共下水道事業の終末処理場が、この庁舎の東に決まりましたし、最近では、この終末処理場の北側に大型スーパーが計画されておるとも聞いております。当然こうした民間の事業計画を活用していくことも大事でありますけれども、行政として市になりましたので、やはり伊自良・美山地域も視野に入れ、また、社会情勢の変化に対応したインター周辺整備構想を早急に見直す必要があると考え

ます。

言うまでもなく、東海環状自動車道は、豊田、瀬戸、多治見、美濃加茂、岐阜、大垣、四日市市と、諸都市を結び、東名、名神、名阪等の高速自動車道と一体となって、広域的な道路網を形成しております。また、高富インターチェンジは、東海環状自動車道のほぼ中央に位置しており、国道256号線バイパスがアクセス道路としてつながることに

より、岐阜市の北の玄関口として位置づけられております。山県市の産業経済の発展や近郊都市との地区間交流を図る上で、大変重要な役割を果たす道路であると考えられます。しかしながら、自動車道やインターチェンジができれば、地域が発展するというものではありません。私は、インターの周辺整備が山県市の将来の活性化と発展につながる構想であると同時に、山県市の将来を本当に位置づけるインターであると確信しております。

今年度より都市計画課に東海環状自動車道対策監を置かれ、東海環状自動車道の整備促進に対する積極的な取り組み姿勢は評価したいと思っておりますが、私は、これだけでは不十分であり、インター周辺整備事業を強力に推進していくためには、陣容を整えた対策室の設置が必要であると思いますし、市長は、今年度の施政方針演説でインター周辺の将来展望について、ハイウエーオアシス構想を市民と一体となって検討してまいりますとっておられます。早急に民間の知恵と資金を活用したインター周辺整備構想を作成するとともに、実現に向けた諸条件の整備など、具体的な施策を打ち出すべきではないかと考えますが、市長の所見をお聞かせください。

また、山県市の将来を考えたとき、何といても経済力の強化をしなければならないと思います。少子高齢化の進む中、高齢者対策や福祉対策、日本の将来を背負って立つ子供の子育て支援や教育の充実を図るにしても、財政力が豊かでなければ何もできません。そこで、優良企業を誘致し、市民に働く場所を提供するとともに、税収と内需の拡大を図る必要があると考えます。東海環状自動車道とインターチェンジができることにより、世界に誇るトヨタ自動車のある豊田市と山県市は、1時間ほどで結ばれることになります。この地の利を生かした工場誘致が考えられないか。

土地につきましては、国土交通省が9月21日に発表しました今年7月1日現在の都道府県基準地価調査の結果によりますと、豊田市の地価は49カ所の調査地点で調査されました。その平均が1平方メートル当たり9万877円となっております。山県市の地価といたしますと、調査地点が13カ所、その平均が3万1,769円で、豊田市の約3分の1であるといえます。労務賃金につきましても、平成15年の全国統計調査によりますと、従業員30人以上規模の事業所の製造業では、豊田市と山県市の比較はできませんけれども、豊田市のある愛知県は、1カ月の給与等の平均が46万7,519円でありますし、岐阜県は35万6,676円で、愛知県の75%となっております。これは豊田市と山県市を比較いたしましても、同じようなことがいえるのではないのでしょうか。

そこで、豊田市周辺には、トヨタ自動車の下請工場がたくさんあります。その中で工場が狭くなったとか、市街地より出たいと、こんな考えを持った企業もあるのではない

かと思います。その辺をよく調査し、あれば、土地は安く、労務費も２割以上安いという大変なメリットのあるインター周辺に来ていただくよう、積極的に働きかけてはどうかと思います。

また、現在の山県市には、大きな企業がほとんどありません。そこで、インター周辺整備構想の一環としても、大規模な工場誘致を考えてはどうかと思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 谷村議員の御質問にお答え申し上げます。

現在岐阜国道事務所におきまして、事業主体でございますが、東海環状自動車道の整備状況につきましては、2005年の愛知万博の開催や中部国際空港の開港にあわせ、東回りルートの整備が進み、2005年３月美濃・関ジャンクションまでが供用開始の予定となっておりますように聞いております。

旧高富町において策定されましたインターチェンジ周辺構想や、合併直後に行いました全国都市再生モデル調査あるいは現在進めております山県市都市計画マスタープランにつきましては、当然構想は持っておりますが、具体化につきましては、東海環状自動車道整備事業とセットであると考えておりますので、その事業の進捗状況にあわせて考えてまいる必要があろうかと考えております。

また、具体的なインター周辺構想には、民間の知恵と資金を借りてはどうかということでございますが、市といたしましても、当然住民参加型のまちづくりは最も基本的なところでございますので、今後十分検討してまいりたいと考えております。

また、今年度から岐阜県基盤整備部都市政策課を事務局として、インターチェンジ建設予定市町を対象としました土地利用規制研究会が設立されました。この研究会では、農地法、都市計画法、景観法、開発条例、各市町における自主条例などの基本的な考え方の検討を行い、インターチェンジ周辺地域の無秩序な開発を規制し、地域に適した土地利用規制の調査検討を目的としております。市といたしましても、この研究会の推移を踏まえ、必要に応じて開発要綱などの見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、続きまして、東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジが完成することにより、周辺都市間の時間が短縮され、企業誘致が有利になることが考えられます。しかし、市単独での企業誘致を行うには、情報量等も少ないために、岐阜県企業立地室、岐阜県産業経済振興センターとの連携を密にするとともに、東京で行われます岐阜県関係企業交流集会等にも出席しまして、企業の情報収集等山県市のPRを行ってまいっておりますし、市単独の税制優遇措置も検討してまいりたいというようなことを考えてお

ります。

また、今年度より岐阜圏域企業誘致推進本部が設置されましたので、各市町の意見、情報交換を行いながら、企業誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

今後高富インターチェンジ周辺構想や現在計画策定中の第一次総合計画、県営産業団地誘致計画との調整を図りながら、企業等の進出しやすい環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

いずれにしても、山県市の発展策の第1の眼目でございます高富インター周辺につきましても、皆さん方と力を合わせて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 谷村松男君。

○11番（谷村松男君） ただいま市長には、インター周辺整備構想につきましては、住民参加型のまちづくりを基本にして、今後十分に検討していきたい。また、土地利用については、土地利用規制研究会で無秩序な開発を規制し、地域に適した土地利用規制を検討してまいりたいとの回答でございましたし、企業誘致につきましては、県の関係機関と連携を密にして、情報の収集、山県市のPR、市単独の税制優遇措置等も検討し、企業誘致活動を進めてまいりたい、こんな前向きな回答をいただきましたが、具体的な内容がいま一つでありますし、時期的にも来年度の予算編成時期に参っております。そこで、私は、インター周辺整備事業の正否は、山県市の将来を左右する重要な課題であると認識をし、インター周辺整備は山県市の将来ビジョンを十分踏まえた構想でなければならないと思いますし、その具現化に向けた来年度の予算編成であってほしいものと思っております。また、一日も早く整備構想を見直し、具体化していかなければならないと思いますので、山県市の行政機構に東海環状自動車道対策室を設置し、インター周辺整備計画を積極的に推進すべきであると考えますが、市長の所見を再度お尋ねいたします。

○議長（藤垣邦成君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 再質問にお答えいたします。

山県市の将来を左右するインターチェンジ周辺整備の具体化と将来ビジョンにつきましてはの御質問でございますが、合併協議会で策定されました新市まちづくり計画における基本理念として、「安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり」となっております。この理念を目指すには、（仮称）高富インターチェンジ、国道256号バイパス北進の早期着工及びインターチェンジ周辺整備構想の具体化が必要不可欠となっております。現在国・県の財政事情は極めて厳しい中ではございますが、今年度より国道256号バイ

パス北進については、三田又川までの詳細設計を実施され、平成17年度中ほどといえますが、17年度には工事を完了する予定になっております。このようにインターチェンジ周辺の基盤整備も具体化が進んでおりますが、そのタイミングを図りながら、具体的な構想を樹立していきたいと考えております。

また、山県市行政組織に東海環状自動車道対策室を設置してはとの御意見でもございますが、このことにつきましても、進捗状況等をあわせ、十分に必要な措置をとってまいりたいということでございます。

いずれにしても、国・県の対応等を十分見きわめ、進捗状況を見ながら、その措置をとってまいりたいというふうに考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 谷村松男君。

○11番（谷村松男君） それでは、最後でございますが、今お答えいただきましたように、東海環状自動車道あるいはインターの、あるいは国道256号バイパス、こちら辺の進捗にあわせて整備構想も考えながら、あるいは対策室も考えていきたいと、こんな御答弁でございました。ひとつこれから一日も早くそういった体制をとっていただくことを希望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤垣邦成君） これで、谷村松男君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位11番、中田静枝さん。

○15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝でございます。通告を、三つの課題としてあります。まず1番目から始めたいと思います。

1番目の質問は、終戦60年の来年をこの山県市はどのように迎えるべきであろうかということで質問したいというふうに思います。

1931年から1945年という15年もの間続けられました日本の侵略戦争が終わりまして、来年は60周年の大きな節目の年であります。旧3町村の町史や村史をひもといてみましたが、けれども、その中には、この山県市全域で数千人もの男性たちが兵隊としてかり出され、そして、村に元気な男は一人もいなくなってしまったという記述も見られましたけれども、結果としてその戦死者の数は、旧高富町で414人、旧伊自良村では124人、旧美山町におきましては611人、私は数えさせていただきました。合わせて1,149人、大変な犠牲者が出ているわけであります。

終戦60年を前に国政にありましては、戦争を放棄した憲法9条の改定をねらって、総理大臣が戦後初めて自党の自民党に対して、来年の11月と期限を切って、自民党としての改憲案をまとめることを指示し、自民党は改憲手続となる国民投票法案を計画しているということが報じられております。事態は大変深刻になっているわけであります。二

度と戦争をしないとかたく誓い、歩み始めた日本の戦後59年がたち、戦争時代の体験者も大変今、高齢になっておられまして、当時のことを今の私たちに伝えていただける時間も残り少なくなっているわけであります。しかし、今なら、まだまだ語っていただける方は、少なくないと思います。合併山県市として、平和を願う市民の声をまとめ後世に残すなど、何らかの終戦60年を迎えるにふさわしい記念事業を計画してはどうかと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

- 議長（藤垣邦成君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 中田議員の御質問にお答えします。

さきの大戦において、国難に殉じ、数多くの方々が国の内外において散華されましたことは、私たち日本国民にとって、永遠に忘れることのできない深い悲しみであり、痛恨のきわみでもございます。このとうとい英霊の御霊に哀悼の誠をささげるため、市では毎年秋に山県市戦没者追悼式を厳粛にとり行わせていただいております。今年は、11月5日に美山中央公民館において挙行する予定でございます。本当に悲惨な思いをした戦中・戦後の体験を風化させることなく、実体験に基づく教訓として、次の世代へ、そして、また、その次の世代へときちんと伝えていくことは、その時代を生きた者の責任でもあると私は思っております。

戦争体験者も、現在では70歳代以上の方がほとんどになってまいったと思います。また、来年は終戦60周年ということで、記念事業というお話も御提案でございますが、私としましては、現在のところは、まだ計画は持っておりませんが、国や県、あるいは近隣市町の動向を見ながら、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん。
- 15番（中田静枝君） 市長から、今検討をしたいというふうな御答弁をいただきましたが、現在の子供たちに私たちは将来を託さなければなりません。平和な日本や平和なアジア、平和な世界をつくっていくために、子供たちに本当にたくさんの私たちは願いを託していかなければならないというふうに思いますが、そういった意味でも、来年の計画を私はぜひ具体化してほしいと思いますが、その具体化に当たりましては、やはり市民の皆さんの声をお聞きになったりすることも大事ですし、また、現在子供たちの教育を担っておられる教育委員会との連携も大事だというふうに思いますが、ここで教育長に御質問をしたいのですけれども、私のこの思いについてどのようなふうに受けとめられますか、お気持ち、御見解などお聞きしたいと思います。
- 議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

- 教育長（小林囿之君） ただいま中田議員の方から、来年度戦後60周年を迎えるがというようなことで、これから先を生きる子供たちに、平和への教育をどうするかと、こういうことでございます。

私ども教育委員会といたしましては、国の学習指導要領等に基づきまして、日ごろからこうした平和を希求する教育というものにつきましては、指導しているわけでございます。来年度を期して何か特別なということ、ただいま市長にございましたが、また市の方の今後の検討にも私どもも参加いたしまして、どうしていくかということにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん。
- 15番（中田静枝君） 二つ目の質問に移りたいと思いますが、ちょっと資料を忘れましたので、取りにいきます。

二つ目の質問に移ります。二つ目の質問は、一般廃棄物の処理施設は、熔融炉以外の方法を考えてはどうかということで、市民部長に質問をいたします。

山県市の議会環境保全対策特別委員会、これに私は所属しておりませんが、この特別委員会に提示をされました「山県市クリーンセンター整備計画（案）」によりますと、ごみ焼却炉にガス化熔融炉というのを計画をしているというふうにあります。連続式の焼却炉、1日当たり40トン、20トンのを2基使うというふうな計画であります。従来の焼却炉は1日35トンで、17.5トンを8時間、1日じゅう24時間ではなくて、8時間動かしていたわけでありまして、2基。市は、現在義務づけられております市の仕事としての一般廃棄物の処理にかかわる基本計画づくりの段階でありまして、焼却ごみの減量をどうするのが明確になっていない段階で、減量とは大いに矛盾する熔融炉の計画を打ち出すことは、本当に問題だというふうに思います。1年間に約5,600トンの山県市の焼却ごみの30%以上が堆肥化をできる有機物、土に返すことのできるものであることがわかっております。これを分別することが、本当に先決問題だというふうに思うわけであります。

ダイオキシン対策のために高温の熔融炉ということが言われておりますけれども、現在全国の多くの自治体、ある資料によりますと、一般廃棄物の焼却施設の約95%の施設が、熔融炉ではない施設で現在焼却、ダイオキシンの数値をクリアしているというふうになっております。また、経費を比べてみましても、熔融炉の導入ということは、膨大な税金がむだに使われ続けることになりかねないという、そういう危険性を持っているというふうに思います。

7月に私の所属いたします文教厚生委員会で、北海道の静内町にあります溶融炉を視察してまいりました。今岐阜市に搬入しておりますので、山県市のものを休ませておりますけれども、この休ませております山県市の焼却施設は、平成3年3月に完成しておりますが、12億1,027万円余りで建設をしております。北海道静内町の完成したばかりの溶融炉は、46億円というふうに大変高いものであります。また、年間の両方の焼却処理にかかわる経常経費をくらべてみますが、岐阜市に搬入をする以前の平成14年度の山県市の経常経費は、1年間に1億3,000万円です。ところが、北海道静内の溶融炉におきましては3億9,000万円と3倍にもなっているわけであります。

また、溶融炉の施設というのは、大変新しい施設でありまして、まだ未完成というか、未熟というか、導入したところでも爆発事故などが頻繁に起きているわけであります。最近、今年の7月には静岡市の方で溶融施設が爆発をいたしまして、7トンもの高温の溶融物が炉から流れ出したと。幸い人的な被害はなかったということで、本当によかったと思いますけれども、そのようにその施設というのは、ただ、まだ今年の3月に稼動したばかりということで、3カ月かそこらしかたっていないんですけれども、このような大きな爆発事故を起こして、今その事後処理に追われているというふうに聞いておりますけれども、大変な事故がこのように起きていると。そして、事故が起きたら、その修理なり何なりに莫大な費用をまた注ぎ込まなければならないということも聞いているわけであります。

このような幾つかの点から、燃やすごみをいかに減らしていくかということをもっと時間をかけて市民とともに考えるべきではないかというふうに思うわけであります。環境課の職員が、市内をもっともっと歩き、市民とともに十分な議論を重ねる、そういう場をつくるとか、最善の方法を市民とともに模索すべきではないかというふうに思うわけであります。

焼却ごみの減量ということではいいますと、本当に低コストで、人にも自然にも優しい、そして、農業の活性化にも役立つ生ごみの堆肥化センターなどの計画をするという、そういうことなども行い、きめの細かいまちづくりを進めるべきではないかというふうに考えるわけであります。そのために焼却炉は溶融炉でという今の計画を考え直し、他の選択肢を十分検討すべきではないかと考えます。市民部長に質問いたします。

- 議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。
- 市民部長（長屋義明君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容を要約させていただきますと、処理計画が明確になっていない段階では、ごみ減量とごみ処理施設の処理規模の関係に矛盾が生じており、焼却処理する可燃ごみ

のうち、30%以上が堆肥化できるごみであるので、生ごみの有効利用を目的としたリサイクルを推進すべきである。また、ごみの焼却処理におけるダイオキシン類対策は、多くの経費を要し、爆発事故の危険もある熔融炉以外でもクリアできるので、焼却処理量をごみの減量により少なくし、焼却炉は熔融炉以外の選択肢で検討すべきでないかとの御質問であると思います。

ごみの減量化につきましては、対比費用効果等含めまして十分な検討を行っていかねばならないことは十分理解しておりますが、ごみの細分別化によりリサイクルを行いましても、焼却処理を行わなければならないごみは、多少の差は生じますが、皆無にすることはできません。

また、生ごみにつきましても、減量化に向けて生ごみ処理機購入補助金、コンポストなど堆肥装置設置補助金を、購入金額の2分の1、限度額1万5,000円の助成を行って堆肥化を進めているところでございますが、今後さらなる減量に向けまして、取り組んでまいりたいと考えております。

ごみの焼却処理及びリサイクル不可能ごみが皆無にできない以上は、ごみ処理の条件は、中間処理施設であるごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設プラス最終処分場がセットでなければ、継続的に円滑的なごみ処理を行うことができません。山県市の場合には、幸いにして自前の最終処分場を所有し、現在のところある程度の余裕があるため、大きな問題として取り上げておりませんが、この最終処分場も永久的に使用できるものではなく、近い将来には最終処分場の問題で、ごみ処理の停滞を招くことも十分に予想されます。しかし、最終処分場が満杯になり、埋め立て処分をするところができなくなっても、ごみ処理事業を中止することはできません。中止するどころか、何としてでも市民の快適な生活環境を守るには、ごみ処理を休むことなく永遠に処理し続けなければなりません。

したがって、これらのごみ処理施設の整備計画につきましては、現在の最終処分場の延命対策を含めた形での最終処分場のことを考えながら計画を行う必要があります。当然その中には、山県市の平成20年代以降のごみ処理施設として、リサイクルを含めた中間処理及び最終処分場を一体的なごみ処理施設としてとらえた場合に、経済的にむだのない安全な方法で、また地球環境にも優しい最適な処理方法はどのような方法があるか、十分な御議論をしていただきまして得た結論が、熔融炉であるのか、熔融炉以外の焼却炉であるのかの方法論につきましては、今から選択肢を限定しているものではありませんので、十分検討をお願いするものでございます。

ごみ処理施設の整備事業の出発点はこれからでございますので、議会の皆様方の御協

力をいただきながら、山口市にふさわしい立派なごみ処理施設ができますよう御理解と御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん。
- 15番（中田静枝君） 十分な検討が必要だということは、当局の方も考えているようでございます。溶融炉の導入ということでいつも議論が出てきますのは、最終処分場の延命という問題であります。

私は、再質問といたしまして、この最終処分場の延命の問題、そして、今休んでおります焼却炉の問題、この2点について行いたいと思いますけれども、まず、現在焼却を休んでおります山口市の焼却炉は、先ほどお話しいたしましたように、平成3年3月に完成ということで、たった10年しか結局は使っていないんです。たくさんの借金をして10年で、もう後は岐阜市の方をお願いをするという、ほかに手だてはあったにもかかわらず、そういう方法をとっているわけであります。私は、この問題で、全国の数少ない自治体ではありますけれども、直接お話をしたり、いろんな本なんかで見たりしております、ダイオキシンの数値をクリアする、もちろん一番大事なことでありますけれども、そのためにたった10年しか使っていない施設を休ませてしまうというような方法をとっている自治体というのは、いまだ耳にしたことがないんです。

東村山市という、東京都の中間の、埼玉県との境にある市があります。人口は13万4,000人ほどだそうですけれども、ここは8年ほど前に「燃やさない・埋め立てない・ごみゼロ作戦」というのを始めまして、そして、そのとき既に老朽化していた焼却炉なんですけれども、結局溶融炉を導入するという結論には至っていないんだそうです。いまだにその焼却炉を、大変老朽化しているそうですけれども、ダイオキシンをクリアするように直して、現在も使っているというふうに聞いております。

だから、10年しか使わない、みんなのたくさんの税金を使ってつくった施設を、たった10年でポイしてしまうような、そういうことが許されるのかどうかということと、それから、もう一つは、最終処分場の延命の問題です。

これは山口市のクリーンセンターの資料を調べてみますと、最終処分場を新しく、平成10年の4月から新しい最終処分場が使われているわけですが、その最終処分場の埋め立て量ですが、これは計画の6割、60%にとどまっています、ずっと資料を見ますと。これは先ほど堆肥化できるごみが30%、3割以上あるというふうにお話ししましたが、こういったことを実際にもっと追究していけば、もっともっと延命はできるはずなんです。そのことによって税金のむだ遣いを抑えることができる。そして、また、最終処分場にたまった灰を溶融炉は溶かして、ガラス状のスラグにして、それを

建築資材として使えるから、本当に理想的だという話もたびたび聞きますけれども、今の段階でこのスラグを本当に効率的に建築資材として使われているというような自治体というのは、余りないそうです。この間視察してきた静内町の施設でも、その行き先については全く決まっていないというお話でした。そして、これから灰につきましても、どのようにしていったらいいかということについても、まだまだやっぱり私は、最もいい方法もまた研究されてくるというふうに思いますので、現在6割にとどまっている、計画の6割で済んでいる。これをもっともっと延命させる、現実に行ける方法を追究することによって、延命させることができるんじゃないかというふうに思います。

この2点について市民部長、お願いします。

○議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

○市民部長（長屋義明君） 再質問にお答えします。

現段階で溶融炉の方につきましては、まだこういう決定しておりませんので、ちょっと先にさせていただきまして、まず現施設では、当初建設当時はダイオキシン等はクリアしておりましたが、途中法改正がありまして、使用できなくなったということで、現在休止になっております。それで、現在そのまま岐阜市の方へお願いしております。

また、最終処分場につきましても、延命効果ということで今後も進めていきたいと思っています。それにつきましては、先ほど議員がおっしゃいました東村山市の取り組みなんですが、あそこで非常に一生懸命延命化を行っているということをお聞きしましたので、そういうことを参考にいたしまして、今後そういうことも検討材料としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん。

○15番（中田静枝君） ごみの問題は、本当に大いに議論をしていかなくちゃいけないというふうに思います。

次の質問に移ります。

最後の質問ですが、現在無料で行われております前立腺がん、これは男性ですけれども、男性に行われているものですが、前立腺がんの検診を引き続き無料で実施していくべきだと、そういうことから質問をしたいと思います。

一昨年、平成14年、岐阜県下99市町村のうち、3市町村がやっておりましたこの前立腺がんの検診、そのうちの一つの自治体が、旧高富町でありました。その検査が非常に全県的に注目をされまして、今年の4月1日現在、岐阜県の全部で80の市町村、数は減っておりますけれども、そのうちの70の市町村が、前立腺がんの検診を平成16年度にはやるというふうに、本当に急速にこの検診が増えてきているわけであります。旧高富町

時代を含めると3年目になる、新しい市に引き継がれて行われております前立腺がんの検診。現在無料で行われておりまして、受診をされている住民からは、大変好評を得ているわけであります。無料検診の継続が求められているわけであります。早期発見・早期治療による市民への影響、効果というのは、大変大きいものがあります。市民の健康の維持増進は、まず何よりも手遅れにならないように早めに受診をし、そして、前立腺がんて命を落とすことがないというような状況をつくることのできる大変大きな意味がありますし、また、医療費の抑制への大きな効果も期待できるのではないかと思います。泌尿器科の医師によりますと、1年に1度は50歳を過ぎたら検査を行うのがよいというふうに言われているわけであります。中高年になりますと、収入の制約も出てまいります。有料化ということになれば、それだけやはり検査を受けにくくなる。無料検診の継続で市民の受診意欲を高めるべきだというふうに思います。検査の有料化でわずかの市の支出を抑えることができて、というか、わずかの受診料と支出と両方ありますけれども、30万円弱ですね、実際に必要な経費というのは。今140名ぐらいの方の受診でそのぐらいですけれども、そのような市の支出を抑えることができて、受診の抑制で手遅れに、また多額の医療費を必要とするようなことになるわけであります。無料検診の継続こそ、市民が求める本当の行政改革だといえるのではないかと思います。今後前立腺がん研究財団の方の補助金の3年間の期限が今年で切れるということで、来年からは他のがん検診と同じように、一部負担金を求めていくような方向に出てこられるのではないかなということを私は心配をしているわけでありますが、そういった立場からの質問であります。

保健福祉部長にお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

平成14年度から今年度までの前立腺がん検診は、財団法人前立腺研究財団実施の前立腺がんに関する研究助成事業として、50歳以上の男性を対象に無料で実施しております。16年度、今年度は、829名の受診希望がございまして、11月、12月に実施をする予定でございます。前立腺がんは、高齢化や食生活の欧米化によりまして、今後増加していくと予測されていることから、研究助成事業が終了した後も、引き続き前立腺がん検診を継続して実施していく予定でございます。

各種検診の個人負担金につきましては、応分の受益者負担の原則を基本に、受診者の皆様には検診費用の一部を個人負担金としてお願いをしております。17年度、来年度からの前立腺がんにつきましても、他の検診と同様に、検診費用の一部を負担していただ

く予定でございますので、どうか御理解のほどお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） これで中田静枝さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時15分に再開したいと思います。

午前10時53分休憩

午前11時15分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順位12番、寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、通告に従いまして、3問質問いたします。

まず、たばこの自動販売機の問題、それから、公務員倫理の問題、そして、ごみ処分
の問題についてお尋ねいたします。

まず、最初ですけれども、教育長にお尋ねいたします。

健康増進法が制定され、昨年の5月から施行されています。それを受けて山県市も、
公共施設内では全面禁煙という方針をとっておりまして、市民の健康を守るという観点
で、相応の評価を受けています。

ところで、子供たちも集まる公共施設内にたばこの自販機が設置されており、おかし
いのではないかとという指摘が届いています。たばこ喫煙を奨励していると認定されても
仕方ない状況です。昨年2003年4月30日付で厚生労働省健康局長が全国の自治体に、健
康増進法25条の制定趣旨について通知した受動喫煙防止策についてという中では、受動
喫煙によって、たばこを吸っていない妊婦であっても、体重の低い子供の出生の発生率
が上昇すると、そういう報告があるというふうにされています。周辺の自治体では、名
古屋市は特定地域の路上喫煙を禁止する条例を今回の9月議会に提案し、岐阜市も歩行
喫煙禁止条例を検討中と、この9月の議会で答弁しています。民間企業でも、同法の施
行を受けて、職場で禁煙教育に取り組むところもあります。以前に比べて、このような
社会的環境が変化しているという状況を念頭に置いて、教育施設におけるたばこの自販
機に関する行政財産の目的外使用許可の最終方針を決定する権限を有する教育長に質問
いたします。

まず、教育委員会関係施設のたばこの自販機の設置場所と台数、使用料と電気代の額
と徴収状況、たばこの自販機の設置を許可した理由、公共施設にたばこの自販機を設置
していることをどう考えるかということ。

最後に、現在設置されているたばこの自販機は今後どうするのかというところをお尋

ねいたします。

○議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

○教育長（小林囿之君） 寺町議員のたばこ自販機についての御質問にお答えいたします。

現在教育委員会所管の施設におきまして、たばこの自動販売機を設置しているところは、高富中央公民館 1 階ロビーの 1 台でございます。施設の使用料につきましては無料としていますが、販売機維持保存のための必要経費及び電気代として、月額 1,000 円を徴収いたしております。

設置の経緯につきましては、昭和 57 年ごろより施設利用者の要望等により設置したと聞いております。その契約方につきましては、単年度契約にて、申請に基づき契約更新の形で許可をしているところでございます。教育委員会所管の施設におきましては、先ほど御指摘の健康増進法第 25 条の趣旨に基づきまして、受動喫煙防止策として、一斉に館内禁煙の措置をとり、利用者の皆さん方にも御理解と御協力をいただいております。したがって、法第 25 条と自販機設置との直接なる関係はないものにとらえております。

御質問の中に、たばこの自動販売機が設置されていることから、喫煙を奨励していると認定されてもいたし方ない状況だということでしたが、他の自動販売機、ジュースとかお茶とかという自動販売機も設置しておるわけですが、それらと同様、購買を奨励する意図は毛頭ございません。今後の問題としましては、健康増進法の趣旨を踏まえつつ、撤去を含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13 番（寺町知正君） 整理された答弁だというふうに受けとめます。

次に、市長に、市長は市の大部分の施設の許可の権限を最終的に有しているということで、教育長と同じ点の質問をいたします。

○議長（藤垣邦成君） 市長。

○市長（平野 元君） 寺町議員の御質問にお答えします。

ただいま教育長からも答弁申し上げました。基本的な考え方は、全く同じでございます。そこで、第 1 点目のたばこ自動販売機の設置場所と台数についてでございますが、市長部局関係施設では自動販売機を設置している場所は、本庁 1 階ロビーと 3 階休憩コーナーで、それぞれ 1 台でございます。

2 点目でございますが、1 階の自動販売機は、使用料と電気代含めて月額 3,000 円、3 階の自動販売機は、使用料は免除で、電気代として月額 1,000 円を徴収しております。

3 点目でございますが、1 階の自動販売機は、庁舎完成当初から来庁者の利便性を考慮して設置したものでございまして、3 階の自動販売機は、山県母子寡婦福祉会の要望により設置したものでございます。

4 点目でございますが、健康増進法第25条において、受動喫煙の防止に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならないということでございますが、公共施設内での禁煙を現在実施しておるところでございます。たばこ自動販売機の設置につきましては、先ほど申しましたように、そういった設置経過もございまして、現在は継続設置しているところでございます。

5 点目でございますが、平成16年度山県市一般会計におけるたばこ税は、1 億4,527 万5,000円を計上しております。市にとりましては、非常に貴重な財源でもございます。喫煙に対する社会の目は、さらに厳しくなってくるものと予想されます。そんな中で来年度以降について、撤去も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、再々質問です。
- 1 3 番（寺町知正君） 再々質問、最後ですので、市長に改めてお尋ねしますけれども、市の施設の目的外使用許可というのは、毎年4月に更新と教育長の答弁にもありました。そういった契約ですので、相手に責任がなければ、途中では解約できないという意味では、やはり切り替えどきは来年3月末か4月初めというふうになります。それを前提に考えるんですけど、教育委員会と同じような歩調ということも最初にお答えがありました。が、今の教育委員会の、市長もそうですけど、撤去を含めて検討というのは、現在そのまま自販機を設置しておくという、そういったことがあり得るという意味なのか、撤去の方向で検討するという意味なのか、その点について再度お尋ねいたします。
- 議長（藤垣邦成君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） お答えします。

今、再質問ございましたが、いずれの方もすべて検討材料として検討してまいることでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、質問をかえてください。
- 1 3 番（寺町知正君） それでは、2 問目に入りますけれども、旧高富町では何度も汚職ということがありました。そこで、質問ですが、過去の汚職を反省し、厳しい再発防止策をとるべきであるという観点でお尋ねいたします。これは総務部長に質問いたしま

すけど。

2002年の高富町の町長の汚職事件というのは、事件の発覚から既に2年が過ぎました。公職者の汚職防止には、各種の制度改革が不可欠ですが、山県市は反省に基づく有効かつ厳しい制度改革を実行しているようには見えません。この刑事事件の法廷でも証人席に立った当時の助役に対して検事が、行政として再発防止しようとするなら職員が裁判の傍聴に来るはずだ、なぜ来ないのか、反省がないのではないかという旨をきつく質問していました。有効な改革の一つは、不正をした場合は厳格に対応するという市の方針の徹底と、その実行にあるのは明らかです。しかし、山県市はこれを怠っている。例えば市長は、旧高富町で制度化されていた倫理条例すら制定していません。そこで、私は、公務員が不正に関与した場合は、もろもろの厳しい措置があるということを明らかにするために質問いたします。

まず、この事件は、町長の1期目の任期、2001年、平成13年の7月ですが、この終了前になされた行為を原因として逮捕されています。そして、有罪が確定しました。この経過は、起訴状や判決文の報道記事などにも明らかです。つまり2001年3月から業者と接触、5月の入札の指名業者に入れるように町長が関与し、その直後に現金を受け取ったというものです、ところで、市町村の退職手当条例では、禁固以上の有罪が確定した場合、組合長が退職金を当事者に返還請求する規定になっています。この条例規定が適用されるにもかかわらず、いまだに当時の町長の1期目として支給した退職金1,540万円は、返還されていないと推測されます。組合が条例に基づく返還の請求をしていないとしたら、客観的に明らかに違法であり、かつ損害があります。既に返還請求権の発生から8カ月がいたずらに過ぎてしまいました。よって、同組合長は、直ちに当事者に返還請求する義務があります。もし請求しない場合、公共団体側の損害については、組合長はみずから補てんする義務が生ずるというふうになります。そもそも山県市は、退職手当組合の構成員であり、しかも、退職金1,540万円のうち1,108万8,000円は、組合の条例に基づいて旧高富町の会計から町長分の退職金の負担としてストレートに支出されたものです。よって、負担者の責任として、次のことに回答いただきたい。

まず、条例から導いた先ほどの金額に間違いはないでしょうか。

組合長が返還請求していないということは事実でしょうか。

3点目として、組合長は直ちに返還請求しなければならない状況ですが、どうするのか、組合の方針を確認して答えられたい。

もう一点ですけれども、当該退職金の70%以上を4年間、毎月拠出していたわけですから、組合の判断やその動きに関係なく、山県市は有罪の確定後は、少なくとも1,108

万8,000円の損害を受けているというふうになります。市は直ちに組合長、もしくは当事者本人に損害賠償請求しなければならないと考えます。請求を怠っている山県市は、今後どのようにするのでしょうか。

以上お尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 寺町議員の質問にお答えをします。

第1項の1番、条例から導いた上記の金額に間違いはないかということでございますが、退職金1,540万円は間違いございません。負担金につきましては、就職または退職の月において、日割り計算で給料を支給された場合における負担金の算定の基礎となる給料は、全月分の給料月額とすることが退職手当条例施行規則で規定されておりますので、48月分で算出されました1,108万8,000円は、49カ月分で算定した1,131万9,000円になるのが正当でございます。

2番目の、組合長が返還請求していないことは事実かでございますが、事実でございます。

3番目の、組合長は直ちに返還請求しなければならない状況であるが、どうするのか組合の方針を確認してくださいという件でございますが、組合は判決文をよく検討し、今月の中旬ごろまでに方針を決定したいとの回答でございました。

第2項目の、請求を怠っている山県市は今後どうするのかでございますが、岐阜県市町村職員退職手当組合の方針の決定を待って、考えたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 総務部長に再度お尋ねしますが、まず、今の答弁で、1,540万円というのは条例のとおりだということ。それから、市の負担した分というのは、私の計算よりは1カ月分多いという真実も出てきました。

組合が返還請求していないという状況の中で、一応今月ですから、10月中旬ぐらいです、組合が方針を決定するということは初めて示されたということでもあります。つまり現在、この8カ月間請求しなかったということは条例違反であるということは明らかであるということ。この違法な状態については、市民、納税者というのは住民監査請求などができるというふうになっているんですが、その権利というのは1年で消滅するというふうになっていまして、判決の確定から1年ということで、もう先が余りないんです。私としても、この9月議会が最終の質問で問う機会だろうというふうに認識しています。そこで、市にすぐに動いてほしいと思っているわけですが、そこで、質問

ですが、当時のこの事件、起訴のときあるいは判決のときの新聞の報道記事は、行政機関は持ってみるはずです。さらに今回、検察庁から判決文なども取り寄せたということで、実際に総務部長が新聞記事を読んで、それは起訴状や判決文と同じである、新聞記事は実際の判決などと間違っているととらえているのか、そのとおりだというふうに認識しているのか、いかがでしょうか。この点について質問いたします。

○議長（藤垣邦成君） 垣ケ原総務部長。

○総務部長（垣ケ原正仁君） まことに申しわけない話ですが、そこまでの精査をした形での読み比べはしておりませんので、新聞報道でございますので、判決文と大きな間違いというか、大きな差はないというふうに理解しておりますが、全く判決文と同じであるかどうかということまでの精査はしておりませんし、まだ9月30日の夕方、その判決文を手に入れた状況でございますので、その点御理解いただきたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、市長に再々質問いたしますけど、もっといろんな議論を詰めたいわけですけども、私の時間も30分しかなくて、残り十数分ということですので絞りますけれども、市長として当時の新聞記事も御存じでしょうし、それから、今総務部長が答えられた判決文なども見られていると思いますが、判決文と新聞報道に相違があるというふうに認識されているのか、新聞報道のとおりであると認識されているのか、その点いかがでしょうか。

それから、もう一つですけど、私がこの質問を通告して、既に20日過ぎてるわけです。ですから、そういったいろいろな報道の記事などから、組合とは関係なく決めることもできると思います。まず、あなたは、市長は、組合に対して早く決めてくれと、質問の通告があったから早く組合の方針を決めてくれと、電話で頼む、あるいは直接出向いて早くしてくれとお願いしたということはありませんか。

それから、三つ目ですけど、退職金問題は組合が最終決定をすることだというふうに百歩譲ったとして、そしたら、市長として、すぐに決断できることがあります。それは、例えば市長あるいは執行部三役の倫理条例、これを制定するということは独自にできるわけですが、その点についてのお考えはいかがでしょう。

○議長（藤垣邦成君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

新聞報道とどうかということでございますが、新聞はいろんな各紙ございますので、全部精査して読んでいるわけではございませんが、おおむね新聞報道というのは、そういった方向であったということでございますので、私がこの場で正確に物を申すわけに

は、申しませんが、そんなふうを考えております。

また、退職手当組合長にそういったことでお会いしたかということですが、先般別な用事もございまして、組合長にはお会いしまして、組合も、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、現在いろいろ検討しておるということでございましたので、いろいろよろしく申し上げますといった程度の会話はしております。

それから、3点目の倫理条例ということにつきましては、確かに旧高富町時代には、倫理条例ございました。十分承知しております。それにつきましては、いろいろ以後議論もしておるわけですが、要するに倫理というのは、当事者がきちっとそういった面を持っておれば、そういう問題は全然ないというふうに私は思っておりますけども、この辺につきましても、議員各位ともいろいろ協議を進める必要があるかと思いますが、現時点ではそんな状況でございまして、本来特別職であり、また議会の議員の皆さんも、倫理条例がなくともしっかりと対応していくのが、地方自治の本旨に基づいて事業を進めていただくということでございますので、そんな観点で私は感じておりますが、そういった面につきましても、今後いろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、質問をかえてください。
- 13番（寺町知正君） それでは、3問目ですけども、地域のごみ処理計画の現状と将来の構想についてお尋ねいたします。これは、旧高富町あるいは今後の市政のことに詳しい助役にお尋ねしたい。

まず、産業廃棄物に関しての従来からの計画ということについてです。高富町の時代に大桑地区に取得していた土地を前提に、1998年、平成10年から地球環境村という大規模な産業廃棄物処分場をつくる計画が示されていまして。処分施設です。これに対して地元は、環境や健康への心配が強いということ。もともと福祉村の構想実現のために土地を提供したんだということ、そういった理由で根強く反対していました。町が手を挙げて以来6年たちました。今年6月に地元の五つの自治会が最終の意思表明を市に伝えたというふうにされています。

そこで、質問ですが、今年6月の地元の意思表明の期日と、その内容はどのようなものであったかということ。

それを受けて市は、他の行政機関に対して何をしたのかということ。

三つ目、用地として取得した土地の筆数、総面積、総取得額、取得後に加わった金利分の総額は幾らか。さらに、今後年間に発生する利息の額はおよそ幾らと見ているのか

ということ。

それから、四つ目として、今後この取得土地を含めて、この一帯の構想をどのように組んでいくのかというところをお尋ねいたします。

続いて、市民のごみであるいわゆる一般ごみと言われているものについてですが、市の一般ごみ処理施設の新設の計画ということについてお尋ねいたします。

山県市は、以前から岐阜市に処理を委託してきた。これは国の方針にのっとらざるを得なかったという背景がありますけれども、あと6年間は岐阜市に処理を委託できるという約束になっています。しかし、その後は自前で処理することになります。そこで、今年じゅうに概要を具体化して、来年の2005年中に1年間の環境アセスを実施する。そして、次の年には計画を立案し、完了したいと、そういった意向も聞いています。

それから、焼却灰は、灰溶融を前提とした溶融炉で、24時間連続運転の20トン炉を2基。自治体が使うのは一般廃棄物という原則ですが、ここに一部の産廃も一緒に処理する「あわせ産廃」という方向が検討されているとされています。

そこで、質問ですが、まず、施設の規模についてですが、現在の市のごみは、日量約30トン程度です。これを40トン規模の炉にすると、日量40トンのごみを確保しなければいけないということになって、ごみ減量という基本とは矛盾してくる。市民意識がさらに進んで、分別やリサイクルが進んでいくと、ますますごみの量を確保しなければならないという逆転した事態が生ずると懸念されます。こういったことを心配しておりますけれども、そういう観点から新施設の建設経費はどの程度の額の規模を予定しているのか。少なくとも10億円単位の数字は出るというふうに考えます。それから、費用のことも考えれば、将来のごみ発生量の予測に対応する施設の規模にすべきで、過大な規模にすべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

それから、「あわせ産廃」についてですが、市民、国民の税金で建設する市のごみ処理施設において、自治体が民間の業界の産業廃棄物を一緒に処理しますということでは、自治体の責務を著しく超えたことになると思いますが、いかがでしょうか。

また、財政が厳しい中で、税金で産業廃棄物を一緒に処理する余裕はなく、許されないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目として、地元への説明と合意形成です。新しい市の施設の予定地はどこでしょうか。そして、地元への説明の時期と方法、さらに合意形成の展望はどのようでしょうか、お尋ねいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 嶋井助役。
- 助役（嶋井 勉君） 寺町議員の御質問にお答えします。

まず、地元の意思表示の件についてでございますけれども、去る6月28日に大桑地区の五つの自治会の代表の方より、書面にてお受け取りをいたしました。内容につきまして申し上げますと、「財団法人地球環境村ぎふ」が策定した地球環境村構想を山県市が椿野地内に誘致することについて、自治会の総意として同意することはできないというものでございました。

2点目の、それを受けて市は他の機関に対して何をしたかしたかということでございますが、6月30日市長が財団法人地球環境村ぎふへ赴き、大桑地区5自治会から同意できない旨の回答をいただいたので、山県市としては断念せざるを得なくなったことを伝えております。その後7月15日に開催されました岐阜圏域廃棄物問題研究会幹事会がございまして、この問題研究会というのは岐阜圏域の市長と町長で構成する組織でございまして、幹事会は担当課長が構成する組織でございまして、その幹事会の席上で担当課長より、地元の同意が得られず、断念をせざるを得なくなったということを報告いたしております。

3点目の、取得した用地の筆数等についてでございますが、筆数が70筆、総面積が6万979平方メートル、総取得金額が8億2,630万5,961円となっておりますが、平成15年度に用地の桑の木の伐根処理を行いまして、これに要しました経費が1,297万5,900円でございます。まるごと福祉健康村構想用地に係る総金額といたしましては、8億3,928万1,861円となります。取得後に加わった金利分の総額は、平成15年度決算時で4,359万7,721円でございます。そして、今後年間に発生する利息額についてでございますが、1年間で約900万円ほどとなると考えております。

4点目の、この椿野地内一帯の構想にどのように取り組んでいくのかということについてでございますが、ここで言われる構想とは、「山県郡まるごと福祉健康村構想」のことと理解してお答えしたいと思います。議員も御承知のように、平成5年に策定されましたこの構想は、「人々が健康を保持し、地域社会の優しさとふれあいのなかで、その希望や能力に応じて多様なかたちで社会参加できる人間性豊かな潤いのある福祉地域づくり」を目指すものでございます。この構想の実現に向け、事業推進を図ってまいりましたが、その後山県郡3町村も財政運営が厳しい状況となりまして、そのため財政負担を少なくするため、地球環境村構想とまるごと福祉健康村構想を一体化した事業の推進を図ってきたところでございます。地球環境村構想の地元同意が得られませんでしたので、この両構想の一体化事業を断念することになりましたので、現在事務方において、この構想の推進方策についての現状や課題など調査検討する段階であります。今後の取り組みとして、市の財政負担を考慮した構想を検討してまいりたいと考えております。

次に、新設の計画についてでございますが、施設の規模でございますが、ごみ処理施設の処理規模につきましては、ごみ処理施設の運転方式により、規模的な考え方が大きく異なってくると思います。

例えば現在休止しております山県市クリーンセンターのごみ焼却施設のように、8時間運転の焼却炉であれば、盆・正月のように多量にごみが排出される時期にも、施設的には少々無理はいたしますが、緊急避難的な対応策として、通常8時間運転するところを12時間とか16時間の時間延長で緊急的対応策が可能でございます。しかし、現在計画しています処理施設を24時間運転で設計しますと、能力以上の処理が不可能となりまして、いわゆる1基20トン以上の処理はできないことになります。

また、ごみ焼却炉の定期点検等により、年間のうち1基当たり休止日数は85日間となりまして、したがって、24時間運転炉は、最悪の状況を考慮しながら施設規模の設計をしなければなりませんので、ごみ排出量に安全率を考慮したものととなります。よって、ごみ排出量が1日30トンであるから30トンの処理能力のごみ焼却炉の施設とはなりません。ごみ処理施設の処理能力は、ごみ排出量より大きくなります。これは取り扱うものの性質上、どのような状況が施設側で発生しても、ごみ収集をとめることができないので、やむを得ない対応ではないかと思います。しかし、施設規模につきましては、過剰な施設規模にならないよう慎重に検討していきたいと思っております。

また、施設の建設費用につきましては、ごみ処理計画が定まっていない現段階では、施設規模が定まりませんので、具体的な数値を申し上げることは差し控えさせていただきます。と思っております。

次に、あわせ産廃についてでございますが、寺町議員も御存じのように、産業廃棄物の適正処理に関する環境は非常に厳しいものございまして、このような状況の中、比較的小規模零細企業が中心の山県市内で、事業者責任の名のもとに事業者にすべてを任せるという方法が適当なのか、真剣に考える時期に来ているのではないかと考えております。今回の山県市の施設整備の絶好の機会をとらえまして検討してはどうかと考えているものでございます。また、国も一般廃棄物処理施設での産業廃棄物処理を容認しておりますが、この施設整備につきましても、モデル事業ではありますけれども、補助金の交付も平成16年度から行っております。山県市内の産業廃棄物だけでも適正処理方法のモデル事業として行い、地場産業の育成にも貢献できるものではないかと考えておりますが、これは構想の段階でありまして、決定ではございません。したがって、この件につきましては、今後議会の皆様方と十分に御協議をお願いしまして、適切な判断をお願いしたいと思っております。

次に、地元への説明と合意形成についてでございますが、施設建設の予定地につきましては、最終処分場との関連もありまして、効率的な運用を考えますと、現在地での建設が適当と思われますが、これから十分に熟慮し、結論を出したいと思っております。また、地元への説明の時期と方法でございますが、状況が整い次第、住民の皆様の御協力を得られますように慎重に進めてまいりたいと考えております。合意形成の展望につきましては、現在ではお答えすることができませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上答弁とさせていただきます。

- 議長（藤垣邦成君） 以上で寺町知正君の質問を終わります。

通告順位13番、横山善道君。

- 12番（横山善道君） 議長のお許しを受けましたので、教育次長に国際交流推進について質問したいと思います。

グローバル化が叫ばれて久しい昨今ではありますが、山県市におきましても国際交流は、青少年育成、文化の発展に大変重要な事業の一つであります。現状を見てみますと、旧伊自良村と姉妹提携がなされました米国オレゴン州フローレンス市との交流が、3町村合併後の山県市となりました現在も継続をされております。去年は、フローレンス市から団員18名が派遣され、本市よりはSARSのため中止となりましたが、今年に入り、5月市代表団3名がフローレンス市を訪問し、8月にはフローレンス市から団員18名が派遣、同月本市よりフローレンス市へ団員17名を派遣いたしました。その内容を見ますと、引率者4名、青少年13名、うち伊自良地域より7名、高富地域より6名、美山地域よりはゼロとのことであります。また、市のホストファミリーの会の会員数を見てみますと、伊自良地域では18名、高富地域では5名、美山地域は1名と、かなり地域の格差が見られます。これは市全体に国際交流が浸透していないということではないでしょうか。今後のことを考えますと、国際交流センターなどの設立により、市全体に国際交流が普及され、各種事業が展開できることにより、国際感覚が高まり、青少年の育成にも大きな影響を与えることができます。市当局の今後の国際交流推進についてのお考えをお伺いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） 横山議員の御質問にお答えを申し上げます。

時代の急速な変化の中、国際化への対応は、重要な課題であると考えております。合併後は、旧町村時代の諸施策を基盤とし、国際社会に対応できるまちづくりや人づくりを推進するため、広報誌により市内全地域を対象として外国人の受け入れに対応するホ

ストファミリーの募集や海外派遣事業の募集など、国際交流事業のあり方を試行しながら実施してまいったところでございます。その状況につきましては、議員御指摘のとおり、国際交流への意識は、旧町村間では温度差があったと思います。今後は、啓発方法も十分検討しながら、推進に努めてまいりたいと思っておりますところでございます。

本市として市民の国際理解教育の樹立を目指す上で、国際交流は重要な事業の一つだと考えておりまして、今月にはフローレンス市長が山県市を訪問される予定になっており、その際市民レベルでの国際交流を目的に、当山県市とフローレンス市両市が友好関係都市として協定を結ぶことが、さきに派遣団がフローレンス市を訪問した折に両市間で合意されているところでございます。このことで両市の交流事業が本格化することが期待されており、国際交流協会などの組織化についても今後議論しながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解を賜りますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（藤垣邦成君） 横山善道君。

○12番（横山善道君） 教育次長に再質問をいたします。

今、答弁の中で、10月には当市とフローレンス市両市の友好関係都市として協定を結ぶことが、両市によって合意されているとのことではありますが、PRを十分にさせていただきたいと思いますが、その点についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

また、国際交流協会などの組織化についても、現在山県市内には外国人登録が、この8月末現在で16カ国、454名となっております。これらの人と外国語あるいは文化の交流もできると思いますが、そのためには組織化は欠かせないものになってくると思います。その点を踏まえまして、再度質問いたします。

○議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 再質問にお答え申し上げます。

今、御指摘がございました今後の両市の友好都市の締結につきましては、ただいま事務方で最終的な日程調整を行っておりますところでございます。その提携後の暁につきましては、私どもも広く市民にPRをさせていただきまして、よりよい理解が得られますように努力をさせていただきたい、かように考えております。

また、現在市内に外人登録として登録されております皆さん方を拝見しますと、それぞれたくさんの国の方がおいででございます。国籍別で申し上げますと、16カ国に及んでおると。総数につきましては、454名のそれぞれの登録をいただいておりますわけでありまして、今後国際的な感覚で申し上げますと、そういった市内の外人登録をされておる方、また日本の市内の外国語にたけておる方も含めまして、創意を凝らした組織づく

りを目指していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 横山善道君。

○12番（横山善道君） 今、今後とも組織化に向けて十分考えていくというようなお答えをいただきましたけど、自然体に国際交流が推進されるということは、合併をしました山県市にとっては、大きな合併の効果ということになると思います。組織化の実現に向けて早急なる対応を要望しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤垣邦成君） 以上で横山善道君の一般質問を終わります。

○議長（藤垣邦成君） お諮りをいたします。本日の会議は、これで延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれにて延会とすることに決定しました。

なお、明日5日は、午前10時より開会でございますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間御苦労さまでございました。

午前11時59分散会

山県市議会定例会会議録

第5号 10月5日(火曜日)

○議事日程 第5号 平成16年10月5日

日程第1 決算特別委員会委員長報告

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第3 討 論

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第4 採 決

認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第5 発議第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 環境保全対策特別委員会委員長報告について

日程第10 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告について

日程第12 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

日程第13 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 決算特別委員会委員長報告

認第 1 号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第 2 号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第 2 委員長報告に対する質疑

認第 1 号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第 2 号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 討 論

認第 1 号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第 2 号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第 4 採 決

認第 1 号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第 2 号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について

日程第 5 発議第 7 号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について

日程第 6 質 疑

日程第 7 討 論

日程第 8 採 決

日程第 9 環境保全対策特別委員会委員長報告について

日程第10 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告について

日程第12 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

日程第13 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○出席議員（ 2 2 名）

1 番	吉 田 茂 広 君	2 番	尾 関 律 子 君
3 番	横 山 哲 夫 君	4 番	宮 田 軍 作 君
5 番	田 垣 隆 司 君	6 番	村 瀬 隆 彦 君
7 番	武 藤 孝 成 君	8 番	河 口 國 昭 君
9 番	影 山 春 男 君	1 0 番	後 藤 利 弘 君
1 1 番	谷 村 松 男 君	1 2 番	横 山 善 道 君
1 3 番	寺 町 知 正 君	1 4 番	渡 辺 政 勝 君
1 5 番	中 田 静 枝 君	1 6 番	藤 根 圓 六 君
1 7 番	村 橋 安 治 君	1 8 番	藤 垣 邦 成 君
1 9 番	小 森 英 明 君	2 0 番	村 瀬 伊 織 君
2 1 番	大 西 克 巳 君	2 2 番	久保田 均 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
収 入 役	河 口 衛 君	教 育 長	小 林 囧 之 君
総務部長	垣ヶ原 正 仁 君	企画部長	舩 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君
産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	岡 田 達 雄 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	堀 達 也
------	-------	-----	-------

午前10時20分開議

- 議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 決算特別委員会委員長報告について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第1、決算特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

委員長報告は、9月22日に決算特別委員会へ審査付託をいたしました認第1号及び認第2号の議案につきまして、議長に会議規則第77条の規定によりお配りしております報告書が提出されております。よって、本案の委員長報告は会議規則第41条第3項の規定により省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。
-

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議長（藤垣邦成君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、決算特別委員会委員長の審査結果報告に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 決算特別委員会の委員長報告の文面を見ますと、採決の状況が書いてないわけですが、その採決の内容について質問いたします。
- 議長（藤垣邦成君） 特別委員会委員長 久保田 均君。
- 決算特別委員会委員長（久保田 均君） これは多数決で認定をいたしておりますので、少数の留保はいたしていません。
- 議長（藤垣邦成君） ほかに質疑はございませんか。

質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

- 議長（藤垣邦成君） 日程第3、討論。

ただいまから、討論を行います。

認第 1 号、認第 2 号の討論を行います。

なお、討論は簡明にお願いいたします。

最初に、反対討論をどうぞ。

中田静枝君。

- 1 5 番（中田静枝君） 私は、認第 1 号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について及び認第 2 号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

まず、一般会計の決算についてですけれども、合併 1 年目にして月額85万円という市長給与について、一般職給与の引き下げなどが行われる中で、人口 3 万人規模の他の市におきましては、新潟県村上市 7 %減額で74万円余り、同新井市 3 %減額で80万6,000円、同大町市 8 %削減で80万400円、静岡県下田市は1.97%削減で74万5,000円余り、愛知県高浜市は20%減額で72万800円など、市長や常勤特別職の給与を引き下げております。

山県市の財政も多額の借金を抱えてのスタートであります。失業、就職難に苦しむ働き盛りや若者の層、負担増に苦しむ高齢者など多い中、行政のトップがまず身を低くして住民福祉施策を講じるべきではないかと思えます。高い常勤特別職の給与は認められません。

住民基本台帳ネットワークシステム事業につきましては、本人確認情報を国が一元化、管理するということへの不安と、情報漏洩への被害は市区町村の枠を超えることにより甚大になることが予想されます。離脱による住民サービス低下への対策は十分可能とする福島県矢祭町の例もあります。

2001年度から15年度までに、旧 3 町村の山県市の住基ネットシステムの経費は3,800万円にも上ります。15年度決算額はこの関係では546万円余り、このうちＩＣカードの購入費など経費が253万円余り、発行されたＩＣカード数は40枚、1枚当たりの発行経費が7万9,000円になると担当課の説明がありました。

今後の経費も、この関係では一層膨大になることが他の自治体市長からも指摘をされております。問題の多い制度そのものに反対であります。

合併振興基金に反対です。認められません。借金で基金を積み立てることに財政の矛盾があります。合併推進のあめであり、手にしてはいけないものだというふうに思います。

- 議長（藤垣邦成君） 中田君、討論は簡明に願います。
- 1 5 番（中田静枝君） 債務はどんどん合併により一層膨れまして、平成13年度山県郡

のそれぞれ3町村の債務残高の合計の平均が50万円ほどでありましたけれども、この15年度の決算におきましては54万円と大幅に増えているわけであります。国の進めるままにこのようなやり方を進めてはいけないというふうに思うわけです。

各種の健康診断の受診料、これは歳入の方の決算額709万7,900円ということになっておりますけれども、これは取るべきではないと思います。合併により、無料だった伊自良村の基本健康診断が1,000円になるなど大幅な引き上げが行われました。基本健診の受診者は、14年度旧3町村のときに2,659人が受けていたわけですがけれども、15年度のこの決算では2,374人へと、285人とたくさんの方たちが受けていない、減っているという状況であります。これは重大なことであります。早期発見、早期治療、保健行政は国や自治体の義務であります。市民の福祉のため、医療費抑制のためにも料金を課すべきではありません。

一般廃棄物、特に事業系ごみと区別して、生活ごみの手数料を取ることに私は反対です。市民の減量意識を基本的な認識から啓発することと、市民と行政の信頼関係を高めることにより、効果的なごみ減量は可能であると考えます。それを追求することこそ先決問題だというふうに思います。

生活ごみの排出は、市民が生活している以上、個人的になくすことのできない問題であり、受益者を特定できるものではないと考えられます。このような手数料は税の二重負担と考えられ認めることができません。市が処理しているごみの中でも、事業系ごみの量の増加や、また生ごみなどごみのリアルな実態の把握がされているのか。現在こうした状況が市民には見えていない状況だというふうに思います。

高富小学校の全面改築の必要性、これも認めることはできません。少し直せば使える校舎まで壊しました。解体によるコンクリート殻は、教育委員会の答えによりますと4,470トン、前田建設マニフェストでは、岐阜市椿洞のあの問題の善商に搬入されたということであります。使えるはずの小学校中央校舎の分は、少なくともこの半分は占めていたのではないのでしょうか。改修によれば地域の業者にも仕事が回り、改修で新築部分との総合的な仕上げだってできると思われます。市の予算の多額の無駄遣いと市民への負担増、地球温暖化問題としても認めることはできません。

25億円ほどかかるという高富中学校の全面的な改築のための設計監理委託料7,400万円余りがこの決算で出てきております。高富小学校の改築問題と同様に、耐震検査、体力度調査結果が必要な数値でなかったとしても、全体として高富小学校よりも後に建設されており、昭和58年建設の東校舎は20年しかたっておりません。鉄筋コンクリートの校舎が20年や30年で全面的に建て替えなければならないなどということはどうしても考

えられないわけであります。全面改築ではなく、耐震補強工事や大規模改修により目的が達成できるものと考えます。全面改築のためのこの委託料は認められません。

子育て支援や子供によい環境を準備するのは行政の責任であります。仕事と子育てへの両立のために、日夜頑張っている保護者を支援する行政の姿勢を示す部分として、私は長時間保育や学童保育は無料にすべきだと考えます。

各種手数料、これは合併によって大幅に引き上げられました。教育施設の使用料の引き上げもまた行われました。また、こうした使用料への消費税相当分の上乗せ徴収というのも認めることはできません。

合併による住民負担増と合併特例債、15年度決算額では4億8,380万円となっておりますけれども、一般会計で24億4,830万円と、合併前の13年度と比較すると2倍近くになる多額の地方債が積み増しをされました。一般会計地方債残高は171億2,799万円余り、市民1人当たりで55万3,400円へと、1年で大幅に増えているわけであります。市民の負担は増えるばかりであります。合併により、美山支所職員など、支所職員が9名と激減するなど、地域経済と市民の生活に大きな打撃となっております。

一方で、効率化、公平性と言いながら、他方ではけた違いの予算が組まれてしまう、このようなやり方ではいけないというふうに思うわけです。自治体本来のあり方がもっと研究されなければならないと考えます。

国民健康保険の特別会計の決算につきましては、旧3町村からの国保会計の繰越額は2億617万円余り、当初予定されていた基金の繰り入れは行われませんでした。実質収支額は2億1,128万円余りと黒字となっております。合併に伴い、旧美山町では、国保税負担が重くなっております。国保基金は5億6,600万円余りあります。医療保険として最後の受け皿としての国保には、長引く不況の中で収入の不安定な人たちが多く加入しているわけであります。国保税が生活費を圧迫し、また払えなくなって滞納額は年々増えております。15年度、市は通常健康保険証を発行しないで、医療費10割を払わないと医者にかかれぬような資格証明書を93世帯に発行し、1カ月ごとの短期保険証を59世帯に発行しているということです。これでは、病気になっても医者にかかれず、手遅れになることもあります。市が保険者としての責任を果たしているとは言えません。

国保税全体の引き下げをするなど、有効な減免制度創設なども含め、制度改善に真剣に取り組むことを求めます。

介護保険の特別会計予算について、1号被保険者の保険料が一律15年度26%と大幅に引き上げられました。そして、それが実行されました。15年度よりの保険料の引き上げによりまして、65歳以上の市民の少なくない人たちから負担の重さに怒りの声、悲鳴が

私の方に寄せられております。国民年金暮らしの高齢者への負担は、消費税増税や医療費の負担増などに加えて、介護保険の負担とひどいものであります。また、年金が月1万5,000円に満たない人は普通徴収として請求がされるわけですが、この15年度の介護保険特別会計決算によりますと、保険料滞納額が314万7,930円と増えているわけでありまして。滞納をされている方のうちの76%が保険料の基準額以下の人であります。強制的に年金から天引きされる方々同様に負担に苦しんでおられると想像をするわけでありまして。せめて、最も身近なこの山県市が、その裁量でできる保険料や使用料の減額免除制度をつくり、高齢者の生活と福祉を支えるべきではないでしょうか。このような住民負担の本決算を認めることはできません。

農業集落排水事業の特別会計決算におきましては、受益者が特定できないため、分担金を認めることはできません。

水道事業会計におきましては、命の水、せめて13ミリ口径の一定量の水量までは消費税をつけないというような施策が求められるというふうに思います。

以上、15年度の一般会計決算、国保特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計の3特別会計決算、そして、水道事業会計決算への認定をするという特別委員長報告に反対の討論といたします。

○議長（藤垣邦成君） 次に、賛成討論はありますか。

討論はないものと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4 採決

○議長（藤垣邦成君） 日程第4、採決。

ただいまから認第1号及び認第2号の採決を行います。

最初に、認第1号 平成15年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり認定すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

認第2号 平成15年度山県市水道事業会計決算の認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

本案を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定いたしました。

日程第5 発議第7号

- 議長（藤垣邦成君） 日程第5、発議第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書についてを議題といたします。

事務局朗読願います。

（事務局朗読）

- 議長（藤垣邦成君） 提案者に提案理由の説明を求めます。

渡辺政勝君。

- 14番（渡辺政勝君） 提案説明をいたします。

文字どおり、この意見書によりますと、やはり今国中でもって議論されておりますけれど、三位一体の改革、私の認識では、この改革が成し遂げられれば名実ともに地方分権の確立につながるものだという認識でおりますので、そうした意味で御提案申し上げますし、また、これといって理由を申し上げるのも何でございますので、別紙の資料を参考にし、読み上げて、この提案の説明といたしますので、よろしくお願いします。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書。

平成16年度における国の予算編成は、三位一体の改革の名の下に、本来あるべき国、地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に経済財政運営と構造改革に関する基本

方針2004が閣議決定され、三位一体の改革に関連しておおむね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件をもとに、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与、規制の見直しに関する具体例を含む国庫補助負担金等に関する改革案を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体を取りまとめた今回の改革案等、我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものであります。

記

1．国と地方の協議機関の設置

地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2．税源移譲との一体的実施

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3．確実な税源移譲

今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

4．地方交付税による確実な財政措置

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い、財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。

また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5．施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより万全の財政措置を講じること。

6．負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切り下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7．新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的、内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8．地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

どうか、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（藤垣邦成君） 提案者の提案説明が終わりました。
-

日程第6 質疑

- 議長（藤垣邦成君） 日程第6、質疑。

発議第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はないものと求めます。よって、これをもちまして、発議第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書についての質疑を終結いたします。

日程第7 討論

- 議長（藤垣邦成君） 日程第7、討論。

ただいまから、討論を行います。

発議第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

討論はないものと求めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

- 議長（藤垣邦成君） 日程第8、採決。

ただいまから、採決を行います。

発議第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９ 環境保全対策特別委員会委員長報告について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第９、環境保全対策特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

環境保全対策特別委員会委員長の中間報告を求めます。

委員長 大西克巳君。

- 環境保全対策特別委員会委員長（大西克巳君） 環境保全対策特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、去る８月26日に、委員11名の出席と市民部長、産業経済部長、環境衛生部長、農林水産課長の出席を得て、委員会を開催いたしました。

初めての協議であることから、付託されておりますごみ処理関係につきましては、環境衛生課長から、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの推移について、山県市クリーンセンターの整備計画について、不法投棄等の諸問題について説明を受けました。

続いて、畜産関係につきましては、農林水産課長から蓄種ごとの飼養頭羽数、１年間の家畜排泄物発生量等の説明を受けました。

各委員からは、畜産公害に対する苦情内容、苦情件数、不法投棄等に対する監視体制の強化、ごみ処理整備計画の進捗状況等の質疑がありました。

午後からは、11カ所の市内管内視察を行いました。

その管内視察で特に感じましたことは、畜産環境対策を早急に講じなければならないと痛切に感じました。

今回の担当課からの説明資料でも伺えることは、岐阜地域におきましても、山県市内の畜産農家は伊自良地域を中心に突出しております。こうしたことから、畜産農家各自でそれぞれに糞尿対策が講じられているものの、対策が追いつかないというのが現状ではないかと思われます。

この問題は、今日、急に起こった問題ではございませんが、これからの山県市の住みよいまちづくりのためには、避けて通れない課題であります。

家畜糞尿の異臭が、近隣の市民に与える影響は非常に大きいものがありますので、住みよいまちづくりのためにも、市自らが積極的にかかわって畜産環境保全対策を講じていただきたいと思います。

以上、本委員会の中間報告であります。

当委員会といたしましては、目的でありますごみ処理及び畜産環境対策につきまして、今後においても調査、研究が必要でありますので、継続審査すべきであるとの結論に達しましたので、継続審査することを希望し、委員長報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 委員長報告が終わりました。

ただいまより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りします。

先ほど、環境保全対策特別委員会委員長 大西克巳君から付託案件を継続審査とするよう報告のありました件を議題とし、再付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がないものと認めます。よって、本案は環境保全対策特別委員会に再付託することを決定いたしました。

日程第10 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第10、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告についてを議題といたします。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の中間報告を求めます。

委員長 横山善道君。

- 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（横山善道君） 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、6月27日午後、全員協議会室において開催いたしました。

委員は全員出席し、執行者側からは基盤整備部長、都市計画課長、対策監、建設課長、課長補佐の出席を求めました。

本委員会は初めての協議であるため、それぞれ担当部課より現状の説明を受けました。

初めに、東海環状期成同盟会の組織と現状について説明を受け、委員からはトラスト運動の状況や対応等についての質問が寄せられました。

次に、東海環状、256号バイパスの経過及びスケジュールについて説明を受けました。

東海環状につきましては、山県市内におきましても早期の事業着手が望まれるものがあります。

256号バイパスは、本年度中には2本目のトンネルも完成し、17年3月には開通予定

とのことでありました。

また、関・本巢線から三田叉川の区間につきましても、今後用地買収を早急に進め、来年の10月供用開始を目途に進めているとのことでありました。

次に、418号線につきましては、市内の延長は約17.3キロ、整備率40%であります。

現在、中洞工区3.3キロに着手されており、昨年度は武芸川町境から若鮎橋の取付部までの工事が行われ、若鮎橋前後の200メートルが暫定で完成しております。今年は、水品地区で行われている工事も10月には完成予定で、約230メートルが供用開始されます。

今後におきましては、畑野地区の地元同意、ほとんど未改良の笹賀から塩後区間8キロの改良等、地域の同意、予算の確保等、多くの課題が残されているとのことでございました。

以上が、本委員会の今までの中間報告であります。

当委員会といたしましては、目的であります東海環状及び幹線道路の整備促進につきましましては、今後においても調査研究が必要でありますので、継続審議すべきであるとの結論に達したので、継続審査することを希望し、委員長報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員長報告の誤りを訂正されますので、よろしくお願いいたします。

- 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（横山善道君） 今、委員長報告いたしましたけど、訂正箇所が2カ所ほどありますので、申しわけございませんけど、訂正をお願いしたいと思います。

1点目は、本委員会の開催日を6月と申し上げましたけど、8月の誤りでございますので、よろしくお願いしたいと思いますし、報告のときに、未改良の笹賀のところをサガというふうに報告したと思いますけど、大変申しわけありません、笹賀地区から塩後区間の8キロということで訂正をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- 議長（藤垣邦成君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。よって、これもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

先ほど、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 横山善道君から付託案件を継続審査とするよう報告のありました件を議題とし、再付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議がないものと認めます。よって、本案は東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に再付託することを決定いたしました。

暫時休憩したいと思います。

午前10時58分休憩

午前11時20分再開

- 議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査報告についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、閉会中の所掌事務調査についての報告を求めます。

委員長 久保田 均君。

- 議会運営委員会委員長（久保田 均君） 議会運営委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会は、去る7月20日、委員5名と議長が出席し、助役、総務部長の出席を求め、委員会を開催しました。

助役に、平成16年第3回臨時会の提出予定議案9議案について説明を求め、会期についてお諮りをいたしました。

続きまして、去る9月3日、村瀬伊織委員は欠席でありましたが、委員4名が出席をし、助役、総務部長、企画部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

助役に、平成16年第3回定例会の提出予定議案18議案について説明を求め、その後、会期についてお諮りをいたしました。

また、意見書3件について審議をいたしました。

その他で、議会運営に係る要請がありましたので審議をいたしました。

以上で、議会運営委員会委員長報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。これもちまして、質疑を終結いたします。

日程第12 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第12、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務常任委員会委員長から、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

委員長 渡辺政勝君。

- 総務常任委員会委員長（渡辺政勝君） 総務委員会の閉会中の所掌事務の調査を受けましたので、その研修視察報告をさせていただきます。

去る8月28日から30日の2泊3日をもちまして、委員5名で北海道虻田郡虻田町及びニセコ町の二つの町を視察してまいりました。

この町の共通点は、観光、リゾートを主とした第三次産業が主な産業構造であることが共通しておりました。

研修視察第1日目、28日でございますけれども、まず初めに、虻田町へ赴きました。研修テーマは防災対策でございました。

虻田町からは、助役、議会議長、そして担当者の出迎えを受けまして、担当者から説明を受けました。

この虻田におきましては、災害に強いまちづくりを目指して、まちづくりを一生懸命なさっておられたと、そんな印象を受けたわけでございますが、その証拠に、庁舎の1階は消防防災センター、3階建てでございますけれども、2階、3階は一般事務棟あるいは防災対策室棟で構成されておまして、そうした構造上、やっぱり災害への即応態勢というものの表れを強く感じた次第でございます。

当虻田町は、洞爺湖や有珠山で有名は観光資源に恵まれて大変有名でございますけれども、とりわけ有珠山は200年で7回の噴火をしてきたという経緯がございます。要するに30年に一度の割合でその噴火を繰り返してきたわけでございます。直近では2000年の大噴火による災害を経験されたということでございます。

この災害に対処した経験をもとに、防災への説明を受けたものでありました。その当時、町の95%が被災し大災害であったということでございました。損害額にいたしましては、虻田町で260億円の損失をこうむったと、そのような大きな災害でもあり、また虻田町の役場機能が、隣町の豊浦町に移すほどの大災害であったということを説明を受

けたわけでございます。

そうした災害の中で、担当者からのいろんな思いを語っていただいたわけでも、人命尊重第一の観点から、避難勧告等につきましては、やはりそのマニュアルだけに頼ることだけでは不十分である。防災無線の機能だけに頼らないということですね。何か実践が必要であるということで、職員がビラを作成し配布したという経験を語られ、大いに効果を上げたということをお話していただきました。

また、災害後の防災への取り組みから、防災訓練は、災害直後は非常に高い関心もあり多くの参加者も得られたということでしたけれども、被災した年からだんだん意識も薄れ、教訓といたしましては「災害は忘れたころにやってくる」と、こういう教訓は的を得ているというお話でございました。やはり災害につきましては、日ごろからの防災意識の高揚、大変難しいことではございますが、これがいかに大切であるかということ、私も研修いたしましてなるほどとうなずく次第でございました。

こうした経験に基づくお話は、これからの行政にも我々議員活動にも大変生かすべきものだと痛感した次第でございました。

また、翌日には同じく虻田郡の二セコ町へ参りました。

二セコ町は、人口5,000人余りの小さなまちでございますけれども、何と申しますか、大変小さくてもきらりと光るまちであったという認識であります。

まちづくりのテーマといたしましては、「住むことが誇りに思えるまちづくり」ということで、私たちはこのまちに参りまして、研修テーマは行政改革ということで研修視察してまいりましたけれども、そのまちづくりの目標に、やはり町民と行政との情報共有、行政の透明性の確保あるいは住民主体の町政の位置づけ、当然でございますけれども、これをまちづくりの基本目標としていろいろ行政活動をされておるわけでございますけれども、その中で、私もユニークなことを知ったわけでございますけれども、情報共有化ということで、私たちのまちの議員にも予算の成果説明書等いろいろあるわけでございますけれども、このまちは「もっと知りたい今年の仕事」ということで、小冊子を作成しておりまして、我々が買うには有料でございますけれども、そうしたものを町民の方には全戸配布されておるということで、要するに予算書の中身よりもっと事細かく、予算書のいいことばかりではありませんけれども、悪いことというか都合の悪いことも、何もかも一緒に網羅して全戸へ配布しておるというユニークな事業をやっておられるということで、非常にこれからの行政につきましては参考になるのではないかなという思いはありますけれども、そうしたユニークなまちづくりをなさっていることに痛感をいたしました次第でございます。

また、大変住民参加を奨励されておりまして、各種委員会等の公募等につきましては、そうしたことを積極的に推し進められておるということで、その中でユニークなことは、補助金削減への検討委員会というのがございまして、そうしたものを役所主導ではなしに、住民の中からそうした補助金を検討していただいて、利害が対立する中で、住民の皆さんに判断を仰ぐという、そうした住民参加、透明性の確保といった行政をされておるということで、大変進んでおると思いますが、ユニークなことを積極的にやっておられるということをおっしゃる次第でございます。

いろいろと研修の中で聞きましたけれども、このニセコ町は既にISO14001を取得されておりまして、そうした中でやはり情報というものを時間をかけずにいち早く出すということで、その中で要求された情報につきましては30秒以内に情報が提供されるという職員間の一つの申し合わせと申しますか、取り決めがございまして、そうしたことで住民サービスを行っておるということで、お互いそれができなかったら、イエローカードじゃないですけども、お互い警告し合うという、そうしたシステムを持っていってらっしゃったようでございます。

そういうことで、大変研修視察させていただいて参考になったわけですが、やはり私たちこれから議員活動、あるいは行政のお願いの中で、要望の中で、こうした研修というのは大いに必要でありますし、またそうしたことを積極的に反映させてこそ研修の成果も上がるということで、こうしたことは大変重要であると思っておりますので、これからも皆様方の御理解を得つつ、またこうしたことに励んでまいりたいと思います。

甚だ簡単ではございますけれども、総務委員会といたしまして研修視察させていただいた次第を御報告申し上げます。

どうか、よろしくお願いいたします。

○議長（藤垣邦成君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第13 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

○議長（藤垣邦成君） 日程第13、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

委員長 村橋安治君。

- 産業建設常任委員会委員長（村橋安治君） それでは、産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、去る7月14、15、16日に閉会中の継続調査となっております、1番、畜産環境対策について、2番、大規模再開発事業について、山形県山形市及び羽黒町において研修を行いました。

畜産環境対策については、山形県羽黒町及び羽黒高品質堆肥製造施設利用組合の視察研修を行いました。その研修内容を御報告いたします。

山形市羽黒町は、庄内地方の東南に位置いたしておりまして、鶴岡市に隣接をいたしております。

農業は、水稻中心で、中山間地域を中心に、柿、アスパラガス、サクランボといった作物や畜産が複合経営によって安定経営を目指す農家が増えつつありました。畜産における羽黒町の近年の状況は、農業者の高齢化が深刻化し、年々農家の戸数が減少してきておる。そんな中にありながら、畜産への新規参入者が増加しておりまして、農家の戸数、また飼養頭羽数におきましても横ばいの状況であります。

しかしながら、BSEの発生、家畜排泄物処理法の施行によりまして、家畜農家を取り巻く状況は厳しさを増しているようでありました。

本年11月から畜産排泄物法が適用となり、野積み、また素掘り等などの家畜排泄物の不適切な管理が禁止されますが、こうした背景を踏まえながら、羽黒町高品質堆肥製造施設は非常に機能的に運営をされておりました。

この施設は、総事業費約3億円ほどを費やしまして、平成15年度より本格的に稼働しております。高品質堆肥の製造方法は、カントリーエレベーターから出るもみ殻と畜産農家から排出される糞尿を有効に利用して、高品質な堆肥が製造されております。

この畜産農家からの排出物を堆肥製造する利用組合は、通常であれば糞の処理代を支払うべき状況でありながら、この組合におきましては、2トンダンプ1杯が組合から1,000円を支払いして購入しておりましたことに驚いたわけであります。

また、堆肥を処理する方法としても、土づくりをするための田畑への散布システムも確立をされておまして、すべての面でいろいろ注目すべき点が多くございました。

この施設整備につきましても、畜産農家と農協が中心になり、設置した利用組合に無償でこの施設を貸与して運営をされております。これは羽黒町が建設をしまして、この利用組合に無償で貸与していると、そういうふうで運営がなされております。羽黒町からも応分の補助が約300万円ほど年間に出されておりましたけれども、補助金も少なく

機能的な運営がなされているということで、非常に驚いたわけであります。

また、山形市におきましても、畜産農家周辺地域から悪臭による苦情が多く寄せられております今日、住みよい生活環境づくりという観点からも、長年の懸案でありますこの問題は、住民の毎日の日常生活に直結した重要な課題でありますので、市長さんには積極的に取り組んでいただきたいと願うものであります。

特に、執行部をお願いしたいのは、17年度予算がこれから検討をされますけれども、抜本的に解決するための畜産公害、畜産近辺の調査といいますか、調査費等を予算化していただきまして、具体的な施策検討を重ねてお願いを申し上げたいと思います。

次に、大規模開発事業については、山形駅周辺事業の視察研修を行いましたので報告いたします。

この事業は、ハード事業とソフト事業で成り立っておりまして、駅周辺事業は建設省、ＪＲ東日本、また県、市が一体となりまして、市の中心市街地を将来のあるべき姿を求めて計画されたものであります。

昭和63年に事業に着手されまして、現在15年たっておるわけでございますが、おおむね全体計画の7割が完成をしております、まだ3割ほどが残っているようでございますが、これから何年の計画かはまだ未定ということでございますけれども、総事業費が700億円というようなことで、大きなプロジェクトだと思います。

そういう意味で、その中の内容におきましては、まちづくりの情報センターは、開発事業の核になります施設の中に、市が設置する情報提供施設の一つとして、まちづくり情報センターを整備したものでありました。また活動の内容については、展示フロアによるまちの歴史、発展の紹介、また市勢情報、各種団体の活動支援等を行われておりました。

事業効果としては、資料が常時公開されておりました、小学生による学習の場とか、観光客への情報提供、市民参加によるまちづくりの意識の向上が図られておりました。

また駅周辺のまち並みは、山形市のこの駅周辺の整備地区に入りましたときに驚きましたのは、非常にまち並みの美しさと整備がされたまちづくりに驚きを感じるほど見事な整備事業が進められていたことでございます。

本市におきましても、今後、市の庁舎を中心に東海環状自動車道インター、また国道256バイパス等主要な施設を取り巻く一体的な整備計画を作成し、計画的な整備事業の推進を進めていただきたいものでございます。

今回の研修で特に学びましたことは、羽黒町のように、家畜の糞尿処理、また基本的には畜産農家固有の責任において処理するものを、町が非常に積極的にこの畜産公害に

に対します問題解決にかかわっておられたということでもあります。

また、調査しました山形市においては、こうした財政の厳しい時代でありますから、このプロジェクトの全体の完成にはまだ目途が立っていないということでもあります。長期の歳月を費やしての大事業でございますが、そういう大きな事業におきましても、今後山形市の中にあって着実に計画を立てて進められることを望みまして、以上、産業建設委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上でございます。

- 議長（藤垣邦成君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第14、文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

委員長 村瀬伊織君。

- 文教厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） お許しをいただきましたので、文教厚生委員長報告をさせていただきます。

閉会中の調査でございます。

当委員会は、平成16年7月21日から23日まで、北海道静内町の日高中部衛生センターと小樽市の生涯学習についてを視察研修に行っていました。

第1日目は、静内町、新冠町、三石町の3町の構成により建設された日高中部衛生施設組合の環境センターを視察をしました。

当施設は、平成15年3月より稼働し、破碎処理施設、資源化施設を備えた低負荷型自然環境社会の形成に向け、最新のごみ処理施設でございました。

焼却施設は次世代高温ガス化直接溶融システムで、処理能力は1日に19トンの2基で8時間、三交代でフル稼働をしておりました。ろ過集塵装置による高温な排ガス処理は、有害ガス除去設備を完備し、ダイオキシンの発生量を減らし、環境負荷に最大限に配慮をされておりました。

また、焼却灰を溶融し、無害化、減溶化することで最終処分場の延命化を図るとともに、溶融後のスラグやメタルについては再利用を検討しているということでしたが、こ

れもまた後ほど検討結果をお聞きするつもりでございます。

同施設内には、リサイクル施設があり、破碎処理施設は5時間で9トン、破碎ごみの最大寸法15センチ以下の処理能力を持っております。

不燃ごみでは、小型家電等の金属類、ガラス類、陶器、土砂等の瓦れき類、袋、容器類のプラスチック類、木片、繊維類の可燃物などの処理を行っております。粗大ごみは大型電化製品、自転車等の金属類、家具、木製品類、鉄筋コンクリート片、ブロック片等の瓦れき類、容器、ガラス、プラスチック製品類や畳、マットレスなどの処理を行っております。

また自然化施設では、1日9トンの処理能力を持ち、缶、瓶、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、段ボール、新聞、雑誌など11種類のリサイクルが行われておりました。

施設内は、ごみの焼却熱を利用して、冷暖房、給湯、ロードヒーティングを備えた施設であり、運転管理は業者に委託をしているとのことでした。

続きまして、二日目は生涯学習について小樽市生涯学習プラザを視察をいたしました。

当施設は小樽市富岡1丁目の稲穂小学校の校舎に鉄筋コンクリート4階建ての一部分に併設をされておりました。1,113平方メートルに総事業費3億5,000万円で、平成7年8月に開設をされました。

平成15年度には、利用者は7万1,629人、各講座を利用されました。生涯学習プラザの中には、いつでも、どこでも、誰でも学べる学習の実現を目指し、ふれあいホール、学習室、和室で構成をされております。ふれあいホールは音楽設備、映写設備、ピアノが備えてあり、音楽関係、講演会、ダンスなどの幅広い学習に利用されております。6室ある学習室は2部屋続きになる部屋が2カ所あり、人数に応じて開閉でき、少人数から多人数で各種講座や学習に利用され、和室は将棋などの学習に利用されておりました。また、生涯学習講座、成人学校等の講座は多くの市民が楽しんで学習をされているということでした。

以上が研修先の説明でございますが、山県市のごみ処理施設にかかわる事業計画を12年度より推進していく中で、日高中部環境センターは検討中の施設規模に類した施設であり、大変参考になりました。

今後、本市におきましても、この施設が計画される中で、議員各位、執行者の皆様方と一緒に、安心、安全の施設ができるよう努力していかなければなりませんので、本当にこの研修につきましては参考になりました。

また、生涯学習の場として、校舎の活用形態、空き校舎の多い本市においては、今後は生涯学習の場として校舎の活用形態について検討する必要も強く感じました。

今回の視察研修を生かし、所管の諸問題に鋭意取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、視察研修の報告といたします。

- 議長（藤垣邦成君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

- 議長（藤垣邦成君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
-

- 議長（藤垣邦成君） これで、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

会議を閉じ、平成16年第3回山県市議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時52分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 藤 垣 邦 成

4 番 議 員 宮 田 軍 作

19 番 議 員 小 森 英 明